平成 26 年度外務省 ODA 評価

法制度整備支援の評価

（第三者評価）

報告書

平成 27 年 2 月

株式会社　三菱総合研究所

はしがき

本報告書は，株式会社三菱総合研究所が，平成 26 年度に外務省から実施を委託された「法制度整備支援の評価」について，その結果をとりまとめたものです。

日本の政府開発援助（ODA）は，1954 年の開始以来，途上国の開発及び時代とともに変化する国際社会の課題を解決することに寄与しており，今日，国内的にも国際的にも，より質の高い，効果的かつ効率的な援助の実施が求められています。外務省は，ODAの管理改善と国民への説明責任の確保という二つの目的から，主に政策レベルを中心としたODA評価を毎年実施しており，その透明性と客観性を図るとの観点から，外部に委託した第三者評価を実施しています。

本件評価調査は，日本の法制度整備支援に係る援助政策全般をレビューし，日本政府による今後の法制度整備支援に係る援助の政策立案，及び効果的・効率的な実施の参考とするための教訓を得て提言を行うこと，さらに評価結果を広く公表することで国民への説明責任を果たすことを目的として実施しました。

本件評価実施にあたっては，東京大学大学院総合文化研究科の佐藤安信教授に評価主任をお願いして，評価作業全体を監督していただき，また，名古屋大学法政国際教育協力研究センターのコンティリ准教授にアドバイザーとして，法制度整備支援についての専門的な立場から助言を頂くなど，調査開始から報告書作成に至るまで，多大な協力を賜りました。また，国内調査及び現地調査の際には，法務省，外務省，独立行政法人国際協力機構（JICA），現地ODAタスクフォース関係者はもとより，現地政府機関や各ドナー，NGO関係者など，多くの関係者からもご協力を頂きました。ここに心から謝意を表します。

最後に，本報告書に記載した見解は，本件評価チームによるものであり，日本政府の見解や立場を反映したものではないことを付記します。

2015 年 2 月
株式会社　三菱総合研究所

本報告書の概要

評価者（評価チーム）
・評価主任　　佐藤　安信　東京大学大学院総合文化研究科　教授
・アドバイザー　コン　ティリ　名古屋大学法政国際教育協力研究センター　准教授
・コンサルタント　株式会社　三菱総合研究所

評価実施期間：2014 年 8 月～2015 年 2 月

現地調査国：ベトナム・カンボジア

評価の背景・目的・対象
開発途上国に対する法制度整備支援の重要性が高まっており，日本においては「法制度整備支援に関する基本方針」（2009 年 4 月制定，2013 年 5 月改訂）も策定されている。このような背景の下，本件評価は，法制度整備支援におけるこれまでの実績について包括的に評価し，今後のより効果的な法制度整備支援のための提言を目的として実施された。本件評価では，ODA 大綱とODA 中期政策のうち法制度整備支援に関係する方針と「法制度整備支援に関する基本方針」（2009 年 4 月制定，2013 年 5 月改訂）を主たる評価対象とした。

評価結果のまとめ（総括）
開発の視点と外交の視点から，日本の法制度整備支援を評価したところ，おおむね高い評価が得られた。

● 開発の視点
（1）政策の妥当性
政策の妥当性については，「国際的な優先課題との整合性」，「日本の上位政策との整合性」，「日本の外交政策上の位置づけ」，「相手国ニーズとの整合性」，「日本の比較優位性」の五つの観点から評価した。全般的に日本の法制度整備支援に係る政策の妥当性については十分に確保されているものと評価している。特に日本の法制度整備支援における比較優位性は高く評価できるものである。

（2）結果の有効性
法制度整備支援の四つの柱である「ルールの整備」，「法運用組織の機能強化」，「リーガルエンパワメント」，「人材育成」，のいずれの観点からも，日本の取組は援助対象国におけるグッド・ガバナンスと法の支配の定着に一定の成果を残していると評価できる。一方で，法制度整備支援の効果の発現には時間を要することもあり今後のモニタリングが重要である点や，司法における腐敗問題が法制度整備支援の効果を高める上での課題である点等が課題として挙げられた。

（3）プロセスの適切性
被援助国との協議状況が適切な点や十分な資質を備えた専門家を派遣し，高度に専門的な法制度整備支援が実施されているという点については高く評価できる。一方，他ドナーとの連携を中心としていくつかの課題も散見された。

● 外交の視点

総じて，法制度整備支援は日本の外交に大いに貢献している。特に法制度整備支援は密な人的交流を一つの特徴としており，この支援を通して多くの知日派，親日派が行政の中枢人材，及び経済界に輩出されているという面は高く評価できる。

提言

(1)トップレベルの政策立案の場の設置

日本政府の上位レベルで，「法制度整備支援に関する基本方針」の改訂サイクルよりも頻繁に，法制度整備支援について検討し，政策立案を積極的に図る場を設けることが望ましい。

(2)政策決定権限を有するレベルへの法制度整備支援の実施

従来の現場レベルの支援に加えて，政策決定権限を有するレベルに対する法制度整備支援の実施が必要である。

(3)法律の運用状況をモニタリングするための支援の実施

今後の法制度整備支援の実施にあたっては，法律の運用のモニタリングに資する情報整備等を支援項目として付加することも有用である。

(4)法・司法制度へのアクセスのための普及活動強化

被援助国のメディア等を通じた積極的な広報活動により，当該国の一般国民に対して法・司法制度自体の周知が不可欠である。

(5)他ドナー・国際機関との連携強化

日本の援助の比較優位性を活かして，ドナー全体による法制度整備支援を積極的にリードしていくことにより，日本の法制度整備支援に係るプレゼンスを一層向上させることができるものと考えられる。

(6)民間との連携による法制度の運用段階に対する支援の実施

法制度整備支援の実施を主に担う JICA を中心として，民間の日弁連のような機関との協力をより重点的に図りつつ，積極的に弁護士を派遣でき，派遣中もバックアップを行う体制を構築することが重要である。

(7)法制度整備支援により得られた資料の積極的な公開

日本の法制度整備支援により作成された資料については，セミナー参加者や現地の法曹からの評価も非常に高く，よりアクセスしやすい形で資料を積極的に公開し，援助の効果を高めていくことが望まれる。

なお，日本の法制度整備支援の関係者は外務省・JICA に留まらず，法務省，経済産業省，財務省や文部科学省等の他省庁や産業界，大学，弁護士会，NGO 等広範に及ぶことから，本件評価においては，外務省・JICA に対する直接的な提言に加えて，日本の法制度整備支援関係者全体に対して以下の提言を行った。

(1)「日系企業への裨益を意識した体制の拡充」

(2)「法制度整備支援にかかる人財の育成」

目次

第 1 章 評価の実施方針 1
1-1 評価の背景と目的 1
1-2 評価の対象 1
1-3 評価の実施方法・評価の枠組み 3
1-3-1 評価の実施方法 3
1-3-2 評価の枠組 4
1-3-3 評価調査の実施手順 9
1-4 評価調査の実施体制 10
1-5 評価実施上の制約 11
第 2 章 法制度整備支援に関する動向 12
2-1 日本の法制度整備支援 12
2-1-1 日本の法制度整備支援の経緯 12
2-1-2 日本の法制度整備支援に係る政策 19
2-1-3 日本の法制度整備支援の実施体制 35
2-1-4 日本の法制度整備支援の実施スキーム 39
2-1-5 日本の法制度整備支援の実施対象国と各実施対象国における実施内容 ... 41
2-2 他ドナーの法制度整備支援 44
2-2-1 世界銀行 44
2-2-2 アジア開発銀行（ADB） 44
2-2-3 国連開発計画（UNDP） 44
2-2-4 米国 45
2-2-5 フランス 45
2-2-6 ドイツ 45
第 3 章 ケーススタディ（ベトナム） 46
3-1 日本の法制度整備支援の実施状況 46
3-2 他ドナーの法制度整備支援の実施状況 47
3-2-1 世界銀行 47
3-2-2 ADB 48
3-2-3 UNDP 48
3-2-4 米国 49
3-2-5 オーストラリア国際開発庁（AusAID） 49
3-2-6 カナダ外務貿易開発省（DFATD）（旧カナダ国際開発庁（CIDA）） 50
3-2-7 法制度整備支援プログラム（JPP） 50
3-3 ケーススタディ国における法制度整備支援の評価 52
3-3-1 政策の妥当性 52
3-3-2 結果の有効性 52
3-3-3 プロセスの適切性 58
3-3-4 外交の視点からの評価 59
第 4 章 ケーススタディ（カンボジア） 60
4-1 日本の法制度整備支援の実施状況 60
4-2 他ドナーの法制度整備支援の実施状況 61
4-2-1 世界銀行 61
4-2-2 ADB 62

4-2-3 UNDP 63
4-2-4 米国 64
4-2-5 フランス 64
4-2-6 ドイツ 65
4-3 ケーススタディ国における法制度整備支援の評価 66
4-3-1 政策の妥当性 66
4-3-2 結果の有効性 66
4-3-3 プロセスの適切性 75
4-3-4 外交の視点からの評価 77
第 5 章 評価結果 79
5-1 政策の妥当性 79
5-1-1 国際的な優先課題との整合性 79
5-1-2 日本の上位政策との整合性 80
5-1-3 日本の外交政策上の位置づけ 80
5-1-4 相手国ニーズとの整合性 81
5-1-5 日本の比較優位性 82
5-2 結果の有効性 86
5-2-1 ルールの整備支援による結果の有効性 88
5-2-2 法運用組織の機能強化支援による結果の有効性 92
5-2-3 リーガルエンパワメントの支援による結果の有効性 95
5-2-4 人材育成支援による結果の有効性 99
5-3 プロセスの適切性 102
5-3-1 特定課題への取組やアプローチ 102
5-3-2 他ドナー・国際機関との連携状況 103
5-3-3 被援助国との協議状況 104
5-3-4 実施体制 105
5-3-5 政策の実施状況を定期的に把握するためのプロセス 106
5-4 外交の視点からの評価 108
5-4-1 外交的な重要性 108
5-4-2 外交的な波及効果 109
第 6 章 評価のまとめと提言 111
6-1 評価のまとめ 111
6-1-1 政策の妥当性 111
6-1-2 結果の有効性 111
6-1-3 プロセスの適切性 112
6-1-4 外交の視点からの評価 113
6-2 評価を踏まえた提言 114
6-2-1 提言 114
6-2-2 提言の分類と提言の検討・実施 118
6-3 日本の法制度整備支援の関係者全体に対する提言 121
第 7 章 巻末資料 124

図表目次

表 1-1 本件評価の枠組 5
表 2-1 日本の法制度整備支援の経緯（法務省法務総合研究所が把握しているもの） 13
表 2-2 日本の法制度・司法改革支援（Legal and Judicial Development）向けの支出額上位 15 カ国（2000-2013 年の合計） 42
表 3-1 ベトナムに対する主な法制度整備支援プロジェクト 46
表 4-1 カンボジアに対する主な法制度整備支援プロジェクト 60
表 5-1 2000 年以降における各国の開発課題（法制度整備支援に関するもの） ... 81
表 5-2 日本の法制度整備支援に対する専門家の投入量 87
表 5-3 日本の法制度整備支援における研修の受入人数実績（国別研修等） 88
表 5-4 主な法制度整備支援プロジェクトにおける上位目標の設定状況 103
表 6-1 提言内容・重要度・提言先の一覧 120

図 1-1 本件評価の目標体系図 3
図 1-2 評価の実施手順 9
図 2-1 日本の法制度・司法改革支援（Legal and Judicial Development）向けの支出額（2000-2013 年の合計） 41
図 3-1 ベトナムにおける第一審の既済件数 56
図 3-2 民事事件（婚姻及び家族）監督審・再審未済数 56
図 4-1 カンボジアにおける地方裁判所の民事事件の既済件数 69
図 4-2 法の支配指数 国別評価－カンボジア 70
図 4-3 カンボジアと周辺国における農村人口割合 71
図 4-4 カンボジアの裁判官・検察官における RSJP 卒業生の占める割合 74

ケーススタディ対象国（ベトナム・カンボジア）地図

出所：テキサス大学ウェブサイト

出所：テキサス大学ウェブサイト

略語表

略語	英語名	日本語名
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
ADR	Alternative Dispute Resolution	裁判外紛争解決
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
AusAID	Australian Agency for International Development	オーストラリア国際開発庁
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
CRS	Creditor Reporting System	債権国報告システム
DFATD	Department of Foreign Affairs, Trade and Development	カナダ外務貿易開発省
EPA	Economic Partnership Agreement	経済連携協定
EU	European Union	欧州連合
GUAM	Georgia, Ukraine, Azerbaijan and Moldova	グルジア・ウクライナ・アゼルバイジャン・モルドバ
IFC	International Financial Corporation	国際金融公社
JETRO	Japan External Trade Organization	独立行政法人日本貿易振興機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
JRS	Judicial Reform Strategy	（ベトナム）法制度整備戦略
JPP	Justice Partnership Program	法制度整備支援プログラム
LNA	Comprehensive Needs Assessment for the Development of Vietnam's Legal System to the year 2010	2010 年に向けたベトナムの法制度発展のための包括的ニーズ・アセスメント
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organisation for Economic Cooperation and Development	経済協力開発機構
OECD-DAC	Organisation for Economic Cooperation and Development / Development Assistance Committee	経済協力開発機構　開発援助委員会
PPP	Public Private Partnership	官民連携

略語	英語名	日本語名
PRAJ	Program on Rights and Justice	権利と正義プログラム
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper	貧困削減戦略文書
PRSC	Poverty Reduction Support Credit	貧困削減支援貸付
RSJP	Royal School of Judges and Prosecutors	カンボジア王立裁判官・検察官養成校
RULE	Royal University of Law and Economics	カンボジア王立法律経済大学
STAR	Support for Trade Acceleration Project	通商促進プロジェクト
TWG	Technical Working Group	テクニカルワーキンググループ
UNAFEI	United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders	国連アジア極東犯罪防止研修所
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNTAC	United Nations Transitional Authority in Cambodia	国際連合カンボジア暫定統治機構
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
VCA	Vietnam Competition Authority	ベトナム商工省競争局
WG	Working Group	ワーキンググループ
WJP	World Justice Project	世界正義プロジェクト
WTO	World Trade Oranization	世界貿易機関

第1章 評価の実施方針

1-1 評価の背景と目的

日本の国際貢献の主要な柱である政府開発援助（ODA）には，より質の高い，効果的かつ効率的な援助の実施が求められており，外務省では ODA 評価を通じ，その充実に努めている。開発途上国に対する法制度整備支援は，良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに，開発途上国が持続的成長を実現するために不可欠な基盤づくりを支援するものであり，昨今の国際協力重点方針（外務省）においても重点事項として挙げられている。

2013 年にまとめられた「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」では改めて日本の法制度整備支援に関する基本的考え方を示した上で，インドネシア，ベトナム，ミャンマー，モンゴル，カンボジア，ラオス，ウズベキスタン，バングラデシュの 8 か国を中心に支援を進めるとともに，これら以外のアジア諸国やアフリカ諸国等に対しても，相手国のニーズや必要に応じて今後の支援の需要を更にくみ取っていくとしている。

また，民法などの基本的な法令の起草や法運用組織（裁判所など）機能強化などの従来行われている法制度整備支援に加え，近年はビジネス環境の整備という観点から，税関などの貿易円滑化のための支援や，基準認証制度の整備などより幅広い分野における法制度整備支援を行ってきている。

以上の状況を踏まえ，本件評価では法制度整備支援におけるこれまでの実績について包括的に評価し，新しい基本方針の下，どのような支援を行っていくべきかにつき有益な提言を行うべく評価を実施した。また，国民への説明責任を果たすべく，評価結果を公表し，さらに援助関係国にも評価結果をフィードバックすることも意図した。

1-2 評価の対象

本評価では，日本の援助の重点課題である，法制度整備支援の ODA 政策を対象として評価を実施した。

なお，本評価報告書における法制度整備支援とは，JICA による「ガバナンス調査研究報告書」で示されている以下の定義を基本とした。「（法制度整備支援とは）発展途上国が行う法整備のための諸努力を支援することであり，具体的な法案起草や立法化促進のための支援のみならず，法の執行・運用のための諸制度の整備（司法改革支援），これらに従事する法曹の人材育成に関する支援をも含む」[1]。具体的な支援活動としては民法などの基本的な法令と経済法に関する整備や裁判実務改善，法曹人材養成などに対する支援を主眼としている。なお，治安活動及び警察を対象とした支援や税関・通関に対する支援は，関係者へのインタビュー等か

[1] 独立行政法人 国際協力機構「JICA におけるガバナンス支援――民主的な制度づくり，行政機能の向上，法整備支援 調査研究報告書」（2004 年）

ら，上述した定義とは異なる体制・視点に基づいて実施されてきた経緯もあり，本評価では評価対象外とする。

上述したとおり，日本の法制度整備支援の援助に係る政策文書としては，「法制度整備支援に関する基本方針」（2009 年 4 月策定，2013 年 5 月改訂）があり，法制度整備支援の援助方針について詳述されている。このほか，ODA 大綱や ODA 中期政策，各国の国別援助計画・援助方針においても，法制度整備支援の援助に係る政策レベルの言及がなされている。加えて，援助実施機関である独立行政法人国際協力機構（JICA）においても，法制度整備支援に係る指針等が示されている。このような状況に鑑み，ODA 大綱と ODA 中期政策のうち法制度整備支援に関係する方針と「法制度整備支援に関する基本方針」（2009 年 4 月制定，2013 年 5 月改訂）を主たる評価対象とする。ただし，関連文献によりこれらの文書で明文化されていない点等を補いつつ，最終的な目標体系図を設定し，評価を実施した。

評価期間については，日本の法制度整備支援が本格的に開始した 1996 年以降とする。ただし，2003 年に日本の対外援助の最上位政策である ODA 大綱が改定されている点に留意して評価を実施した。また，法制度整備支援を対象とした外務省による第三者評価は本件が初めてである点に鑑み，1996 年以前に実施された案件についても，適宜評価対象とした。

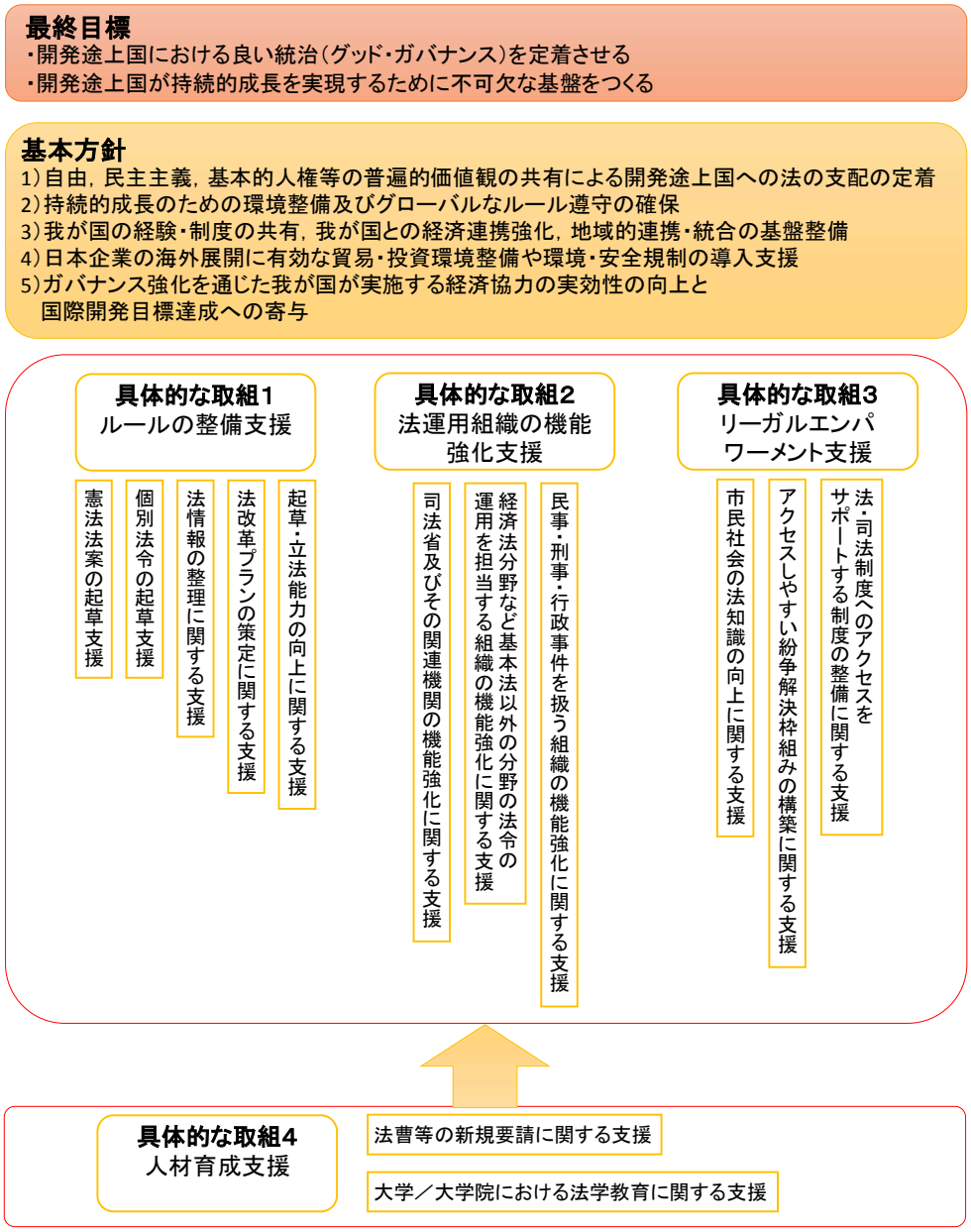

図 1-1 本件評価の目標体系図

出所:「法制度整備支援に関する基本方針」(2013 年 5 月)等より評価チーム作成

1-3 評価の実施方法・評価の枠組み

1-3-1 評価の実施方法

本評価では，日本の援助の重点課題である，法制度整備支援の ODA 政策を対象として，主として開発の視点から「政策の妥当性」，「結果の有効性」，「プロセスの適切性」について，及び外交の視点から総合的に評価する。評価は「ODA 評価ガイドライン第 8 版」に準拠し，OECD-DAC の評価 5 項目を参考としながら実施した。

1-3-2　評価の枠組

本評価を行うに当たり，まず，評価の視点，評価項目，評価指標を示す評価の枠組を作成した。

表 1-1 本件評価の枠組

評価対象：法制度整備支援に係る援助			
評価視点	**評価基準**	**評価内容，指標**	**情報収集方法･収集源**
開発の視点からの評価			
1．政策の妥当性	1.1 国際的な優先課題との整合性	･他の主要ドナー国･国際機関における法整備制度支援の方針との整合性 〔ケーススタディ国を中心に〕 ･他ドナーの援助との役割分担	◆文献調査 ･外務省 ODA 大綱（2003 年），ODA 中期政策（2005 年），「国際協力重点方針」（各年度），「法制度整備支援に関する基本方針」（2009 年，2013 年），各国国別援助計画，各国国別援助方針，各国事業展開計画 等 ･JICA「課題別指針 法制度整備支援」（2011 年），関連事業の事後評価報告書等 ･各ドナーによる法制度整備支援関連文書（事業評価報告書等） ◆国内インタビュー： 〔法制度整備支援の援助全体に関して〕 ･関係省庁（外務省国際協力局，JICA 産業開発･公共政策部，法務省法務総合研究所国際協力部） ･名古屋大学法政国際教育協力研究センター 〔ケーススタディ国を中心に〕 ･外務省国際協力局国別課，JICA 地域部 ◆現地インタビュー： 在外本邦機関（在ベトナム日本国大使館，在カンボジア日本国大使館，JICA ベトナム事務所，JICA カンボジア事務所 等），日本商工会議所 ･カンボジア政府機関（司法省，最高人民裁判所，王立裁判官･検察官養成校，王立司法官学院，カンボジア弁護士会，カンボジア開発評議会等） ･ベトナム政府機関（司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院，ベトナム弁護士連合会，計画･投資省 等） ･他ドナー：米国（USAID），フランス，ADB，UNDP，世界銀行等
	1.2 日本の上位政策との整合性	･ODA 大綱，ODA 中期政策との整合性 ･過年度の「国際協力重点方針」との整合性 ･「法制度整備支援に関する基本方針」（2009 年４月，2013 年５月改訂）との整合性	
	1.3 日本の外交政策上の位置づけ	･ODA 関連の国際的な合意事項（MDGs や G8 成果文書等）との整合性 ･その他，主要な外交方針（経済外交（日本企業支援）等）との一貫性	
	1.4 相手国ニーズとの整合性	〔ケーススタディ国を中心に〕 ･援助受入国の開発政策等との整合性 ･援助受入国における法制度整備支援に対するニーズとの整合性	
	1.5 日本の比較優位性	〔ケーススタディ国を中心に〕 ･他ドナーや国際機関と比較した日本の法整備制度支援の援助の優位性	

評価対象：法制度整備支援に係る援助			
評価視点	**評価基準**	**評価内容，指標**	**情報収集方法･収集源**
2．結果の有効性	2.1 インプットの実績	･法制度整備支援に係るインプットの時系列的変化 ･法制度整備支援を実施している他ドナー･国際機関と比較した，法制度整備支援に係るインプット（リソースの投入量等）の比較（全体，地域別，国別，分野別）	◆文献調査 ･JICA 等が公表している法制度整備事業に関する文書（関連事業の事後評価報告書等） ･援助対象国政府の関連文書（開発計画，法制度関連の指針等） ◆国内インタビュー： 〔法制度整備支援の援助全体に関して〕 ･関係省庁（外務省国際協力局，JICA産業開発･公共政策部，法務省法務総合研究所国際協力部） ･名古屋大学法政国際教育協力研究センター 〔ケーススタディ国を中心に〕 ･外務省国際協力局国別課，JICA 地域部 ◆現地インタビュー： 在外本邦機関（在ベトナム日本国大使館，在カンボジア日本国大使館，JICA ベトナム事務所，JICA カンボジア事務所 等），日本商工会議所 ･カンボジア政府機関（司法省，最高人民裁判所，王立裁判官･検察官養成校，王立司法官学院，カンボジア弁護士会，カンボジア開発評議会等） ･ベトナム政府機関（司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院，ベトナム弁護士連合会，計画･投資省 等） ･他ドナー：米国（USAID），フランス，ADB，UNDP，世界銀行等･現地専門家（弁護士）
	2.2 アウトプットの実績	･援助によるアウトプット（施設数，育成された法曹の人数等） 〔ケーススタディ国を中心に〕 ･援助を活用して立案された法律数 ･援助を活用して育成された法曹数 ･その他援助により整備されたシステム･施設等	
	2.3 アウトカムの実績	〔ケーススタディ国を中心に〕 ･援助によるアウトプットに基づく具体的なアウトカムの発現状況（法律整備による経済活動の活性化，治安改善，裁判所のスピードアップ等）	
	2.4 インパクトの測定	〔ケーススタディ国を中心に〕 ･援助によるアウトカムに関連する定量的な改善状況（当該国における外資企業数，犯罪件数，裁判に要する時間等）	

評価対象：法制度整備支援に係る援助			
評価視点	**評価基準**	**評価内容，指標**	**情報収集方法･収集源**
3．プロセスの適切性	3.1 特定課題への取組やアプローチ	･ODA 大綱に示されている基本方針である「開発途上国の自助努力」や重点課題の「貧困削減」を考慮した案件形成と援助の実施状況 ･ODA 中期政策に示されている「重点課題（１）貧困削減の（ｄ）貧困削減のための制度･政策に関する支援」に資する案件形成と援助の実施状況	◆文献調査 ･外務省 ODA 国別評価報告書 ･JICA 関連事業事後評価報告書 ◆国内インタビュー： 〔法制度整備支援の援助全体に関して〕 ･関係省庁（外務省国際協力局，JICA 産業開発･公共政策部） 〔ケーススタディ国を中心に〕 ･外務省国際協力局国別課，JICA 地域部 ◆現地インタビュー： 在外本邦機関（在ベトナム日本国大使館，在カンボジア日本国大使館，JICA ベトナム事務所，JICA カンボジア事務所 等），日本商工会議所 ･カンボジア政府機関（司法省，最高人民裁判所，王立裁判官･検察官養成校，王立司法官学院，カンボジア弁護士会，カンボジア開発評議会等） ･ベトナム政府機関（司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院，ベトナム弁護士連合会，計画･投資省 等） ･他ドナー：米国（USAID），フランス，ADB，UNDP，世界銀行等･他 ･現地専門家（弁護士）
	3.2 他ドナー･国際機関との連携状況	〔ケーススタディ国を中心に〕 ･他ドナー･国際機関との法制度整備支援に係る協議の状況，連携の取り方	
	3.3 被援助国との協議が行われていたか	〔ケーススタディ国を中心に〕 ･現地の ODA タスクフォースや日本側の関連省庁，援助実施機関が案件形成･援助の実施にあたって適切に被援助国側のカウンターパートと協議していたか。 ･策定･実施の段階で，日本の関係府省間の連携，政府と実施機関との連携は適切に行われていたか。	
	3.4 実施体制は十分整っていたか	･人員配置･リソースの面から，予算制約等の範囲で，最大限の効果の発現を図るべく案件を形成し，援助を実施していたか。 ･関係機関間（外務省，法務省，弁護士会等）で十分な協議は行われていたか。	
	3.5 政策の実施状況を定期的に把握するようなプロセス	･法制度整備支援の効果の発現状況のモニタリング状況 ･法制度整備支援の実施方法の改善等に対する検討状況	

<table>
<tr><th colspan="4">評価対象：法制度整備支援に係る援助</th></tr>
<tr><th>評価視点</th><th>評価基準</th><th>評価内容，指標</th><th>情報収集方法･収集源</th></tr>
<tr><td colspan="4">外交の視点からの評価</td></tr>
<tr><td colspan="2">１．外交的な重要性</td><td>・法制度整備支援における国際的な日本の役割・プレゼンスは向上したか。
〔ケーススタディ国を中心に〕
・当該国における日本のプレゼンスの向上に貢献したか。
・二国間外交の強化に有益であったか。</td><td rowspan="2">◆文献調査
・外務省 ODA 国別評価報告書
・JICA 関連事業事後評価報告書
◆国内インタビュー：
〔法制度整備支援の援助全体に関して〕
・関係省庁（外務省国際協力局，JICA 産業開発・公共政策部）
〔ケーススタディ対象国を中心に〕
・外務省国際協力局国別課，JICA 地域部
◆現地インタビュー：
在外本邦機関（在ベトナム日本国大使館，在カンボジア日本国大使館，JICA ベトナム事務所，JICA カンボジア事務所 等），日本商工会議所
・・カンボジア政府機関（司法省，最高人民裁判所，王立裁判官・検察官養成校，王立司法官学院，カンボジア弁護士会，カンボジア開発評議会等）
・ベトナム政府機関（司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院，ベトナム弁護士連合会，計画・投資省 等）
・他ドナー：米国（USAID），フランス，ADB，UNDP，世界銀行等
・現地専門家（弁護士）</td></tr>
<tr><td colspan="2">2. 外交的な波及効果</td><td>・国際社会における法制度整備支援の観点から日本の立場への理解増進につながったか。
〔ケーススタディ国を中心に〕
・当該国における対日感情の改善や当該国との政治的な友好関係の強化に有益であったか。
・二国間経済関係への裨益はあったか。（貿易額等）
・法曹関係の日本と当該国間の交流強化</td></tr>
</table>

1-3-3　評価調査の実施手順

本評価は，国内文献調査，国内インタビュー，並びに，法制度整備支援に係る評価を具体的に行うためのケーススタディ国（ベトナム・カンボジア）における現地調査によって進められた。国内においては，国内外の文献による調査を行うとともに，援助関係者，政策担当者に対するインタビューを行った。次いで，国内調査を踏まえて，2014 年 11 月にベトナム・カンボジアにおいて現地調査を行った。さらに，現地調査を踏まえて，追加の文献調査などを行い，最終報告書を作成した。

なお，この場を借りて，今次評価に際して国内調査及びベトナム・カンボジアの現地調査においてインタビュー調査に協力頂いた日本政府及び援助機関関係者，ベトナム・カンボジア政府関係者，国際機関関係者，非政府組織（NGO）関係者，学識経験者，そのほかの皆様に改めて感謝を申し上げる。

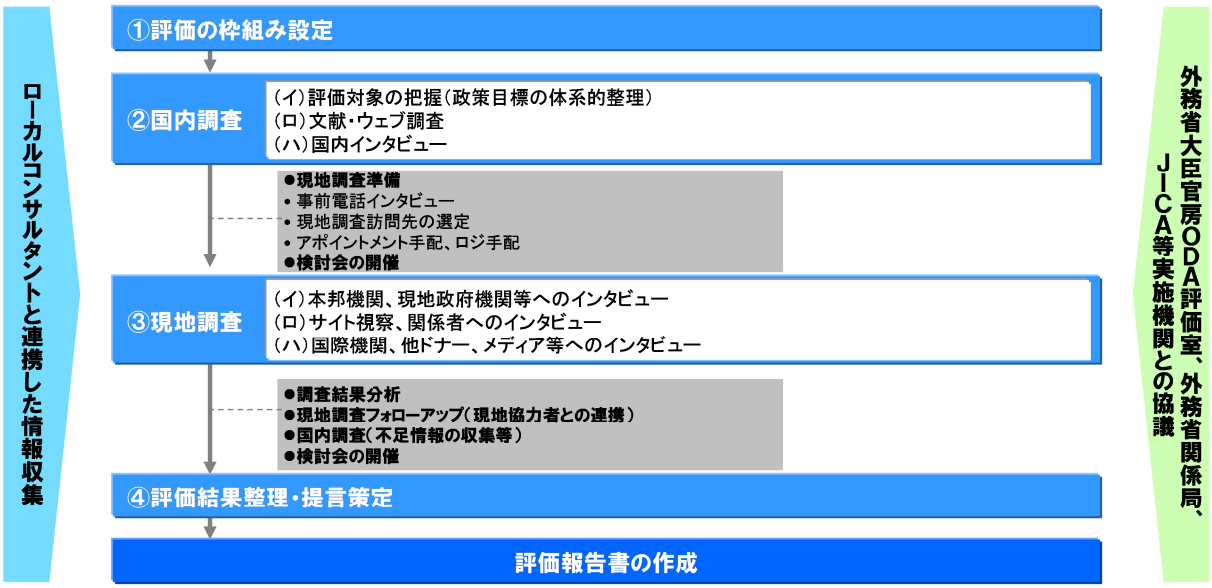

図 1-2　評価の実施手順

出所：評価チーム作成

1-4　評価調査の実施体制

本評価に係る調査及び検討作業は，以下の体制によって実施された。

佐藤　安信　　評価主任　　（東京大学大学院総合文化研究科　教授）*
コン　ティリ　　アドバイザー　　（名古屋大学法政国際教育協力研究センター　准教授）*

［評価コンサルタント］
奥村　重史　　株式会社　三菱総合研究所 海外事業センター　主任研究員
大和田　慶　　同 社会公共マネジメント研究本部　研究員*
ディン　ミン　フン　同 海外事業センター　研究員
冨田　早紀　　同　社会公共マネジメント研究本部　研究員*
桜木　和代　　弁護士（株式会社　三菱総合研究所　補強）*

*現地調査団メンバー，なお，外務省大臣官房 ODA 評価室和田課長補佐も現地調査にオブザーバーとして参加。

また，本評価の実施に当たっては，以下の外務省関係局・課室，JICA 関係部局の協力を得た。

・外務省：大臣官房 ODA 評価室，国際協力局地球規模課題総括課，国際協力局開発協力総括課，国際協力局国別開発協力第一課，国際協力局国別開発協力第二課，総合外交政策局女性参画推進室，南部アジア部南東アジア第一課，欧州局中央アジア・コーカサス室
・JICA：産業開発・公共政策部ガバナンスグループ　法・司法チーム，評価部　事業評価第二課

1-5　評価実施上の制約

(1)評価の対象範囲

日本の法制度整備支援は，十数か国に及ぶ国が対象となっている。それぞれの国において，法制度整備支援の分野・形態・規模等は大きく異なる。時間の制約等により，法制度整備支援が実施された全ての国に対して現地調査等を行うことは不可能であった。そのため，ケーススタディ国として，ベトナムとカンボジアを取り上げている。この二か国が選出された理由は，これらの二か国において日本の法制度整備の実績が古くからあり，援助の規模においても法制度整備支援全体において最も大きな割合を占めるからである。加えて，これらの二か国においては，日本の法制度支援整備の複数の取組が網羅的に実施されているため，支援区分のうち一部しか例がない他国よりも重点分野全体の評価を実施するのに適切であると考えられるためである。したがって，本件評価ではカンボジア，ベトナム両国における法制度整備支援の評価を軸として，日本の法制度整備支援に係る政策を評価した。

(2)外部要因の考慮

本件評価においては，日本の法制度整備支援に係る政策を評価したが，特に，法制度整備支援の効果の発現にあたっては，日本の法制度整備支援以外の外部要因（対象国の政策動向，他ドナーの支援の状況，民間セクターの状況等）も多分に影響するが，これらを完全に排除し，真に日本の法制度整備支援のみのアウトカム・インパクトを測定することは困難であった。

第2章 法制度整備支援に関する動向

2-1 日本の法制度整備支援

2-1-1 日本の法制度整備支援の経緯

1992-1993 年にかけて，ベトナム司法大臣やカンボジアで活動していた NGO などから，二国間ベースで法制度整備支援に係る要請が挙がり始めていた。また，同時期国際連合カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の暫定統治後のカンボジアにおいては，国連人権センターカンボジア事務所（国連人権高等弁務官カンボジア事務所の前身）において日本の国連信託基金により，裁判官実務研修等を既に実施していた[2]。それらの要請や活動の前身等をきっかけとして，1993 年には森嶌昭夫名古屋大学教授（当時，現在名古屋大学名誉教授）がベトナムに対して日本の民法を紹介し，1994 年には法務省がベトナム司法省に対して本邦研修（日本国内で実施される研修）を実施し，また，同年には日弁連がカンボジアに対して「カンボジア司法制度の現状と課題」と題するセミナーを実施した。このような活動が，今日に至る日本による法制度整備支援のさきがけとなった。

1994 年には，森嶌教授が JICA の短期専門家としてモンゴルに派遣され，モンゴルに対して民法改正の助言を行った。また，1996 年には，ベトナムに対する JICA の技術協力プロジェクト「法整備支援フェーズ 1」が開始された。これらが，日本の援助による初期の法制度整備支援と認識されている。また，1994-1999 年にかけて，ベトナムやカンボジアに対するセミナーや本邦研修が継続的に実施されてきたほか，法務省，日弁連，財団法人国際民商事法センター，日本司法書士会連合会といった本邦機関・団体も，JICA の援助スキームに限らず法制度整備支援を実施してきた。1999 年からは，JICA によるカンボジアに対する技術協力プロジェクト「法制度整備プロジェクトフェーズ 1」が開始された。

1999 年以降，ベトナム・カンボジアを中心として，日本の法制度整備支援の対象国は，ラオス，インドネシア，ウズベキスタン，中国等に拡大されていった。支援の内容については，対象国によって様々である。詳細については，以下の法務省法務総合研究所が公開しているこれまでの法制度整備支援の経緯を参照されたいが，今日までの日本の法制度整備支援は，技術協力，長期専門家派遣や短期専門家派遣等の様々なスキームにより様々な国に対して実施されてきている。

---

[2] 佐藤安信 「事例研究 4 平和と人権のための国際協力――カンボディア・UNTAC の現場から」『国際協力研究』 第 22 号（1995 年 10 月），67-75 ページ
国際協力事業団 国際協力総合研修所「第 2 部 第 2 章 第 1 節 グッドガバナンスとは」『カンボディア国別援助研究会報告書――復興から開発へ』（2001 年 10 月），135-184 ページ，等

表 2-1 日本の法制度整備支援の経緯（法務省法務総合研究所が把握しているもの）

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア	中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
1991	・ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請										
1993	・森嶌昭夫名古屋大学教授(当時)が文化交流プロジェクトで訪越し，日本民法紹介										
1994	・法務省でベトナム司法省に本邦研修開始（1996 年まで年1回）	・日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催				・森嶌昭夫教授が JICA 短期専門家として，モンゴルに対し，民法改正につき助言					
1995	・1995.8～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」(通称：石川プロジェクト)実施										
1996	・法整備支援フェーズ１開始(1996 年 12 月～1999 年 11 月） ・長期専門家1名(弁護士)派遣	・法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始(年1回)	・ラオス司法大臣が来日し，支援要請			・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援	・ICCLC が日中民商事法セミナー開始(年1回)				・財団法人国際民商事法センター(ICCLC)設立 ・ICCLC が国際民商事法シンポジウムを2回開催 ・法総研で多数国間(マルチ)研修を開始(モンゴル，ミャンマー，ベトナム)
1997	・法整備支援フェーズ１継続 本邦研修(年2回へ) 現地セミナー開始(年4回)	・上記本邦研修継続					・ICCLC が日中民商事法セミナー開催				・国際民商事法シンポジウム（倒産法制）開催（法総研，ICCLC，アジア太平洋比較法制研究会） ・マルチ研修継続(カンボジア，中国，ラオス，モンゴル，ミャンマー，ベトナム)
1998	・前年と同様	・上記本邦研修継続 ・JICA カンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意	・名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始 ・現地セミナー・調査（12月），本邦研修（2月）を実施	・経済法研修		・モンゴル不動産登記庁の登記官に対し，登記セミナーを開催(JICA 短期専門家は司法書士他)	・ICCLC が日中民商事法セミナー開催				・国際民商事法シンポジウム(企業倒産・担保法制)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
1999	・ハノイにて日越民商事法セミナー開催 ・法整備支援フェーズ２開始(1999 年 12 月～2002 年 11 月） ベトナム民法改正共同研究 法令鳥瞰図作成 人材育成 ・対象機関に最高人民裁判所，最高人民検察院が加わる ・長期専門家1名(業務調整員)派遣	・JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ１開始 ・カンボジア司法省に長期専門家2名（うち1名は弁護士)を派遣 ・上記起草支援のため，作業部会が日本，現地でワークショップを相当数開催	・本邦研修（１１月），現地セミナ（２月）を実施			・前年と同様(モンゴル)	・ICCLC が日中民商事法セミナー開催				・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(登記制度比較研究を中心)
2000	・法整備支援フェーズ２継続 本邦研修(年4回) 現地セミナー(年8回) ※ 以後，2002 年まで同様 ・長期専門家3名(検事，裁判官出身，弁護士各１名)派遣 ・民法改正共同研究会開始	・JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ１継続 ・本邦研修も作業部会との協議を中心とする起草支援の内容で実施（年2回） ・日弁連が司法調査団を派遣・日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催	・前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施(約3か月) ・現地セミナー（６月），本邦研修（11 月）を実施 ・JICA プロジェクト形成調査団派遣（12 月） ・日弁連が司法調査団を派遣（４月）	・日本貿易振興会(JETRO)等がインドネシア独占禁止法研究会を開催 ・JETRO 等が APEC 経済法制度シンポジウムを開催	・名古屋大学がウズベキスタン３大学と学術交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナーを開催		・ICCLC が日中民商事法セミナー開催				・法整備支援連絡会開催（第1回，第2回） ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研が ADB と共催でマルチ研修開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第2回)
2001	・法整備支援フェーズ２継続 ・長期専門家2名(検事，弁護士各1名)派遣 ・法整備支援フェーズ２を 2003 年3月まで延長	・JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ１継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA 小規模開発 パートナー事業)を開始 ・日弁連が弁護士継続教育セミナー(第１回～第4回)を開催 (なお，これは，カナダ弁護士会(3回開催)，リヨン弁護士会(１回開催)との共同プロジェクトであり，計8回開催)	・司法アドバイザー型の短期専門家を派遣(合計8か月間) ・本邦研修（10 月・３月） ・現地セミナー（２回）	・JICA 調査団派遣	・JICA 調査団派遣	・モンゴル法整備支援事前調査 ・法総研が日本・モンゴル司法制度比較セミナー(本邦研修)を実施 ・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援	・ICCLC が日中民商事法セミナー開催				・法総研に国際協力部新設，同部が大阪へ移転 ・ADB 会議(フィリピン)出張 ・法整備支援連絡会開催（第3回） ・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・国際民商事法シンポジウム(ADR)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第3回)

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア	中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
2002	・前年と同様 ・JICA が，ベトナム元司法大臣を招へい ・長期専門家1名(裁判官出身)派遣	・JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ１継続(2003 年3月まで) ・民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催(フン・セン首相が演説) ・民法・民事訴訟法起草作業完了 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA 開発パートナー事業)開始(3年間) ・本邦研修を実施(起草支援，立法化支援)	・長期専門家１名を派遣(検事) ・現地セミナー（4回） ・本邦研修（10 月・3月）	・本邦研修を実施(年1回) ・現地セミナーを開催(年1回) ・JETRO 等が APEC 経済法制度シンポジウムを開催 ・JICA 調査団派遣 ・外務省・JICA がイ最高裁長官を招へい	・本邦研修を実施 ・名古屋大学が中央アジア３か国から法律家を招いてシンポジウム開催 ・タシケント法科大学に専門家1名を派遣(名古屋大学) ・JICA 調査団派遣 ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地調査を実施(日弁連) ・現地セミナーを開催(法総研・名古屋大学)	・名古屋大学がモンゴルに対する本邦研修を実施	・法総研・ICCLC が日中民商事法セミナー開催				・日本貿易振興会アジア経済研究所(IDE-JETRO)が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催 ・法整備支援連絡会開催(第4回) ・アジア知的財産権法制シンポジウム開催 ・マルチ研修継続(カンボジア，中国，カザフスタン，ラオス，モンゴル，ミャンマー，タイ) ・法総研が ADB と共催でフィリピン研修開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第4回)
2003	・法整備支援フェーズ3開始 （2003 年7月～2006 年6月） 民法改正共同研究会継続 民事訴訟法共同研究会開始 法曹養成共同研究会開始 （法務省，最高裁，日弁連） 判決書・判例整備共同研究会開始 （法務省，最高裁，日弁連） ・破産法改正支援セミナー実施 ・長期専門家1名(検事)派遣 ・現地セミナーを開催(民法，民訴法，法曹養成) ・法総研・JICA がベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)	・本邦研修実施(立法化支援) ・JICA 調査団派遣 ・民法，民事訴訟法作業部会継続 ・日弁連が JICA 開発パートナー事業を継続 ・司法官職養成校に JICA 短期専門家を派遣(法務省)	・JICA プロジェクト開始(2005 年5月まで予定) 法令データベース作成 法令集出版支援 教科書及び辞書作成支援 検察マニュアル作成支援 講師養成 ・長期専門家1名を派遣(検事) ・本邦研修(11 月・2 月)	・本邦研修(年1回) ・企画調査員として長期専門家派遣(弁護士) ・日本・インドネシア ADR 比較研究セミナー（本邦研修)を実施	・JICA 調査団派遣 ・現地調査，現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・専門家1名を派遣(北海学園大学) ・本邦研修を実施 ・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし，名古屋大学でシンポジウムを開催 ・専門家２名(法務省・早稲田大学)を派遣し，本邦研修のフォローアップセミナーを開催	・モンゴルへ専門家派遣(名古屋大学・弁護士)	・法総研・ICCLC・JETRO が日中民商事法セミナー開催				・法総研・ICCLC が日韓知的財産権訴訟講演会開催(東京，大阪) ・法整備支援連絡会開催(第5回) ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法総研・ICCLC・JETRO が国際民商事法シンポジウム(知的財産権シンポジウム)開催 ・国際民商事法（地域別）研修を実施(カンボジア，ラオス，ベトナム) ・法令外国語訳・実施推進検討会議開始 ・イランから JICA に対して法整備支援要請 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第5回)
2004	・法整備支援フェーズ3継続 ・ベトナム国家大学日本法講座開講 ・長期専門家4名(検事，裁判官出身，弁護士，業務調整員各1名)派遣 ・現地セミナーを開催（民法，民訴法，法曹養成，判決書・判例） ・民事訴訟法成立(6月 15 日) ・改正破産法成立(6月 15 日) ・本邦研修実施(1月，2月) （法曹養成，民法改正共同研究）	・JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ２開始(2007 年4月まで) 立法化支援 附属法令整備 ・民法，民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・日弁連 JICA 開発パートナー事業を継続 ・法曹養成に関する CP 研修実施 ・司法官職養成校に JICA 短期専門家を派遣(法務省) ・本邦研修実施(2月)(民法・民訴法)	・JICA プロジェクト継続 ・長期専門家2名を派遣(検事・弁護士) ・本邦研修(年2回) ・現地セミナー	・本邦研修(年1回) ・インドネシア競争政策・規制緩和研修プロジェクト開始（公正取引委員会，2006 年7月まで) ・企画調査員1名を派遣	・JICA 調査団派遣 M/M 締結(倒産法注釈書支援) ・本邦研修を実施(倒産法注釈書) ・民商法典起草支援を継続(名古屋大学) ・ウズベキスタン司法省に専門家１名派遣(三重大学) ・最高経済裁判所副長官招聘(法務省) ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地フォローアップセミナーを開催(法務省)	・モンゴル法務内務省へ弁護士1名を長期派遣 ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル)	・経済産業省等が中国に対する法整備支援(経済法)を開始 ・法総研・ICCLC が日中民商事法セミナーを開催 ・法総研・ICCLC が日中知的財産法制度講演会を開催(東京，大阪)				・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第6回) ・国際民商事法（地域別）研修を実施(カンボジア，ラオス，ミャンマー，ベトナム) ・名古屋大学がイランに対する法整備支援(本邦研修)を開始 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第6回)
2005	・法整備支援フェーズ３継続・長期専門家１名（裁判官出身）派遣・ベトナム国家大学日本法講座継続・現地セミナーを開催（判決書・判例，判決執行法，法曹養成）・改正民法成立(6月 14 日)・本邦研修実施(9月，2月) （判決書標準化，法曹養成）	・JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ２継続 立法化支援 附属法令整備・民法，民事訴訟法作業部会継続・カ司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣・現地セミナーを開催（模擬裁判）・本邦研修実施(2月) （民法・民訴法)・法曹養成研究会発足・JICA 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト開始(2008 年３月まで)・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣 （うち1名は法務省)・本邦研修実施(10 月)(法曹養成)・日弁連の弁護士会司法支援プロジェクト(JICA 開発パートナー事業)が終了	・JICA プロジェクト継続・長期専門家２名を派遣（検事・弁護士）・本邦研修(2回)・現地セミナー(民法教科書，判決書マニュアル，検察マニュアル)・検察マニュアル及び判決書マニュアル完成	・本邦研修(年１回)・アチェに対する ADR 現地セミナー（JICA・日弁連）	・本邦研修を実施（５月，11月） (倒産法注釈書)・短期専門家派遣（8月，3月）（法務省，大阪大学等）・倒産法注釈書プロジェクト開始(法務省，2007 年9月まで)・司法省法整備支援プロジェクト開始（名古屋大学，2008 年まで） （中小企業振興，担保法制改革，法令データベース）・長期専門家1名派遣(名古屋大学)・タシケント法科大学に日本法教育研究センターを設立（名古屋大	・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル)・モンゴルの土地法制に関する法社会学的研究プロジェクト開始（名古屋大学）	・法総研・ICCLC・JETRO が日中民商事法セミナーを開催				・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催・法整備支援連絡会開催(第7回)・国際民商事法（地域別）研修を実施(カンボジア，ラオス，ミャンマー，ベトナム)・法総研・ICCLC・JETRO が国際民商事法シンポジウム（国際会社法シンポジウム）開催・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第7回)

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア	中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
					学)・現地シンポジウムを開催(名古屋大学)・中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始(名古屋大学)						
2006	・法整備支援フェーズ3を 2007 年3月まで延長 ・長期専門家1名(業務調整員)派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・現地セミナーを開催(判決書・判例) ・日越司法制度研修及び共同研究実施(10 月, 判決書・判例, 最高人民裁判所から4名招へい)	・JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令整備 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名(うち 1 名は弁護士)を派遣 ・民事訴訟法成立(7月6日公布) ・短期専門家派遣(8月) ・現地セミナーを開催(8月:民法特別講義, 3月:民訴法) ・遠隔セミナーを開催(12 月) ・法総研, (財)国際民商事法センターがカンボジア司法大臣一行を招へい ・JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ2延長決定 (2008 年4月まで) ・JICA 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 ・法曹養成研究会継続 ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) ・現地セミナーを開催(8月)(判決書セミナー) ・JICA-Net セミナーを開催(4月,12 月) ・本邦研修実施(2月)(法曹養成)	・JICA プロジェクトを 2007 年5月まで延長 ・現地にて普及セミナー実施 (判決書マニュアル, 検察マニュアル, 民商法教科書) ・本邦研修(11 月) (プロジェクト総括と成果物普及・新司法改革マスタープランの内容)	・アチェに対する ADR 遠隔セミナー(全5回)(JICA・日弁連) ・本邦研修(7月) ・JICA 調査団派遣, M/M締結(9月) ・JICA 和解・調停制度強化支援プロジェクト開始, 長期専門家(弁護士)を派遣(3月)	・倒産法注釈書プロジェクト継続(法務省, 2007 年9月まで) ・倒産法注釈書プロジェクト, 長期専門家1名(弁護士)派遣(法務省, 2007 年9月まで) ・本邦研修(5月,8月,9月,11月) (倒産法注釈書) ・短期専門家派遣(6月, 2月)(法務省, 弁護士) ・倒産法注釈書(ロシア語版)発刊 (3月) ・長期専門家1名追加派遣(名古屋大学)	・弁護士会強化計画プロジェクト開始(2006 年9月～2008 年 11 月) ・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) ・モンゴル国立大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学)	・法総研・ICCLC が日中民商事法セミナーを開催				・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第8回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第8回)
2007	・法・司法制度改革支援プロジェクト開始(2007 年4月～2011 年3月) ・民法共同研究会開始 ・裁判実務改善研究会開始 ・長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・ハノイ法科大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) ・現地セミナーを開催(9月, 国賠法) ・本邦研修実施(11 月, 国賠法起草)	・JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令支援 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続・カ司法省へ長期専門家3名(うち2名は弁護士)を派遣 ・民事訴訟法適用(7 月) ・民法公布(12 月) ・遠隔セミナーを開催(8月:民訴法) ・現地セミナーを開催(1月:民訴法) ・JICA 調査団派遣 ・JICA 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 ・法曹養成研究会継続 ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) ・JICA-Net セミナーを開催(5月, 9月) ・本邦研修実施(7月, 法曹養成, 民訴法) ・現地セミナーを開催(11 月:民法, 12 月:民事模擬裁判) ・JICA 調査団派遣 ・JICA 弁護士会司法支援プロジェクト開始(6月)	・2007 年5月末プロジェクト延長期間終了 ・フォローアップ 現地各 CP による普及ワークショッ プ, JICA 現地事務所でモニタリング(5～12 月)	・国内アドバイザリー・グループを設置(6月) ・現地セミナーを開催(8月) ・本邦研修を実施(10 月) ・現地セミナーを開催(3月)	・現地にて注釈書発刊プレゼンテーションを実施(6月) ・現地にて注釈書普及セミナーを開催(7月, 12 月) ・注釈書活用促進に向けたワークショップを開催(9月) ・注釈書(日本語版及びウズベク語版)発刊(9月) ・倒産法注釈書プロジェクト終了(9月) ・注釈書(英語版)発刊(3月) ・「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置	・弁護士会強化計画プロジェクト継続	・JICA 調査団派遣(6月) ・JICA 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト R/D 締結(11 月) ・本邦研修実施(11 月) ・国内研究会を設置(11 月) ・現地セミナーを実施(3月) ・法総研・ICCLC・JETRO が日中民商事法セミナーを開催				・法整備支援連絡会開催(第9回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・法総研・ICCLC が「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催 ・石川国際民商事法センター「金沢セミナー」開催(2月) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第9回)
2008	・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・本邦研修実施(6月:犯罪学研究,8月:裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策, 3月:刑訴法改正) ・民事判決執行法成立(11 月 14 日)	・JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ3開始 附属法令起草支援 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続・カ司法省へ長期専門家3名を派遣 ・遠隔セミナーを開催(12 月:民訴法関係) ・現地セミナーを開催(12 月:民法) ・本邦研修実施(2月:不動産登記法) ・JICA 調査団派遣 ・JICA 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2開始 ・法曹養成アドバイザリー・グループ開始 ・裁判官・検察官養成校へ長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) ・JICA-Net セミナーを開催(9月)	・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で3回実施(9月・11 月・12 月) ・現地調査(1月)	・国内アドバイザリー・グループ会合を継続 ・第2回本邦研修を実施(7月) ・インドネシア改正最高裁判所規則PERMA2008 年1号(裁判所が行う和解 調停手続に関する規則)が施行(7月) ・現地セミナーを開催(11月) ・JICA インドネシア「和解・調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団を派遣(11 月)	・企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト終了(名古屋大学) (12 月) ・中央アジア比較法制研究セミナーを実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン)	・弁護士会強化計画プロジェクト終了(～11 月)	・JICA が弁護士を長期専門家として派遣(2年間) ・本邦研修実施(5月,11 月) ・法総研・ICCLC が日中民商事法セミナーを開催	・刑事法比較研究現地セミナー(2 回)			・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第 10 回) ・法総研・ICCLC・JETRO が国際民商事法シンポジウム(アジア株主代表訴訟シンポジウム)開催 ・石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第 10 回)

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア	中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
		・本邦研修実施(10 月，3月) ・現地セミナーを開催(12 月，2月) ・JICA 弁護士会司法支援プロジェクト継続									
2009	・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・民法共同研究会，裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(検事，裁判官出身，弁護士，業務調整員各1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・本邦研修実施(8月:不動産登記法・担保取引登録法起草，10 月:日弁連の組織，活動，12 月:改正刑事訴訟法起草，民事判決執行法運用指導，2月:行政訴訟法起草) ・国家賠償法成立(6月) ・現地セミナーを開催(行政訴訟法，弁護士連合会の組織・運営方法等)	・JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 ・民法，民事訴訟法作業部会継続・カ司法省への長期専門家3名の派遣継続 ・現地セミナーを開催(12 月：民訴法関係) ・JICA 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 ・法曹養成アドバイザリー・グループ継続 ・裁判官・検察官養成校への長期専門家2名の派遣継続(うち1名は法務省) ・JICA-Net セミナーを開催(5月) ・本邦研修実施(10 月，11 月) ・現地セミナーを開催(6月，8月，12 月) ・JICA 弁護士会司法支援プロジェクト継続	・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で4回実施 (5月，6月，11 月，2月) ・現地調査(5月，9月，3月) ・現地セミナー(9月)	・国内アドバイザリー・グループ会合を継続 ・現地調査を実施(9 月) ・JICA 国別研修「法廷と連携した和解・調停実施」を実施(11 月) ・インドネシア最高裁判所との今後の協力の在り方に関する協議会(2010 年3月)	・企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト(フェーズ2)協力準備調査団の派遣(11 月) ・中央アジア比較法制研究セミナーを実施(カザフスタン，キルギス，タジキスタン，ウズベキスタン)	・調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査団派遣 ・名古屋大学日本法教育研究センター(モンゴル)3周年記念行事開催	・中国現地セミナー開催(5月，7月，3月) ・中国国際私法，国際民事訴訟法講演会(清華大学副教授招へい) ・本邦研修実施(11 月) ・権利侵害責任法成立(12 月) ・法総研・ICCLC・JETRO が日中民商事法セミナーを開催		・東ティモール法案作成能力向上研修実施		・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第 11 回) ・法総研・ICCLC・JICA 共催による『私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力』シンポジウム」を開催 ・石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第 11 回)
2010	・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・JICA 調査団派遣(終了時評価・詳細計画策定調査) ・民法共同研究会，裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(検事，裁判官出身，弁護士，業務調整員各1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究（6月） ・現地セミナーを開催(8月) ・司法省次官招へい(10 月) ・本邦研修実施(9月:弁護士職務基本規程・単位会の役割等，11 月:戸籍法起草，12 月:改正刑事訴訟法起草，1 月:改正民事訴訟法起草) ・行政訴訟法成立(11 月) ・改正民事訴訟法成立(3月)	・JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 ・民法，民事訴訟法作業部会継続・カ司法省への長期専門家3名の派遣継続 ・JICA-Net セミナー開催(12 月：法人登記) ・本邦研修実施(2月：不動産登記) ・JICA 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 ・法曹養成アドバイザリー・グループ継続 ・裁判官・検察官養成校への長期専門家2名の派遣継続，新たに1名を派遣(うち2名は法務省) ・JICA-Net セミナーを開催(5月：民事訴訟法) ・現地セミナー開催(9月：民法) ・本邦研修実施(10 月：法曹養成) ・現地セミナー開催(3月：民法) ・JICA 弁護士会司法支援プロジェクト終了(5月) ・法総研が現地調査実施(5月：ニーズ調査)	・法総研による現地調査を実施(7,8月：司法制度) ・JICA-Net セミナーを実施(5月,7月,10 月,12 月：民法) ・法律人材育成強化プロジェクト開始 ・長期専門家3名(検事,弁護士,業務調整員各1名)を派遣(7月) ・国内アドバイザリーグループを設置(民法,民事訴訟法,刑事訴訟法) ・現地セミナー(2月) ・本邦研修実施(3月：民法)	・法総研による現地調査(8月) ・法総研が最高裁招へい(11 月) ・法総研が最高裁副長官等招へい(12 月) ・JICA 知財支援プロジェクトに法総研も協力	・中央アジア比較法制研究セミナーを実施(カザフスタン，キルギス，タジキスタン，ウズベキスタン)(12 月)	・調停制度強化プロジェクト開始(2010 年5月～2012 年 11 月) ・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連)	・中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト終了時評価(5 月) ・国別研修 「民事訴訟法及び民事関連法」実施(7月) ・国別研修 中国「司法人材育成研修」に協力(7 月) ・中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修実施(10 月) ・渉外民事関係法律適用法成立(10 月) ・中国行政訴訟法現地セミナー開催(11 月) ・長期専門家派遣(弁護士) ・法総研・ICCLC が日中民商事法セミナー開催(3 月)	・本邦研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」実施(7月) ・法整備支援アドバイザー長期専門家派遣(弁護士)(7 月) ・本邦研修「民法及び関連法セミナー」実施(8月) ・現地調査実施(2月)	・東ティモール法案作成能力向上研修(フェーズ2)実施(8月) ・東ティモール現地調査実施(3月)		・法務省インターンシップ実施(8月) ・法総研・ICCLC 共催による「アジア監査制度セミナー」を開催(8 月) ・法総研・ICCLC・名古屋大学共催による「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援 2010』」を開催(9月) ・法整備支援連絡会開催(第 12 回) ・霞が関法科大学院インターンシップ実施(3月) ・石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第 12 回) ・日韓支援協力検討ミニシンポジウム開催(3月)
2011	・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2開始(2011 年4月～2015 年3月) ・民法共同研究会，裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(検事，裁判官出身，弁護士，業務調整員各1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施(6月) ・本邦研修実施(2月:弁護士会の組織・弁護士の能力強化及び弁護士過疎対策，2月:民法改正，3月:裁判所組織法改正)	・JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ3継続(3月に終了予定) 附属法令起草支援 ・民法，民事訴訟法作業部会継続・司法省への長期専門家3名の派遣継続 ・民法適用法公布(6月) ・現地セミナー開催(8月，9月，11 月：民法) ・JICA 調査団派遣(9月：終了時評価) ・民法適用，同記念式典(12 月) ・現地セミナー開催(12 月：民法普及) ・本邦研修実施予定(2月：法人登記) ・JICA 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続(3月に終了予定) ・法曹養成アドバイザリー・グループ継続 ・裁判官・検察官養成校への長期専門家3名の派遣継続 ・本邦研修実施(6月，10 月：法曹養成) ・JICA 調査団派遣(9月：終了時評価) ・現地セミナー開催(1月：民法) ・JICA 調査団派遣(10 月：次期案件詳細計画策定)	・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家 3 名(検事，弁護士，業務調整員各1名)継続 ・JICA-Net セミナー開催(6月：刑事訴訟法，7 月：民法・民事訴訟法) ・現地セミナー実施(8 月：民法，9 月：民事訴訟法，3月：刑事訴訟法) ・本邦研修実施(10 月：刑事訴訟法，1 月：民事訴訟法) ・JICA による各 CP(司法省，最高裁，最高検，ラオス国立大学)副大臣級招へい	・和解・調停制度普及及び司法の実情に関する現地調査実施(8月) ・インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施(11 月)	・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン，キルギス，タジキスタン)	・調停制度強化プロジェクト継続	・本邦研修実施(11 月：司法人材育成) ・現地セミナー開催(11 月：民事訴訟法) ・本邦研修実施(1月：民事訴訟法及び民事関連法) ・石川民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月) ・法総研・ICCLC・JETRO が日中民商事法セミナーを開催(10 月)	・「日本・ネパール捜査訴追実務比較共同研究」実施(9月) ・現地調査実施(11 月)	・東ティモール現地調査実施(3月)		・法務省インターンシップ実施(8月) ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学・ITP 共催による「サマーシンポ『私たちの法整備支援 2011』」開催(9月) ・法総研・ICCLC 共催による「アジア監査制度シンポジウム」開催(9月) ・法整備支援連絡会開催(第 13 回) ・霞が関法科大学院インターンシップ実施予定(3月) ・石川民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月)

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア	中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
2012	・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ２継続(2011 年4月～2015 年3月) ・民法共同研究会，裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名（検事，裁判官出身，弁護士，業務調整員各1名）継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施（6月） ・本邦研修実施（2月:刑事司法における弁護人の権利の確立，2月:民法改正，3月:裁判所組織法改正） ・JICA 調査団派遣（5月：運営指導調査）	・JICA 法整備支援プロジェクトフェーズ3終了 （～3月） ・JICA 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2終了（～3月） ・JICA 民法・民事訴訟法普及プロジェクト開始 （4月～） 不動産登記共同省令起草支援 司法省，王立司法官職養成学院，弁護士会，王立法律経済大学を対象とした人材育成支援 ・民法，民事訴訟法作業部会継続 ・長期専門家4名の派遣の継続 ・現地セミナー開催（9月，12 月：不動産登記） ・現地セミナー開催予定（2月：親族相続法） ・本邦研修実施予定（2月：人材育成） ・JICA 調査団派遣（11 月：JCC 参加）	・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家３名（検事，弁護士，業務調整員各1名）継続 ・JICA-Net セミナー開催（10 月：刑事訴訟法） ・現地セミナー実施（6月・8月・3月：民法，2月：刑事訴訟法，民事訴訟法） ・本邦研修実施（10 月：刑事訴訟法，11 月：民事訴訟法，2月・3月：民法） ・JICA 調査団派遣（7月：中間評価） ※民法典起草支援をプロジェクトに追加	・現地調査実施（8月） ・第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施（11 月）	・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン，キルギス，ウズベキスタン，タジキスタン）（11 月）	・調停制度強化プロジェクト終了（～11 月） ・調停制度強化プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査団派遣	・現地セミナー開催（6月：相続法） ・国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」開始(7月) ・本邦研修実施（7月：「行政訴訟法及び行政関連法」，1月：「民事訴訟法及び民事関連法（消費者権益保護法）」） ・中国民事訴訟法改正（8月） ・法総研・ICCLC が日中民商事法セミナーを開催(10月)	・「日本・ネパール刑事司法共同研究」実施（7月） ・法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続(弁護士)(7月) ・本邦研修実施（「民法解説書作成」8月，「事件管理」9月） ・現地調査実施（11月）	・東ティモール法制共同研究実施（9月） ・東ティモール現地セミナー及び現地調査実施（12月）	・日ミャンマー法制度比較共同研究実施（7月）－元ヤンゴン大学法学部長・元連邦最高裁判所研究国際関係部長を招へい（法総研） ・財務省財務総合政策研究所がミャンマー中央銀行との間で資本市場育成支援に関する覚書を締結（8月） ・現地セミナー開催（8月，JICA・UAGO：「公開会社の法制度及び企業統治の改革」） ・日ミャンマー司法制度比較共同研究実施（11月）－連邦最高裁判所長官ら5名の現役裁判官を招へい（法総研・慶應義塾大学） ・現地セミナー開催（12 月，JICA・UAGO：「国営企業の民営化にかかる法的側面」）	・法務省インターンシップ実施(9月) ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学等共催による「私たちのシンポ『アジアの国の司法アクセス』」開催（11 月） ・法整備支援連絡会開催（第 14 回） ・霞が関法科大学院インターンシップ実施(2月) ・石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催（3月） ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第 13 回)（6月，10 月）
2013	・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ２継続(2011 年4月～2015 年3月) ・民法共同研究会，裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名（検事，裁判官出身，弁護士，業務調整員各1名）継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施（8月。最高人民検察院長官招へいも同時に実施） ・本邦研修実施（10 月:破産法，地方弁護士会及び地方の弁護士事務所の組織・運営・弁護士自治，3月:民法改正～国際私法分野の改正について） ・JICA 調査団派遣（5月：中間評価，2月：JCC） ・ICD 現地調査（3月：刑法改正支援事前調査）	・JICA 民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続(2017 年３月まで) ただし，法令起草支援の分野は終了（～3月） 司法省，王立司法官職養成学院，弁護士会，王立法律経済大学を対象とした人材育成支援は継続 ・民法，民事訴訟法作業部会継続 ・長期専門家4名のうち，3名は派遣継続，弁護士1名は派遣終了 ・現地セミナー（9月，12 月：民事訴訟法 3月：民法） ・本邦研修（10 月，2月：人材育成） ・JICA 調査団派遣（9月：運営指導調査，12月：JCC）	・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家（検事）1 名増員し4名に（検事2名，弁護士，業務調整員各1名） ・JICA-Net セミナー開催（4月・7月・11月・3月：刑事訴訟法，5月・7月・10 月・11月・12月・1月：民法） ・現地セミナー実施（8月・11月：民法，12月：刑事訴訟法等，3月：民事訴訟法） ・本邦研修実施（7月：刑事訴訟法，10月：民事訴訟法，2月・3月：民法） ・JICA 調査団派遣（5月：運営指導調査，2月：終了時評価，3月：詳細計画策定調査）	・現地調査実施（5月） ・JICA 法・司法分野に関する情報収集・確認調査実施（11 月） ・第３回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施（2月）	・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン，キルギス，タジキスタン，ウズベキスタン）（11 月）	・調停制度強化プロジェクトフェーズ2開始（2013 年1月～2015 年7月） ・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連）	・本邦研修実施（5月：「民事訴訟法及び民事関連法（消費者権益保護法）」，10 月：「同（著作権法）」） ・現地セミナー開催（8月：相続法） ・国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」終了（10月） ・消費者権益保護法改正（10 月） ・法総研・ICCLC・JETRO が日中民商事法セミナーを開催（12 月） ・JICA 調査団（12 月：詳細計画策定調査）	・法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続（弁護士）（7月） ・「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(8月) ・法整備支援アドバイザー長期専門家派遣（弁護士）（9月） ・「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」開始（9月） ・同プロジェクト長期専門家派遣（弁護士）（9月） ・同プロジェクト第１回本邦研修実施（12月） ・現地調査実施（3月）	・東ティモール法制度アドバイザー（2013 年４月～2014 年３月） （活動内容～法案起草能力向上） 現地調査実施及び現地セミナー開催（6月：調停法） 現地セミナー開催（10 月：調停法） JICA－Net セミナー開催（12 月：調停法） 現地セミナー開催（3 月：調停法）	・連邦法務総裁府及び連邦最高裁判所と協議を実施（2月，法総研・JICA） ・現地セミナー開催（4月，JICA・UAGO：「商事仲裁」） ・日ミャンマー法制度比較共同研究実施（6月）－連邦法務長官及び連邦議会（下院）法案委員会委員長ら 6 名を招へい（法総研・JICA・ICCLC） ・現地小規模セミナー実施（7月，法総研・JICA：UAGO・SC 対象「知財法，法曹養成」） ・財務省財務総合政策研究所の支援によりミャンマー証券取引法成立（7月） ・JICA と連邦法務長官府・連邦最高裁判所との間で「ミャンマー法整備支援プロジェクト」に関する実施合意文書締結（8月22日） ・現地小規模セミナー実施（9月，法総研・JICA：UAGO・SC 対象「知財法，倒産法，法曹養成」） ・現地調査実施（10月，法総研・JICA，刑務所・少年院等を訪問し，矯正局と協議） ・現地小規模セミナー実施（11月，法総研・JICA・特許庁，UAGO・SC 対象「知財法」） ・「ミャンマー法整備支援プロジェクト」開始（11月20日～，3年間）	・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力 in 法分野』」開催（11 月） ・法整備支援連絡会開催（第 15 回） ・霞が関法科大学院インターンシップ実施予定(2月) ・石川国際民商事法センターが「金沢セミナー」を開催（3月） ・法総研で日韓パートナーシップ共同研究開催(第 14 回)（6月，11 月）

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア	中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
2014	・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ２継続(2011 年4月～2015 年3月) ・民法共同研究会，裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名（検事，裁判官出身，弁護士，業務調整員各1名）継続 ・日越司法制度共同研究実施（6月：刑法改正，7月：検察官養成） ・本邦研修実施（12 月（予定）:組織犯罪対策，２月（予定）：民法改正） ・現地セミナーを開催（簡易手続，上訴制度，刑訴法改正等） ・JICA 調査団派遣（8月：終了時評価，９月：詳細計画策定プレ調査，11 月（予定）：詳細計画策定調査）	・本邦研修実施（6月，10 月） ・長期専門家1名（検事）派遣，１名派遣終了（９月） ・JICA調査団派遣（8月：中間レビュー，11月：JCC） ・現地セミナー開催予定（11月：判決公開，３月）	・法律人材育成強化プロジェクト継続（7月まで） ・長期専門家4名に（検事2名，弁護士，業務調整員各1名） ・JICA-Net セミナー開催（4月・5月・6月：民法） ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2開始（7月から） ・10 月までは長期専門家3名（検事，弁護士，業務調整員各１名），10 月から1名（弁護士）増員予定 ・JICA-Net セミナー開催（7月・9月：民法） ・現地セミナー実施（7月：法曹人材育成，９月：民法） ・本邦研修実施予定（11 月・2月：民法） ・JICA 調査団派遣予定（10月）	・現地調査実施（4月） ・第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施予定（2月）		・調停制度強化プロジェクトフェーズ2継続	・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト開始（6月） ・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連） ・JICA 調査団（5月：JCC）	・JICA 調査団(運営指導調査)派遣(6 月） ・「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(9 月） ・前記プロジェクト第2回本邦研修実施（「調停」9 月） ・現地調査，セミナー実施予定（11 月） ・同プロジェクト第3回本邦研修実施予定（「事件管理」12 月）	・東ティモール現地調査実施（7 月） ・東ティモール共同法制研究実施予定（12 月） ・東ティモール現地セミナー及び現地調査実施予定（3 月）	・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続 SC:起草支援／人材育成支援 UAGO:審査支援／人材育成支援 ・JICA 長期専門家（弁護士）派遣(1 月） ・現地小規模セミナー実施（2月以降，複数回。長期専門家：UAGO・SC 対象「会社法」） ・現地小規模セミナー実施（2月，長期専門家：UAGO・SC 対象「著作権法」） ・現地調査，小規模セミナー実施（3月，法総研：UAGO・SC 対象「刑事手続における電磁的記録の取扱い」，「知的財産事件の捜査方法」） ・現地小規模セミナー実施（4月，長期専門家：UAGO・SC 対象「民事手続における電磁的証拠の取扱に関するセミナー」） ・現地小規模セミナー実施（4月～5月，法総研：UAGO・SC 対象「日本の司法制度等について」） ・JICA 長期専門家（業務調整）派遣（5月） ・JICA 長期専門家（検事）派遣（5月） ・現地小規模セミナー実施（5月，日本取引所：UAGO・SC 対象「証券市場，資本市場の概要等」） ・第1回本邦研修（5月） ・ワーキンググループ活動実施（6月以降，随時開催） ・第1回合同調整委員会（7月） ・現地セミナー実施（7月，JICA・特許庁：UAGO・SC 対象「知財法」） ・現地セミナー実施（8月，JICA：UAGO・SC 対象「仲裁法」 ・会社法アドバイザリーグループ開催（10月）	・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力 in 法分野2014』」開催予定(11 月） ・法整備支援連絡会開催予定（第 16 回）（1 月） ・霞が関法科大学院インターンシップ実施予定(2月） ・石川国際民商事法センターが「金沢セミナー」を開催予定（3月） ・法総研で日韓パートナーシップ共同研究開催(第 15 回)（6月，10 月）

出所：法務省法務総合研究所提供資料

2-1-2　日本の法制度整備支援に係る政策

（1）ODA 大綱

2003 年 8 月に改定された ODA 大綱において法制度整備支援は，グッド・ガバナンスに基づく開発途上国の自助努力を支援するためのものとして位置づけられている。

ODA 大綱（抜粋）

Ⅰ．理念

2．　基本方針

(1)開発途上国の自助努力支援

良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するため，これらの国の発展の基礎となる人づくり，法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは，我が国の ODA の最も重要な考え方である。このため，開発途上国の自主性（オーナーシップ）を尊重し，その開発戦略を重視する。その際，平和，民主化，人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取組を積極的に行っている開発途上国に対しては，これを重点的に支援する。

出所：外務省　ODA 大綱　（2003 年 8 月）

（2）ODA 中期政策

2005 年に制定されたODA 中期政策は，ODA 大綱の基本方針の一つである「人間の安全保障の視点」と ODA 大綱の重点課題である「貧困削減」，「持続的成長」，「地球的規模の問題への取組」，「平和の構築」，「効率的・効果的な援助の実施に向けた方策」について具体化している。ODA 中期政策の中で，法制度整備支援と関連の深い方針を以下に示す。

ODA 中期政策において重視されている観点のうち，法制度整備支援に係るものとしては，「人間の安全保障」の実現に向けたガバナンス改善の観点，貧困削減に向けた法の下の平等に基づく貧困層の権利の保障，持続的成長に向けた政策立案・制度整備（特に市場経済化支援とガバナンス改善の観点に基づく），平和の構築に向けた紛争予防・再発防止や紛争後の復興のための法制度整備支援が掲げられている。

ODA 中期政策（抜粋）

(2)「人間の安全保障」の実現に向けた援助のアプローチ

「人間の安全保障」は開発援助全体にわたって踏まえるべき視点であり，以下のようなアプローチが重要である。

（ロ）地域社会を強化する援助

政府が十分に機能していない場合には，政府の行政能力の向上を図るとともに，政府に対する支援だけでは，援助が人々に直接届かないおそれがあることから，地域社会に対する支援や住民参加型の支援を組み合わせる。また，地域社会の絆を強め，ガバナンス改善を通じて地域社会の機能を強化することにより，「欠乏」や「恐怖」から地域社会の

人々を保護する能力を高める。

3. 重点課題について

（1）貧困削減について

（ロ）貧困削減のためのアプローチ及び具体的取組

（d）貧困削減のための制度・政策に関する支援

（ｉ）貧困削減のためには，法の下の平等に基づき貧困層の権利が保障され，政治に参画し，自らの能力を発揮できるようにする制度，政策の構築が重要である。そのため，人権の保障，法による統治，民主化の促進に資する支援を実施する。

（2）持続的成長

（ロ）持続的成長のアプローチ及び具体的取組

（b）政策立案・制度整備

経済社会基盤の整備に加え，マクロ経済の安定化，貿易や投資に関する政策・制度の構築，情報通信社会に関する政策・制度整備といったソフト分野の支援は，民間セクターが牽引する持続的な成長を促進する上で不可欠である。マクロ経済の安定化に関しては，適切かつ持続可能な財政・金融政策，公的債務管理，経済政策の立案・実施に向けた支援を行うとともに，貿易・投資の拡大を見据えた産業政策，地方分権化を受けた地方振興策等の立案に向けた支援を重視する。具体的には，財務管理，金融，税務，税関分野の制度構築，人材育成のための支援を行い，また，地場産業や裾野産業の振興を支援する。特に市場経済移行段階の開発途上国に対しては，政策，制度構築，法整備，人材育成を含めた市場経済化支援を行う。貿易・投資促進のための制度整備に関しては，各国の経済状況に配慮しつつ，政府調達，基貿易・投資促進のための制度整備に関しては，各国の経済状況に配慮しつつ，政府調達，基準・認証制度，知的財産権保護制度，物流網構築やその運用に向けた支援を含め，国際経済ルールにのっとった制度整備を支援していく。汚職の撲滅，法・制度の改革，行政の効率化・透明化，地方政府の行政能力の向上は，民主的で公正な社会の実現のためにも，また，投資環境の改善のためにも重要であることから，ガバナンス分野で政府の能力向上を支援する。

（d）経済連携強化のための支援

地域レベルの貿易・投資の促進は，各国の経済成長に直接貢献するとともに，開発に必要な資金の動員や民間セクターの技術水準向上等に寄与する。このため，国や地域に跨る広域インフラの整備を行うほか，貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材の育成を積極的に支援する。我が国が経済連携を推進している各国・地域に対しては，知的財産保護や競争政策等の分野における国内法制度構築支援や，税関，入国管理関連の執行改善・能力強化支援，情報通信技術（ICT），科学技術，中小企業，エネルギー，農業，観光等の分野における協力を行う。

（4）平和の構築

（ロ）平和の構築に向けたアプローチ及び具体的取組

（a）紛争前後の段階に応じた支援

（ⅰ）紛争予防・再発防止のための支援

紛争のおそれのある国及び紛争後なお社会が不安定な状況にある国においては，紛争予防に十分配慮して開発援助を実施することが特に重要である。援助の対象地域や対象者の選定に当たっては，被援助国における紛争要因を歴史や文化を踏まえて正確に把握し，裨益対象が偏るなどして紛争を助長しないよう配慮する。また，例えば，環境保全やインフラ整備といった非政治的分野で地域協力プロジェクトを実施することによって，対立グループ間の対話と協力の促進を図る。また，紛争予防の観点から，兵器の拡散を防止することは重要であり，輸出入管理の強化，不正な武器の取引防止，法制度整備等に関する途上国の能力強化を支援する。

（ⅲ）紛争後の復興支援

復興支援においては，人材育成を支援しつつ，紛争により破壊された病院，学校，道路，公共交通，上下水道，エネルギー関連施設などの社会資本を復旧して，経済社会活動を軌道に乗せるための環境を整備することが必要である。このため，我が国は，社会資本の復旧を支援するとともに，政府の統治機能の回復のための選挙支援，法制度整備に関する支援，民主化促進のためのメディア支援等を実施する。

出所：外務省「政府開発援助に関する中期政策」2005 年 2 月

（3） 法制度整備支援に関する基本方針

日本の法制度整備支援に係る政策で中心となっているのは，「法制度整備支援に関する基本方針」である。2009 年 4 月に最初の方針が制定された。当初の基本方針の制定にあたっては，内閣官房が関係各省庁からの意見のとりまとめ役となっており，外務省の関係課を始めとして，法務省，JICA 等の関係機関による議論を経て策定されたものである。また，政府与党内でも法制度整備支援に係る勉強会が開催されるなど，法制度整備支援に係る政策策定への機運が高まっていた時期でもある。2009 年 4 月に制定された基本方針においては，①発展途上国における法の支配の定着，②持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保，③日本の経験・制度の共有，日本との経済連携強化の観点から，民事・刑事法制などの基本法分野及び経済法分野の発展途上国の取組を積極的に支援することが定められていた。また，法制度整備支援の重点対象国は，ベトナム，カンボジア，ラオス，ウズベキスタン，インドネシア，中国及びモンゴルの 7 か国と位置づけられていた。そして，法制度整備支援の拡充を図るための人材の育成・確保のための基盤整備や，官民連携強化を通じたオールジャパンによる支援体制強化を図ることが定められていた。

2013 年に「法制度整備支援に関する基本方針」は改訂され，これが現在における法制度整備支援に関する基本的な政策となっている。改訂後は，①発展途上国における法の支配の定着，②持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保，③日本の経験・制度の共有，日本との経済連携強化，地域的連携・統合の基盤整備，という従前からの方向性に

加えて，④日本企業の海外展開に資する投資環境整備や環境・安全規制の導入に対する支援，⑤ガバナンス強化を通じた日本の経済協力の実効性の向上や国際開発目標達成への寄与といった観点が掲げられるようになった。また，法制度整備支援の重点対象国については，ミャンマーとバングラデシュが新たに加わった一方，中国が重点対象国から除かれた。

「法制度整備支援に関する基本方針」の位置づけとしては，分野別開発政策の一つである，「グッド・ガバナンス」を達成するための取組の一つとされている。

「法制度整備支援に関する基本方針」が策定される 2009 年以前からも法制度整備支援は各国に対して実施されてきた。この際に参照されていたのは，二国間の援助政策（援助計画等）であり，2009 年以前の法制度整備支援については，基本的に二国間の援助政策に準ずる形で実施されていた。

（4） 分野別開発方針における法制度整備支援の位置づけ

日本の ODA 施策の中期方針は分野別開発方針に掲げられている。その中の分野別の基本方針の一つとして，「グッド・ガバナンス」が定められている。上述したとおり，法制度整備支援については，「グッド・ガバナンス」に資する取組の一つとして位置づけられている。

日本の「グッド・ガバナンス」への取組については，以下の通り定められており，同分野に資する取組の一つとして，法・制度構築が掲げられている。分野別開発方針の一つである「グッド・ガバナンス」に照らすと，具体的には，法制度整備支援により，民主主義の基盤強化，統治や開発への国民参加，人権擁護の促進，良い統治に基づく発展の基礎となる人づくり等に資することが求められているものと理解できる。

分野別開発方針「グッド・ガバナンス」分野における日本の取組

開発途上国における民主主義の基盤強化は，統治や開発への国民参加と人権擁護の促進につながり，中長期的な安定と開発のために重要な要素です。日本はガバナンスの分野において，開発途上国の自主性（オーナーシップ）を尊重し，良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の発展の基礎となる人づくり，法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力しています。これは，ODA 大綱で基本方針の一つに掲げている開発途上国の自助努力支援という考え方に基づくものです。

出所：外務省ウェブサイト（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/initiative.html）

法制度整備支援を通じて達成しようとする政策として具体的に位置づけられているのは「グッド・ガバナンス」であるが，その他，分野別開発方針のうち「人間の安全保障」や「ジェンダー」に資する取組としても法制度整備支援はその有効性が期待されている。

（5） 各国向け援助計画

「法制度整備支援に関する基本方針」において，具体的に日本による各国向けの法制度整備支援に係る政策が示されているが，各国向けの国別援助政策においても，法制度整備支援の方針として位置づけられている。以下に「法制度整備支援に関する基本方針」で重点的な法

制度整備支援の対象国とされてきた９カ国（改定前・改定後を含む）の援助方針における，法制度整備支援の位置づけを確認する。

（ア）インドネシア

2004 年 11 月に策定された，対インドネシア国別援助計画においては，策定当時，インドネシアの開発課題として，法の支配及びグッド・ガバナンスが掲げられていたことを反映して，法制度整備支援に係る方針も取り入れられている。具体的には，ビジネス関連の法制度の制定・実施やそれを担う人材育成に係る支援，そして，ガバナンスの観点から公正かつ効率的な訴訟制度の運営の確立と法曹の人材育成を重点取組として掲げている。

対インドネシア国別援助計画（2004 年 11 月），抜粋

４．我が国援助の方向性

（２）対インドネシア援助の重点分野

（イ）「民間主導の持続的な成長」実現のための支援

財政の持続可能性の確保，投資環境改善のための経済インフラ整備，裾野産業・中小企業振興，経済諸制度整備，金融セクター改革等

貧困削減（農漁村開発による雇用機会の創出及び所得・福祉の向上，教育及び保健・医療などの公共サービスの向上等），ガバナンス改革（司法改革・警察改革，地方分権支援等），環境保全・防災等

別紙：対インドネシア援助における重点分野・重点事項

１．「民間主導の持続的な成長」実現のための支援

（４）経済関連の法制度整備

（a）インドネシアにおいては，通関，税制，労働法等，民間の事業活動に関わる様々な法制度整備とその透明かつ適正な運用が課題である。同国政府としても，①税制の透明かつ公正な運用，②通関の迅速かつ透明な運用，③労働法の制定と適切な実施，④知的財産権や基準認証関連の法制度整備，制度調和と適切な実施，⑤その他投資法，倒産法，競争法等ビジネス関連の法制度の制定・実施，に取り組んでいるところである。

（b）我が国としては，インドネシア政府による，こうした取組に対して政策支援を行う。また，制度の構築や運用に係る人材育成を支援する。また，援助の実施に際しては，民間経済界の取組や経済連携協定の策定等の政府間の取組とも連携し，重層的かつ効果的な協力が行われるように留意する。

２．「民主的で公正な社会造り」のための支援

（２）ガバナンス

投資環境の改善のためにも，また，「民主的で公正な社会造り」を実現するためにも，ガバナンス改革は極めて重要である。特に，司法，行政，立法，国軍から企業に至る広い範囲でKKN（汚職・癒着・縁故主義の略，例えば，政治権力者と企業の癒着，政府高官による公金流用，政府機関の財政の不透明性，企業による不正行為，企業の情報閉鎖性と不透

明な会計制度，政府の監視機構の機能不全等）が蔓延している。KKNの撲滅，司法制度の改革，行政の効率化･透明化，地方政府の行政能力向上，コーポレート･ガバナンス等の改善が課題である。我が国としては，①司法改革･警察改革，②地方分権，を重点分野とする。特に，前者については，他の援助国･国際機関とも連携しつつ，我が国としてより積極的な支援を行う。

（イ）司法改革･警察改革

（司法改革）

（a）司法分野における腐敗撲滅，法制度の整備を中心とした司法改革は，司法に対する国民及び国際社会の信頼を得る上で極めて重要である。汚職裁判所の設立，各司法機関の人事制度の改正，司法関係者の腐敗撲滅，商業裁判所の改革等による新たな法律問題への対応，公正かつ効率的な事件管理制度の導入，司法行政権の最高裁への移行等が課題である。最高裁は，司法改革に対し，積極的に取り組む姿勢を見せている。

（b）我が国は，①公正かつ効率的な訴訟制度の運営の確立，②法曹の人材育成等を重点として支援を行う。

出所:外務省　対インドネシア国別援助計画（2004 年 11 月）

対インドネシア共和国　国別援助方針（2012 年 4 月），抜粋

3．重点分野（中目標）

（1）更なる経済成長への支援

民間セクター主導の経済成長の加速化を図るため，ジャカルタ首都圏を中心にインフラ整備支援やアジア地域の経済連携の深化も踏まえた各種規制･制度の改善支援等を実施することにより，ビジネス･投資環境の改善を図ると同時に，高等人材の育成支援等を行う。

出所:外務省　対インドネシア共和国　国別援助方針（2012 年 4 月）

（イ）ベトナム

対ベトナム国別援助計画は，ODA 大綱の改定後，2004 年 4 月に策定され，2009 年 7 月に改定されている。また，対ベトナム援助の国別援助方針については，2012 年 12 月に策定されている。

2004 年 4 月に策定された対ベトナム国別援助計画では，制度整備が対ベトナム援助の重点分野と定められている。特に，法制度整備については，行政改革と合わせて制度整備の一環として，三本柱の一つに位置づけられている。

また，2009 年 7 月に改定された対ベトナム国別援助計画においても，ガバナンス強化の一角として，法制度整備は重点分野として位置づけられている。

2012 年 12 月に策定された，対ベトナム社会主義共和国国別援助方針においても，国別援助計画と同様に，対ベトナム援助の三つの重点分野の一つとしてガバナンス強化が位置づけられており，その中でも法制度整備支援が特筆されている。

対ベトナム国別援助計画（2004 年 4 月），抜粋

（3）対ベトナム援助の重点分野

我が国としては，成長促進，生活社会面での改善，制度整備の三分野を重点分野とする（「三つの柱」）。我が国にとっての対ベトナム援助の持つ意義（「1．理念・目的」参照）に鑑み，「三つの柱」の下，下記の通り，広い範囲のセクターを対象として援助を展開していくが，その際，ベトナムの開発にとっての意義，我が国として支援する意義，他ドナーの対応，我が国の支援能力などの観点から，それぞれのセクターの下で，我が国が重視すべきものを絞り，これを重点事項とする。

（ハ）制度整備

成長促進を達成するためにも，また，生活社会面の課題を克服していくためにも，社会・経済の基盤となる制度の整備は，なくてはならない重要なものである。制度整備については，個別セクターに関連するものとして上記1及び2に含まれるものもあるが，分野横断的なものとして下記のセクターを対象とする。

法制度整備，行政改革（公務員制度改革，財政改革）

出所：外務省　対ベトナム国別援助計画（2004 年 4 月）

対ベトナム国別援助計画（2009 年 7 月），抜粋

3．重点分野

（1）重点分野

（ニ）ガバナンス強化

「経済成長促進・国際競争力強化」，「社会・生活面の向上と格差是正」，「環境保全」のそれぞれの開発課題に対応していく上での基盤として，汚職対策を含む健全なガバナンス体制の確立が必要であり，そのために，行財政改革，法整備・司法改革を支援する。汚職対策については，地方政府も含めた意識の向上や現場における汚職予防のための取組を積極的に支援する。特に，ODA事業に関し，日越ODA腐敗防止合同委員会で取りまとめた不正腐敗防止策の着実な実施を図る。

● 行財政改革

貧困削減支援貸付（PRSC）の枠組みを活用し，制度改善に向けた政策レベルでの働きかけを行いつつ，行政能力向上，税務行政実務等公共財政管理等の分野で，中長期的な視点に立って制度整備，組織強化，人材育成に資する協力を行い，透明性の高い行財政体制の実現，地方分権化への対応強化に貢献する。

● 法整備・司法改革

本年 4 月の海外経済協力会議において了承された「法制度整備支援に関する基本方針」を踏まえつつ，ベトナムが自ら定めている法整備・司法改革に関する基本方針に沿って，これまでの協力の成果を基盤とした協力を積極的に進める。具体的には，法令の制定・改正作業並びに法運用に必要な制度の構築・改善に対する支援のほか，地方を含む現場レベルでの法律運用能力の向上のための人材育成に対する支援，法に関する情報の普及や司法へのアクセスの改善に対する支援などを，有機的に相互連携させながら実

施し，「法の支配」の確立・定着を図る。
出所：外務省　対ベトナム国別援助計画（2009 年 7 月）

対ベトナム社会主義共和国国別援助方針（2012 年 12 月），抜粋
（3）ガバナンス強化
　ベトナム社会全般に求められているガバナンスの強化を図るため，法制度の整備・執行能力の強化や，行政の公正性・公平性・中立性・透明性の確保等，司法・行政機能強化のための取組を支援する。
出所：外務省　対ベトナム社会主義共和国　国別援助方針（2012 年 12 月）

（ウ）ミャンマー

対ミャンマー支援に係る政策文書としては，2012 年 4 月に公表された，「対ミャンマー経済協力方針」があるが，この中で，法制度整備支援は，全体の三つの方針のうち，「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む）」の中で，「制度整備・運用能力向上（行政手続の透明性・効率性向上，法制度運用能力向上等の支援）」として位置づけられている。具体的には，財政制度改革や開発計画策定に資する支援に取り組むことを明記している。

（エ）モンゴル

対モンゴルの二国間援助においては，市場経済化の文脈で法制度整備支援が実施されることとなっている。

2004 年 11 月に策定された対モンゴル国別援助計画（2004 年 11 月）においては，公的セクターにおける行財政管理能力向上と民間セクターの活動基盤強化の観点から法制度整備支援に取り組む方針が掲げられている。

また，2012 年 5 月に策定された対モンゴル国国別援助方針においては，特に，鉱物資源の持続可能な開発に付随して，公的セクターのガバナンス強化の観点から法制度整備支援に重点的に取り組むこととしている。

対モンゴル国別援助計画（2004 年 11 月），抜粋
（3）対モンゴル援助の重点分野
　（イ）市場経済を担う制度整備・人材育成に対する支援
　（前略）さらに，モンゴルの公的セクターを強化する観点から，徴税制度の確立，法・規制の整備等の行財政管理能力向上，経済・社会分野の政策立案能力と専門能力の向上は喫緊の課題となっている。また，民間セクターについても，金融制度の強化と中小企業における経営能力や商取引のノウハウ等の向上といった企業育成支援制度の充実，貿易・投資環境の整備が緊要な課題であり，このための制度整備・人材育成が急がれる。特に，金融制度については，高金利，資金流通の円滑さの欠如等，経済活動に障害となっており，今後民間部門の成長のボトルネックとなっているこの分野での制度強化と人材育成

は急務である。（以下，略）
出所:外務省　対モンゴル国別援助計画（2004 年 11 月）

対モンゴル国　国別援助方針（2012 年 5 月），抜粋
3．重点分野（中目標）
（1）鉱物資源の持続可能な開発とガバナンスの強化
モンゴルの鉱物資源開発を持続可能なものにするため，鉱物資源開発・加工・利用に関する計画策定とその実施を支援し，関連インフラ整備についても今後検討する。また，鉱物資源関連の歳入増加を長期的経済発展につなげるため，行政能力や透明性の向上による財政管理・金融機能の強化，高度な知識・技術を有する人材育成，関連法・制度整備やその運用能力の向上等のガバナンス体制の確立・定着に向けた支援を実施する。
出所:外務省　対モンゴル国　国別援助方針（2012 年 5 月）

（オ）カンボジア

日本はパリ和平協定締結に向かう時期から積極的にカンボジアの和平に協力し，和平協定締結後には，復興支援を主導的に実施した。カンボジアでは，20 年以上の内戦を経て，1991 年のパリ和平協定締結後には，復興のため，法制度整備を含めたあらゆる分野の支援のニーズがあり，そのようなニーズに応える形で，日本はカンボジアに対して法制度整備支援も行ってきた。

2002 年 2 月に策定されたカンボジア国別援助計画においては，持続的な経済成長と安定した社会の実現に向けて，特にグッド・ガバナンスを確保するという観点から，法制度整備支援の実施が掲げられていた。特に，当時のカンボジア政府が推進していた行政改革等の基盤として，司法改革に向けた支援が重要視されていた。

2012 年 4 月に策定された国別援助方針においては，それまでに起草支援していた民法・民事訴訟法の普及・定着・適正な運用を軸として，ガバナンスの強化の観点から法制度整備支援が位置づけられている。

カンボジア国別援助計画（2002 年 2 月），抜粋
(4)重点分野・課題別援助方針
（イ）持続的な経済成長と安定した社会の実現
(a)5 つの改革支援とグッド・ガバナンス
カンボジア政府が自らの問題として取り組む，行政改革，財政改革，兵員削減，自然資源管理，社会セクターの５つの改革の推進及びグッド・ガヴァナンスの強化は，カンボジアが健全な経済開発を進め，国家として十全に機能していくために不可欠である。かかる観点から 2000 年 1 月にカンボジアを訪問した小渕総理（当時）は，フン・セン首相に対し，我が国がこれまで行ってきた専門家の派遣や研修員の受入等の技術協力を強化し，また諸改革の成功に向けた支援として，利用可能なスキームを総動員し，柔軟かつ迅速な協力を実施していく旨表明した。この方針の下，現在司法改革については，重要政策中枢支援

（法整備支援）として民法，民訴法の起草を支援しており，これら法律の早期の起草完了及び法律の成立のための支援を行っていく。また，法曹界の人材育成についても様々な研修プログラムの活用を通して協力していく。
出所:外務省　カンボジア国別援助計画（2002 年 2 月）

対カンボジア王国　国別援助方針（2012 年 4 月），抜粋
3．重点分野（中目標）
（3）ガバナンスの強化
我が国が起草を支援した民法・民事訴訟法の普及・定着・適正な運用を図るため，関連法案の整備，司法関係者の能力強化について支援を行う。また，財政に関する透明性の向上，徴税能力の強化，地域統合への対応を促進するため，公共財政管理，国税及び関税分野の政策・制度改善・人材育成に資する支援を行う。
出所:外務省　対カンボジア国 国別援助方針（2012 年 4 月）

（カ）ラオス

2006 年 9 月に策定された対ラオス国別援助計画においては，公共セクター全般にわたる能力開発の一環として，特に市場経済化・東南アジア諸国連合（ASEAN）地域経済化を主眼とした，民商事分野中心に法制度整備支援に取り組むこととしていた。

2012 年 4 月に策定された国別援助方針においては，全般的な開発促進のために必要なガバナンス面の強化に向けて，法制度整備支援の実施に留意することとしている。

対ラオス国別援助計画（2006 年 9 月），抜粋
4．3 つの援助目標，6 つの重点分野と重点分野別援助方針
⑥ 行政能力の向上及び制度構築
（前略）
（法制度，社会的弱者支援制度の整備）
市場経済化，ASEAN 地域経済化への着実な歩みを支援すべく，これまでのわが国協力の成果を踏まえた民商事分野での法整備のための基盤作り・人材育成，司法制度の強化等，法制度の信頼向上に向けた支援を行う。また，社会的弱者を保護・支援し，より多くの国民の社会経済開発への参加を確保するための制度構築に向けての基盤作りを支援する。
出所:外務省　対ラオス国別援助計画（2006 年 9 月）

対ラオス人民民主共和国　国別援助方針（2012 年 4 月），抜粋
4．留意事項
（1）開発促進及び援助効果向上の観点から，行財政能力強化や法制度整備などのガバナンス面の強化の必要性に留意する。
出所:外務省　対ラオス人民民主共和国 国別援助方針（2012 年 4 月）

（キ）ウズベキスタン

2006 年 9 月に策定された対ウズベキスタン国別援助計画においては，市場経済発展と経済・産業振興のための制度構築に資する支援の一つとして，特に民商法改革等の支援が，対ウズベキスタンの法制度整備支援として掲げられていた。

2012 年 4 月に策定された国別援助方針においても，2006 年 9 月に策定された国別援助計画とほぼ同じ位置づけで法制度整備支援の実施が掲げられている。

対ウズベキスタン国別援助計画（2006 年 9 月），抜粋

（3）対ウズベキスタン援助の重点分野

（イ）市場経済発展と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援（市場経済化の取り組み自体の支援，WTO 加盟の支援）（金融・銀行システム，貿易管理，司法（民商法）改革，貿易促進，観光促進，中小企業振興，農業改革）

自由化・民営化や自由競争の導入は様々な社会的痛みを伴うものであり，時間をかけて実施するという漸進主義は一定の合理性を持つが，漸進主義が長く続くと既得権益の利害構造ができあがる傾向があり更なる改革が困難になる。したがって，期限を設定した上で段階的改革の断行が求められ，こうした改革政策の策定分野での支援が重要である。

ウズベキスタンは経済構造改革の一環として，金融・銀行システム，為替制度，貿易管理部門（WTO 加盟に向けての国内法整備，人材の育成），中小企業振興（国際金融機関のクレジットラインを含む商業銀行による融資，外貨強制交換制度の適用免除等）に取り組む姿勢である。しかしながら，抜本的な改革の実現には至っておらず，政府による統制が若干緩和される程度に止まっているのが現実であり，ウズベキスタンの改革の実現やダイナミックな経済成長を促す貿易の発展のためにも，国際ルールに則った国際経済関係の構築は有効である。WTO 加盟はそうした意義を持つことから，金融・銀行システム改善，民商法改革及び経済改革の側面支援をはじめ政府の加盟努力を多面的に支援し，加盟後の WTO 体制に順応できる経済貿易体制の整備についても支援していく。

また，市場経済化を前提とした経済産業振興のための人材育成・制度構築支援は，改革を担う行政官とともに，改革後の市場経済体制下のビジネスを担っていく新しいマインドの民間の人材を育成することが必要である。民間セクターについては，ウズベキスタン日本人材開発センター（通称「日本センター」）におけるビジネスコース等の提供を継続するとともに，今後，民間セクター，とりわけ中小企業の活性化こそが経済発展の基礎となるものであることを繰り返し強調していく。さらに，民間セクターの開発に必要なビジネス環境の整備について，法制度，税制，人材育成，中小企業振興策，中小企業金融等，多面的且つ相互に連携をとりつつ経済市場規模をはじめとする条件について，ウズベキスタンに見合った支援を行っていく。

（以下，省略）

出所：外務省　対ウズベキスタン国別援助計画（2006 年 9 月）

対ウズベキスタン共和国　国別援助方針（2012 年 4 月），抜粋

3. 重点分野(中目標)

(2)市場経済化の促進と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援

市場経済への移行後の人材不足や法制度などの未整備が，更なる経済成長に向けた課題となっていることを踏まえ，主に経済分野に関する法制度の整備，行政官・民間セクターの人材育成などを中心とした支援を行う。

出所:外務省 対ウズベキスタン主共和国 国別援助方針(2012 年 4 月)

(ク) バングラデシュ

2006 年 5 月に策定された対バングラデシュ国別援助計画においては，ガバナンス改善への取組に資する支援として，法制度分野の支援が模索されていた。

また，2012 年 6 月に策定された国別援助方針においても，ガバナンスの改善に資する支援としての法制度整備支援が，依然として検討されていたものと考えられる。

対バングラデシュ国別援助計画(2006 年 5 月)，抜粋

別紙:対バングラデシュ援助における重点目標・セクター

(ハ)ガバナンス

ガバナンス改善への取り組みとしては，中央レベル，セクターレベル，地方レベルの 3 つのレベルに大きく分けられる。①中央レベルでは，行財政改革，法と秩序などの課題がある。②セクターレベルでは実施機関，省庁の政策実施能力の改善が重要な課題である。③地方レベルでは貧困削減に資する公共サービスの供給の改善という課題が重要である。 ①中央レベルでは，公務員制度改革，警察支援，PRSP 実施・モニタリング体制の整備などの喫緊の課題に対して，政府のイニシアティブを支援しつつ，他の援助国・機関と共同で支援する。また，法制度分野における支援，選挙への協力などは，日本の優位性を勘案しつつ，今後の検討課題とする。②セクターレベルでは，個別の事業を進める上で，実施機関の経営自主性や透明性の強化や規制枠組みの整備といったセクター・ガバナンスの改善に取り組む。短期間に目に見える成果をあげるには，セクター・ガバナンスに対する取り組みが非常に重要であり，各種のプロジェクトの実施に際しては，必要となる実施機関の技術面・経営面での能力開発について，本邦での研修など各種の援助手法を最大限に活用しつつ取り組んでいく。また，保健及び初等教育においては，セクタープログラムのもとで，サービス提供やガバナンスを改善する取り組みが進められており，我が国も主要な援助国として，このような連携に積極的に貢献する。③地方レベルでは，サービス提供方法の改善に向けて，農村開発や砒素対策等他事業における教訓を生かしつつ，他の援助国・機関と共同で政策的関与を継続するとともに，住民の能力強化を支援し，効率的な地方行政制度の確立を目指す。

(以下，省略)

出所:外務省 対バングラデシュ国別援助計画(2006 年 5 月)

対バングラデシュ人民共和国 国別援助方針(2012 年 6 月)，抜粋

4. 留意事項

（3）従来からの課題であるガバナンスの改善のため，あらゆる分野の支援において，政府機能の強化，行政サービス向上が図られるようにする。特に，開発援助の効果的・効率的な実施のため，調達，支出管理，監査，報告などの適切な手続の実施を通じて，不正・腐敗防止対策を徹底することにより，透明性と説明責任の確保を図ることとする。

出所:外務省 対バングラデシュ人民共和国 国別援助方針（2012 年 6 月）

（ケ） 中国

中国に対する二国間援助政策で最新のものは，2001 年 10 月に策定されている対中国経済協力計画である。この中では重点分野の一つである，中国の改革・開放支援の一環として，経済活動を加速することを主眼とした経済関係の法制度の支援を対中国の法制度整備支援として位置づけていた。

対中国経済協力計画（2001 年 10 月），抜粋

（3）重点分野・課題別経済協力方針

（ロ）改革・開放支援

中国の改革・開放政策への支援を通じて，中国がより開かれた社会へ発展していくよう促していくことが大切であり，特に，市場経済化加速への努力を支援し，中国経済の国際経済との関わりを一層強化するよう促す。また，市場経済化の担い手である民間の活動を活発化させるために，経済活動を律する法制度の確立などガヴァナンス（良い統治）強化を支援する。世界経済との一体化支援として，具体的には，制度整備や人材育成を含む市場経済化促進のための支援や，経済活動を律する世界基準やルール（WTO 協定を含む）への理解を促進するための支援を進める。 ガヴァナンス強化への支援としては，既に JICA 研修事業において，我が国の刑事司法や科学技術に関する行政法の紹介を実施しているが，今後は，特に地方の政府関係者などによる法の支配や行政における透明性・効率性向上のための支援や草の根レベルでの啓発・教育活動支援などを実施する。

出所:外務省 対中国経済協力計画（2001 年 10 月）

（6） 国際協力重点方針

外務省による平成 19 年度以降の国際協力重点方針における法制度整備支援の位置づけをみると，平成 19 年度と平成 20 年度は，民主化定着・市場経済化の文脈で主にアジア大洋州地域やグルジア・ウクライナ・アゼルバイジャン・モルドバ（GUAM），コーカサス，中央アジア地域向けの法制度整備支援が重点化されていた。平成 21 年度は，メコン地域向けの法制度整備支援の重点化が特筆されている。

平成 22 年度以降は，インフラ海外展開を中心とした，日本企業の海外展開のための，途上国における法制度基盤強化の観点から法制度整備支援が重要視され続けている。

平成 25 年度，平成 26 年度は，「法制度整備支援に関する基本指針」の改定を受けて，法制度整備支援の重点化がより明確となっている。

平成19年度	〔優先課題〕 普遍的価値を重視し，外交の地平を拡大する中，民主化定着・市場経済化を支援（法制度整備支援，人づくり支援，人権重視など） ● 対アジア大洋州外交政策目標 ➢ 基本的価値の共有に基づく域内協力・統合の深化，相互理解の推進と安定の確保（東アジア共同体） ➢ 民主化定着・人権保護支援，法制度整備支援 ● 対中央アジア，コーカサス，欧州（中・東欧）外交政策目標 ➢ GUAM，コーカサス ✧ 民主化・市場経済化支援（法制度整備支援，人材育成等） ➢ 中央アジア ✧ ガバナンス改善・法の支配，市場経済化支援（貿易・投資環境整備）に日本の知見を活用
平成20年度	［平成20年度の重点事項］ ④途上国の経済成長と我が国の経済的繁栄を促進する（資源・エネルギー確保，貿易・投資環境整備，法制度整備支援，官民連携）。 ● 対アジア大洋州外交政策目標 ➢ 基本的価値の共有に基づく域内協力・統合の深化，相互理解の推進と安定の確保（東アジア共同体） ➢ 民主化定着・人権保護強化支援，法制度整備支援 ➢ メコン地域（重点地域）～日本とメコン地域のパートナーシップの更なる強化 ✧ 民主主義・法の支配，貧困削減（開発の三角地帯を含む），国境を越える問題，違法伐採問題 ● 対中央アジア，コーカサス，欧州（中・東欧）外交政策目標 ➢ GUAM，コーカサス ✧ 民主化・市場経済化支援（法制度整備支援，人材育成等） ➢ 中央アジア ✧ ガバナンス改善・法の支配，市場経済化支援（貿易・投資環境整備）に日本の知見を活用
平成21年度	〔重点課題〕 ⑤途上国への貿易・投資を促進するとの観点から，日本企業の途上国での活動の環境整備を促進する（資源・エネルギー確保，貿易・投資環境整備，法制度整備支援，官民連携）。 【貿易・投資環境整備，法制度整備支援】 開発途上国の持続的な経済成長のためには，貿易・投資などの民間活動の活性化が重要であり，途上国のインフラ整備，貿易・投資に関する諸制度の整備

	や人材育成支援，知的財産保護や競争政策などの分野における法制度整備支援などに取り組んでいく。 ● 対アジア大洋州外交政策目標 ➢ 域内協力・統合の深化，相互理解の推進と安定の確保，普遍的価値の定着促進。 ✧ 民主化定着・人権保護強化支援，法制度整備支援 ➢ メコン地域～日本とメコン地域のパートナーシップの更なる強化 ✧ 基本的価値の共有と地域共通の課題への取組。 ✧ 民主主義・法の支配の共有，貧困削減（開発の三角地帯を含む），国境を越える問題。 ● 対中央アジア，コーカサス，欧州（中・東欧）外交政策目標 ➢ 中央アジア・コーカサス諸国 ✧ ガバナンス改善，市場経済化（貿易・投資環境整備）のための人材育成・法制度整備。
平成22年度	〔重点課題〕 ③「東アジア共同体」構想の下，世界の成長センターであるアジアの発展を促進し，域内の連結性強化や格差是正のための取組を支援する。また，日本企業の途上国での活動の環境整備を促進し，我が国の成長にも貢献する。 【貿易・投資環境整備，ガバナンス向上等】 開発途上国の持続的な経済成長のためには，貿易・投資などの民間活動の活性化が重要であり，途上国のハード，ソフト両面のインフラ整備，貿易・投資に関する諸制度の整備や人材育成支援，知的財産保護や競争政策などの分野におけるガバナンス向上，環境破壊・自然災害，感染症などの成長障害克服への支援などに取り組み，日本企業の途上国での活動の環境整備を行う。
平成23年度	重点②：インフラの海外展開，貿易・投資環境整備等，我が国の優れた環境技術の海外普及と気候変動対策，資源・エネルギーの安定供給確保 【インフラの海外展開】 震災で打撃を受けた我が国経済の復興のためにも，ODA を通じた我が国民間企業のインフラ海外展開を支援するとともに，災害に強い我が国のインフラ技術の海外広報も念頭に ODA プロジェクトに積極的に活用する。具体的には，耐震性をはじめとする我が国の基準や制度が優位性をもって採用されるよう，技術協力による法制度整備支援や人材育成を通じた環境整備を推進する。また，ファイナンスの面では，我が国民間企業の海外進出の前提となるビジネス環境の整備（空港，港湾，道路）等では，主に円借款による整備を推進するとともに，周辺インフラの整備やモデル・ケースとしてのインフラ支援では，無償資金協力も活用する。

	【貿易・投資環境整備】 途上国の持続的な経済成長のためには，貿易・投資などの民間活動の活性化が重要であり，途上国のハード，ソフト両面のインフラ整備，貿易・投資に関する諸制度の整備や人材育成支援，知的財産保護や競争政策などの分野におけるガバナンス向上，都市環境の悪化や感染症等の成長障害克服への支援などに取り組み，日本企業の途上国での活動の環境整備を行う。日本企業が多数活動する ASEAN 地域連結性強化を支援する。
平成24年度	■新成長戦略への貢献・中小企業の海外展開支援 【パッケージ型インフラ海外展開】 ● 新成長戦略の掲げるパッケージ型インフラ海外展開の拡大を推進して途上国の旺盛なインフラ需要に応えることで，主にアジア太平洋地域の経済発展を支援すると同時に我が国企業の海外事業展開も支援する。官民連携を一層強化すると共に，放送コンテンツ等日本ブランドの発信や新たなフロンティアにも積極的に ODA を活用する。民間経済活動の環境を整備し，途上国の持続的な成長を図るため，制度整備・改善，人材育成，ガバナンス向上等を支援する。
平成25年度	■自由で豊かで安定した国際社会を実現する ODA 【対ミャンマー支援】 ● ミャンマーの民主化と国民和解に向けた改革努力を後押しするため，農業等地方開発や少数民族支援，国民生活の向上，脆弱性克服，人材開発等を支援し，ティラワ地域開発等の日本企業進出の支援にも資するインフラ，法制度等の整備も進める。これらの実現のため，本年度予算で，無償，技協あわせて 200 億円規模の支援を目指す。 【法制度整備支援・民主化支援】 ● 新たな法制度整備に関する支援基本方針を踏まえ，立法支援や制度整備支援等を通じて法の支配や民主主義を定着させる途上国の取組を後押しする。当面は，ベトナム，ミャンマー，モンゴル，カンボジア，ラオス，インドネシア，ウズベキスタン，バングラデシュの 8 か国を重点国とする。 ■新興国・途上国と日本が共に成長する ODA 【日本ビジネスの国際展開への貢献】 ● インフラシステム輸出支援：ODA 事業により，新興国・途上国の旺盛なインフラ需要を満たすことで経済社会開発に貢献するとともに，我が国企業の海外ビジネス展開を拡大し，その活力を我が国の成長に取り込む。 ● 新興市場開拓に向けた ODA の活用：急成長を遂げる有望な市場である反面，民間企業にとってリスクが高い新興国において，ODA を戦略的に活用し，プロジェクト等の形成の上流段階から関与する形での広域開発や制度

	整備の支援を行う。 ● ビジネス環境整備：日本企業の関心の高い地域を中心に，ODA により法制度整備支援を始めとするビジネス環境の改善を進める。日本企業にとっての予測可能性を高め，その進出を後押しする 【資源・エネルギー確保への貢献】 ● 資源・エネルギーの産出国において，周辺地域住民への配慮を含む適切な資源エネルギー産出地域開発の基本計画策定，関連法制度整備等を含め投資環境整備にも資する支援を行い，人材育成を通じて人的ネットワーク強化を支援する。また，水産資源の持続的な利用のための国際協力を推進する。
平成26年度	■日本にとって好ましい国際環境を作るための ODA 自由，民主主義，法の支配といった普遍的価値を共有する国の安定成長と我が国との関係強化を図るとともに，これらの価値に基づく秩序形成に向けた法制度整備支援や安定化支援等を行う。また，平和構築，テロ対策，海上保安能力強化，シーレーンの安全確保に向けた支援等を通じ，国際社会の平和と安定に積極的に貢献する。 ● 法制度整備支援・民主化支援 アジア諸国を中心に，基本的な法律の整備や司法能力強化，議会事務局の機能強化等を通じ，行政・司法機関の予見性・透明性を高め，法の支配の実現に向けた支援を行う。民主化の促進・定着のために人材育成・制度整備支援を行う。 ● 国際公共財にかかる法の支配の強化（海上保安能力強化・シーレーン安全確保支援等） 海洋国である我が国にとり，航行の自由及び安全は，安全保障及び経済活動の基盤。ODA を活用し，我が国のシーレーン沿岸国の海上保安機関の能力向上支援等を図る。また，急速に発展するサイバー空間の安全性，信頼性の確保のため，アジア諸国を中心に，サイバー攻撃やサイバー犯罪への対処能力向上支援を図る。

出所：外務省　各年度国際協力重点方針

2-1-3　日本の法制度整備支援の実施体制

日本の法制度整備支援の政策立案・実施に係る政府機関は，主に，内閣官房，外務省，法務省，JICA である。この他，政府機関では財務省や公正取引委員会等が，政府機関以外では，各大学や日本弁護士連合会（日弁連）が主に法制度整備支援の実施を担っている。主要な機関の現在までの法制度整備支援における役割を以下に示す。

（1）内閣官房

内閣官房は，2009 年の「法制度整備支援に関する基本方針」の策定にあたって，取りまとめ

の役割を果たしていた。内閣官房が，関係各省庁からの意見を取りまとめて，それまで，二国間援助政策が基本となっていた法制度整備支援政策について，統一的な政策文書を策定する上での取りまとめ役となっていた。

（2）法務省

1990 年代に法制度整備支援が開始された当初から法務省は法制度整備支援の実施に関与してきている。基本的には，JICA と協力しながら，法制度整備支援プロジェクトの実施を担っている。特に，法制度整備支援の開始当初は，JICA の職員に法曹がいなかったこともあり，しばしば法制度整備支援プロジェクトの計画策定段階から協力していた。

2001 年には，法務省法務総合研究所国際協力部が設置され，法務省による法制度整備支援を管轄することとなった。

法務省の法制度整備支援への関与方法としては，JICA が実施する専門家派遣プロジェクトに対して人材を派遣することがある。専門家派遣にも複数の形態があるが，本邦研修（日本国内で実施される研修）[3]，被援助国への講師の派遣や長期専門家の派遣が主たるものである。その他，各国の法制度の起草支援が実施される際に設置される国内支援委員会，国内研究会，アドバイザリーグループ等（以下，国内支援委員会等とする）へも積極的に参加している。また，法制度整備支援のプロジェクトを開始する際に実施される詳細計画策定調査や事業評価調査に対しても調査団員を派遣している。

法務省が JICA に拠らない独自の予算で実施している法制度整備支援（ODA 相当）もある。こちらは継続的にプロジェクトを実施しているわけではなく，被援助国からのニーズに応えて実施されており，専門家派遣等に予算が費やされている。

その他，関連事項として，法務省は 1962 年から国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）を通じて刑事司法関連分野における国際研修等を実施し，アジアの国々等の刑事司法実務家の能力向上及び人材育成等に係る活動を行っている。

（3）外務省

2009 年に策定された「法制度整備支援に関する基本方針」の立案・取りまとめを担っていたのは，国際協力局政策課であった。同課が，「法制度整備支援に関する基本方針」の原案を作成し，関係機関から意見を集約した上で，「法制度整備支援に関する基本方針」が定められた。

また，国際協力局開発協力総括課は，2013 年の「法制度整備支援に関する基本方針」の改訂を実質的に掌握していた。

国際協力局地球規模課題総括課は分野別開発政策の一つとして法制度整備支援を所掌している。

国際協力局の国別課（国別開発協力第一課，国別開発協力第二課，国別開発協力第三課）は各国向けの二国間援助政策の立案を担っている。国別課は，二国間援助政策の中で，各国のニーズに合わせて，法制度整備支援を重点分野として位置づけることがある。また，援助の

[3] 法務省（国際協力部）は，専門家を派遣するだけでなく，本邦研修を企画・実施している。

実施自体はJICAが担うものの，具体的な案件の実施にあたっては，JICAと事前に協議等を実施している。

各国の在外公館も，援助対象国において各国政府機関や現地 ODA タスクフォース等を通じた二国間援助政策に係る協議等を担っている。基本的には，二国間援助政策の立案等の中で，法制度整備支援の方向性について示唆する役割を担っている。

（4）JICA

現在，日本の法制度整備支援の実施を主に担っているのは，産業開発公共政策部ガバナンスグループ法・司法チームである。同チームが主管しているのは，基本法に関する支援や司法分野に関する支援である。それ以外の法分野に対する支援（知的財産や経済法）も産業開発・公共政策部内の他チームが所管して実施しており，法・司法チームも連携して実施している。その他，案件によっては，JICA 内の他部署とも積極的な連携を図っている。現在は，2013 年に改定された「法制度整備支援に関する基本方針」に準じて援助を実施している。

また，「法制度整備支援に関する基本方針」が制定される以前から，JICA では法制度整備支援の実施の方向性について示した指針（法整備指針等）を策定している。法制度整備支援の政策ではないものの，二国間援助政策や法制度整備支援の実施状況を踏まえつつ，実務的な法制度整備支援の状況や方向性について書かれている。

その他，JICA は法制度整備支援のうち，基本法等の起草支援にあたっては，関係機関・団体の専門家から構成される国内支援委員会等を日本国内で立ち上げ，現地の長期専門家等による現地の政府機関等への起草支援をサポートしている。

（5）その他

（ア）財務省

外務省が主導している「法制度整備支援に関する基本方針」の策定に携わっているほか，国際開発金融機関への拠出を通じて国際開発金融機関による援助に携わる地位にある。特に，国際開発金融機関に対しては，特定の目的を有した基金を拠出しているケースもあり，基金の拠出に対する関与から，間接的に国際開発金融機関による法制度整備支援に関係している機関と言える。

（イ）文部科学省[4]

文部科学省の法制度整備支援に関するものとしては，一例として，「法政国際教育協力研究センター」が挙げられる。旧文部省（現文部科学省）は，各分野の国際教育協力を推進するための大学間ネットワーク拠点として「国際教育協力センター」を整備することを決定し，2002 年，文部省令にもとづき法政分野の国際協力を推進する拠点として名古屋大学に「法政国際教育協力研究センター」を設置した。その後，文部科学省の助成により，同センターにおいては，「日本法教育研究センター」における法学教育支援を始めとする法制度整備支援事業を展開してい

[4] 名古屋大学へのヒアリングによる

る。

また，文部科学省は国費外国人留学生制度により，アジア諸国の法制度整備支援対象国からの留学生に対して奨学金を支給している。2014 年 6 月には，法学分野の国際教育協力のあり方を検討するために，名古屋大学を始めとする法制度整備支援事業に積極的に参画している大学関係者等による専門家会合「分野別協力者会議」を設置し，法学分野の国際教育協力の促進，国際教育協力の現場を通じたグローバル人材の育成について検討している。

（ウ）経済産業省

経済産業省による法制度整備支援は，東アジア等における投資環境整備等を主眼として実施されている[5]。

（エ）公正取引委員会

本件評価のケーススタディ国であるベトナムの商工省競争庁（VCA）に対して JICA の技術協力プロジェクトによる，ベトナムにおける競争法の運用及び法改正を支援している。その他の国に対しても，JICA の技術協力プロジェクトによる法制度整備支援に対して，適宜専門家を派遣している。

（オ）日本弁護士連合会（日弁連）

日弁連の法制度整備支援への関与は，1995 年から始まり，主として以下に分類される[6]。日弁連では，各年度の予算に法制度整備支援関係予算を計上して活動しているだけではなく，特別会計として国際協力活動基金を設けて活動資金としている。最近は JICA からの助成金はないため，「JICA が外部団体の活動に対して拠出にする助成金を活用した支援」については，過去の実績しか有していない。他方，公益財団法人東芝国際交流財団，独立行政法人国際交流基金などの外部団体からの資金援助を受けている。この他，国内支援委員会等に対しても日弁連会員の専門家を派遣し，各国の法律の起草支援に携わっている。

- 日弁連資金や外部団体資金を基にした独自の活動（現在のラオスプロジェクト，カンボジアプロジェクト等）
- JICA が外部団体と共同で実施するパートナー事業（旧開発パートナー事業）
- 既存の JICA のプロジェクトの一部分の業務委託を通じた支援
- 本邦研修の際の訪問先として援助対象国の研修生を受け入れる形の支援
- 日弁連会員の長期専門家・短期専門家としての派遣
- 国際司法支援研修コースなどを通じた専門家人材の育成
- 国際司法支援活動弁護士登録制度を通じた情報交換
- 専門家派遣や業務委託の枠組みを越えた JICA の国際協力専門員との密接な情報交換

[5] 経済産業省ウェブサイト
（http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/policyguide.html）
[6] 日弁連ヒアリング

2-1-4　日本の法制度整備支援の実施スキーム

日本の法制度整備支援の実施スキームは，JICA が主に実施している技術協力と課題別研修が中心となっている。その他，円借款附帯事業として実施されるものや，第三国研修として実施されるものなどがある。以下に，各スキームの概要を示す。

（1）技術協力

「専門家派遣」，「研修員受入」，「機材供与」から成り，日本の法制度整備支援の多くが技術協力の形態を採っている。

（ア）専門家派遣

日本の法制度整備に関する専門家を派遣し，相手国政府の実施する法律の起草や司法関係のガイドラインの作成，各種法の運用等を支援するものである。大きく分けて，専門家は長期で派遣される場合と短期で派遣される場合がある。長期の専門家派遣にあたっては，JICA が登用した長期専門家のみならず，法務省からの協力を得て，裁判官や検察官，弁護士等を通常 2 年間程度派遣している[7]。また，短期専門家としては，各大学の法学研究者や弁護士等が派遣されている。派遣期間の長短については，相手国のニーズや日本側のリソースに合わせて決定されている。

（イ）研修員受入

主に，相手国政府の中枢人材等を日本に招聘し，相手国の法制度整備に資する研修を提供している。日本における研修員受入にあたっては，JICA が法務省法務総合研究所国際協力部，日弁連や，大学と協力しつつ，支援を実施している。また，テーマとしても日本の法制度整備支援の主たるテーマである民商法関係に留まらず，刑法等を取り扱っている。また，「法制度整備支援に関する基本方針」で挙げられている法制度整備支援の重点国のみならず，様々な国から人材を受け入れている。受け入れ先としては，法務省法務総合研究所や最高裁判所，日弁連等の司法関係機関に加えて，名古屋大学等の学術機関も研修員を受け入れている。受け入れている人材も，各国の法曹や司法関係省庁の職員に限らず，法曹の養成者等，多岐にわたる。

（ウ）機材供与

法制度整備支援の性質上，多額の機材が提供されるケースは多くないが，技術協力プロジェクトの中で，研修に必要な備品等が供与されるケースがある。

---

[7] 裁判官は憲法上，良心に従い独立してその職務を行うという立場にあるため，法制度整備支援のような行政の職務に携わるにあたっては，その身分を行政官に転官することが求められているという理由から，一度法務省に検事として出向という形をとってから援助対象国に派遣される。

（2） 国内支援委員会

高度な専門的知見に裏付けされた助言を援助対象国に提供するための体制として，日本国内には，学術有識者，実務家（裁判官，検察官，弁護士等）から構成される国内支援委員会等が JICA により設置されている。国内支援委員会等は主に起草支援を中心としており，法令ドラフトに対してコメントする他，本邦研修や現地セミナーの際には講師を務めることもある。

（3） 有償勘定支援

一部の法整備制度支援は円借款付帯事業として実施されている。円借款附帯事業として実施する場合は，円借款事業が既に形成されていることが前提であり，円借款事業の実施に係る投資環境整備を目的とすることとなる。したがって，経済法関連の法制度整備支援であるケースが多い。また，円借款附帯事業のコストは円借款による融資で賄われる。円借款附帯事業による法制度整備支援の事例としてはフィリピンの包括的国家プロジェクト（投資環境整備）やインドネシアの経済連携協定（EPA）制度支援等が挙げられる。

（4） 第三国研修

第三国の法律の専門家等により研修が実施されるケースもある。例えば，イラクの法律専門家育成のための研修をムスリムが多いマレーシアやインドネシアの専門家により実施したケースがある。その他，パレスチナに対する法制度整備支援をヨルダンで実施したケースもある。

（5） フォローアップ協力

JICA の研修受講者等を対象として，起草支援した法の定着等を図るべく，フォローアップ協力を実施することもある。具体的には，相手国や日本においてセミナー等が実施されている。

（6） 各省独自の法制度整備支援の実施

JICA によらない法制度整備支援が実施される場合もある。特に，法務省法務総合研究所は，相手国からの要請に応じて，法務省の職員等を派遣したり，相手国政府の要人の招聘をしたりしている。

（7） その他

その他の実績としては，いわゆる「見返り資金」[8]を用いてカンボジア司法省の施設を整備し

[8] 商品借款などのノン・プロジェクト借款，食糧援助，ノン・プロジェクト無償資金協力等による供与資金を使って輸入された物資を，被援助国政府が国内で販売等することで得られた国内通貨建資金のことを指す。見返り資金は被援助国政府によって積み立てられ，援助国政府との合意に基づき，当該国の社会開発事業のための経費に充当される。通常借款資金は一般輸入資機材及び役務の決済に充当され，その部分において JICA は責任を持つが，見返り資金の使途は被援助国政府が責任を持つことになっているため，比較的被援助国側に裁量がある。（大平哲 『テーマ別評価　セクターローンの評価・監理に関する提言』独立行政法人　国際協力機構（2008 年 2 月）を基に評価チーム編集）

た実績等がある。また，無償資金協力により司法関係機関の施設等が整備された実績もある。

2-1-5　日本の法制度整備支援の実施対象国と各実施対象国における実施内容

（1）全体

経済協力開発機構（OECD）が公表している債権国報告システム（CRS）で公表されている2000-2013 年における「法制度・司法改革支援（Legal and Judicial Development）[9]」の援助額を地域別に集計したところ，南アジア・中央アジアが最も多く，次いで東アジア・東南アジアが多くなっている。中央アジアがとりわけ多くなっているのは，日本によるアフガニスタン向けの民主化支援が CRS の定義する「法制度・司法改革支援（Legal and Judicial Development）」に多く含まれているところが大きい。ただし，CRS の定義するアフガニスタン向けの「法制度・司法改革支援（Legal and Judicial Development）」については主に治安維持活動であるため，統計上の実績のほとんどが 1-2 で定義した評価の対象に該当する支援ではないものと考えられる。また，国別にみると，カンボジア，ベトナムに対する援助が大きい。

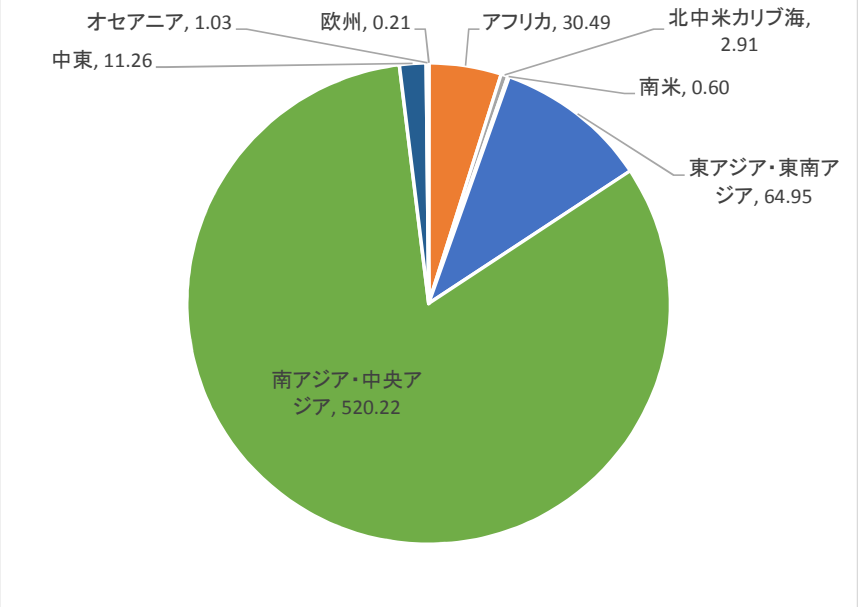

図 2-1　日本の法制度・司法改革支援（Legal and Judicial Development）向けの支出額（2000-2013 年の合計）

注：単位は百万ドル，地域区分は OECD の定義に準ずる
出所：OECD.Stat の CRS より評価チーム作成

[9] CRS では，「司法セクターの制度，システム，運用に係る支援，司法省・内務関連省向けの支援，裁判所向けの支援，起草支援，弁護士会向けの支援，法曹教育支援，法整備全般にかかる支援，国境管理支援，法律執行機関・警察・刑務所とその監督機関向け支援，オンブズマン支援，紛争解決（仲裁・和解等）に係る支援，法律扶助に係る支援，その他法制度外と位置づけられている伝統的な地域固有の補助的な法制度向けの支援」と定義しており，その範囲は本件評価で主眼に置いている法制度整備よりもかなり広範に定義されていることに留意されたい。

表 2-2 日本の法制度・司法改革支援(Legal and Judicial Development)向けの支出額
上位 15 カ国(2000-2013 年の合計)

国名	金額 (2000-2013 年の合計)
アフガニスタン	508.92
カンボジア	30.00
ベトナム	10.67
ヨルダン	10.42
南スーダン	9.18
中国	7.49
インドネシア	5.29
ケニア	5.21
ラオス	4.10
コンゴ民主共和国	3.22
パキスタン	3.20
東ティモール	2.91
ブルキナファソ	2.90
モーリタニア	2.90
ハイチ	2.53

注:単位は百万ドル
出所:OECD.Stat の CRS より評価チーム作成

(2) 国別の実績

「法制度整備支援に関する基本方針」の重点国を中心として, 各国に対する法制度整備支援の概況を記す。

(ア) インドネシア

インドネシア向けの法制度整備支援は, 特に, 知的財産権や税務等の経済法関連の支援が多くなっている。その他, 和解・調停制度の強化支援等も実施してきている。

(イ) ベトナム

ベトナムに対する法制度整備支援は 1996 年より開始され, 司法関係機関(司法省, 検察院, 裁判所, 弁護士会)向けの能力開発, 基本法(民法・民事訴訟法)の起草支援, 競争法関連支援等, 広範な援助を実施してきている。

(ウ) ミャンマー

ミャンマーに対する法制度整備支援は, 2013 年度以降に開始されたものであり, 現在もなお遂行中である。特に, 経済関連法制度を中心とした法制度整備支援や法制度に係るキャパシティの向上に資する支援が実施されている。

(エ) モンゴル

モンゴルに対する法制度整備支援は, 弁護士会向けの支援や調停制度強化向けの支援を

中心に実施されてきている。その他，判例集の作成・公開等も実施されている。

（オ）カンボジア

カンボジアに対しては技術協力プロジェクトによる，民法・民事訴訟法の起草支援を 1999 年から実施している他，法曹養成のための支援も積極的に実施している。また，土地登記関連の制度整備支援も実施してきている。

（カ）ラオス

ラオスに対する法制度整備支援も，法曹人材育成や司法関係機関向けの各種ガイドライン・マニュアルの作成等が中心となっている。

（キ）ウズベキスタン

ウズベキスタンに対する法制度整備支援は，市場経済化促進の観点から，主に経済関連法（倒産法等）の起草支援が中心となっている。

（ク）バングラデシュ

バングラデシュのみを対象とした法制度整備支援は現在のところ実施されておらず，今後の実施が検討されているところである。

（ケ）中国

中国向けの法制度整備支援は，現地の経済基盤整備の観点から，経済法の起草支援や運用の支援が中心となっている。

（コ）その他

これまで，法制度整備支援が比較的積極的に実施されているのはネパールである。ネパールに対しては民法の起草支援や裁判所の紛争処理の迅速化・効率化に係る支援等を実施してきている。

加えて，フィリピン，マレーシアに対しては，知的財産関連を含む，経済関連の法制度整備に係る支援が実施されている。

イランに対しては司法関係機関の能力向上に資する技術プロジェクトが，東ティモールに対しては立法のためのキャパシティの向上に資する研修が実施されている。

その他，競争法や刑法にかかる研修が，様々な国を対象として実施されている。

2-2 他ドナーの法制度整備支援

カンボジアとベトナムに対する法制度整備支援の援助額は，日本の法制度整備支援のおよそ 4 割程度を占める（表 2-2 のうち，治安関係の支援が多く含まれるアフガニスタンを除く。）。また，両国は日本がもっとも古くから法制度整備支援を実施してきた国であり，後述する支援に係る 4 本の柱に係る援助を全ての実績を有する被援助国であることから，本評価ではこれら二か国をケーススタディ国とする。以下では，ケーススタディ国であるベトナムとカンボジアの両国において法制度整備支援を実施しているドナーを中心として，各ドナーの法制度整備支援の方針について取りまとめた。ただし，一部のドナーにおいては，法制度整備支援全体に対する包括的な指針は存在しないため，ベトナム，カンボジアの具体的な紹介を主とする。また，ベトナムとカンボジアの二国間援助政策以外で法制度整備支援に係る全体的な方針を明確に定めていないドナーもある。

2-2-1 世界銀行

世界銀行では加盟国の経済成長の促進及び，貧困の削減を目的とし，「法と開発」（Law and Development）という枠組みの中で法制度整備支援を実施している。支援対象としては，環境・自然保護法，商法などに係る起草支援，法・司法機関強化支援，民営化や官民連携（PPP）に係る実務支援，司法アクセスの改善等があげられる。支援スキームも司法制度改革プロジェクト自体への融資，公共セクター改革プロジェクトや構造調整プログラムの一環としての法制度整備支援の実施，各調査研究への資金提供やセミナーの実施など，多岐にわたる協力が実施されている。

2-2-2 アジア開発銀行（ADB）

ADB は「法・政策改革」（Law and policy reform）を持続的な経済発展，及び貧困削減を推進するための基盤整備として位置づけている。司法アクセスの改善，汚職防止，個別法制度整備支援，公正取引法整備，司法制度改革などを対象とし，各種支援をプロジェクトに対する融資，または技術支援のスキームで実施している。これらの支援は上位目標である持続的経済発展と併せ，女性の地位向上や環境保全など特定課題の改善にも取り組んでいる。

2-2-3 国連開発計画（UNDP）

UNDP において法制度整備支援は，民主的統治の確立のための支援の一環として位置づけられている。貧困者を含む一般市民の必要により敏感に反応することができるのは民主制であり，民主的な制度やプロセスを確立することが重要であるという認識の下，貧困者や女性，障害者の法律サービスへのアクセスの強化を重視している。具体的な協力分野としては，司法・法制度改革支援，法曹育成，市民への法律普及活動，法律扶助サービスの提供，などが実施されている。

2-2-4　米国

米国国際開発庁（USAID）は法制度整備支援を，持続的な民主主義の促進及び確立を達成するための支援の一環として位置づけている。公平かつ透明性が高く，効率的な司法制度に支えられた予測可能な法システムは恣意的な国家権力行使や違法行為から人々を守るために不可欠であるとの認識の下，米国の外交目標と直接結びついた協力として捉えられている。具体的な支援分野としては，司法・法制度改革支援，経済法を中心とした立法支援，法曹教育，市民の法律サービスへのアクセス強化などが挙げられている。

2-2-5　フランス

フランスの法制度整備支援に関わる協力は脆弱国やポストコンフリクト国など，ガバナンスの危機にある地域に対する緊急・暫定的処置として実施されることが多く，平時にある国に対する司法や法制度に対する働きかけは多くない。一部の国で実施している取組は主に社会開発分野や経済開発分野の枠組みの中で実施されていることが多く，その国固有の課題に対するアプローチが多い。

2-2-6　ドイツ

ドイツもフランス同様，法制度整備に対する支援は限定的であり，ほとんどのプロジェクトは環境やジェンダーなど特定の分野に対する支援の一環として法制度整備も実施しているという状況である。しかし，一部の国において人権保護，汚職軽減，グッド・ガバナンスの強化を目的としてより広範な法制度整備支援が実施されている。代表例はバングラデシュ及びセルビアに対する支援である。バングラデシュにおいて司法・刑務所改革プロジェクトを実施しており，パラリーガル人材を活用した刑務所と司法及び市民の間の連携強化や刑法改正等を行っている。また，セルビアにおいては内戦後のガバナンス強化の支援を目的とし，包括的な司法及び法制度の仕組みに対する基盤整備支援を実施している。

第3章 ケーススタディ（ベトナム）

3-1 日本の法制度整備支援の実施状況

2009 年に「法制度整備支援に関する基本方針」が策定されるまで，ベトナムに対する法制度整備支援は国別援助計画等に準じて実施されてきた（2-1-2 参照）。2009 年以降は，国別援助計画・国別援助方針，「法制度整備支援に関する基本方針」に準じて法制度整備支援が実施されてきている。

これまで日本はベトナムに対して 8 件の技術協力プロジェクトを中心として，有償技術支援の附帯プロジェクトや本邦研修等を通じて，総額約 40 億円弱の法制度整備支援を実施してきている。また，日本から検事，裁判官，弁護士等の長期専門家が少なくとも 31 人派遣されている。加えて，学識者や法曹の短期専門家も延べ 170 人以上が派遣されている。具体的には，長期専門家の派遣と国内支援委員会等のサポートにより民法・民事訴訟法の起草支援を行ってきたほか，ベトナム商工省競争局に対して競争法関係の専門家を公正取引員会から派遣している。また，ベトナム弁護士会や司法関係機関に対するセミナー等も実施し，人材育成も行っている。

表 3-1 ベトナムに対する主な法制度整備支援プロジェクト

国名	案件名	スキーム	予算（千円）	期間	
				開始	終了
ベトナム	法整備支援プロジェクト（フェーズ 1）	技術協力プロジェクト	494,221	1996.12.01	1999.11.30
	法整備支援プロジェクト（フェーズ 2）			1999.12.01	2003.03.31
	法整備支援プロジェクト（フェーズ 3）		343,035	2003.07.01	2007.03.31
	法・司法制度改革支援プロジェクト	技術協力プロジェクト	483,276	2007.04.01	2011.03.31
	法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ 2）	技術協力プロジェクト	502,633	2003.07.01	2007.03.31
	競争法施行，競争政策実施キャパシティ強化プロジェクト	技術協力プロジェクト	112,030	2008.09.24	2012.06.30
	競争法改正，施行能力強化支援プロジェクト	技術協力プロジェクト	144,157	2012.07.01	2016.06.30
	ベトナム国知的財産権情報活用プロジェクト	技術協力プロジェクト	530,000	2005.01.01	2009.03.31
	ベトナム国会事務局能力向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	184,281	2014.01.09	2017.01.08
	基準認証制度運用体制強化プロジェクト	有償技術支援-附帯プロ	342,684	2009.11.26	2013.04.30
	知的財産権執行官等研修	国別研修	17,526	2008.02.01	2010.02.28
	知的財産権情報活用プロジェクト	技術開発プロジェクト	422,361	2005.01.01	2009.03.31
	知的財産権の保護及び執行強化プロジェクト	有償技術支援-附帯プロ	141,049	2012.06.28	2015.06.27
	国際知的財産権（B）	国別研修	48,148	2012.09.03	2012.10.05
	投資環境整備アドバイザー（ベトナム）	個別案件（専門家）	53,978	2012.07.01	2014.07.31

出所：JICA 提供資料等を基に評価チーム作成。なお，実績については主な案件であり必ずしも法制度整備分野全ての案件を含むものではない。また，金額については資料提供時点（2014 年 10 月）実績に基づく。

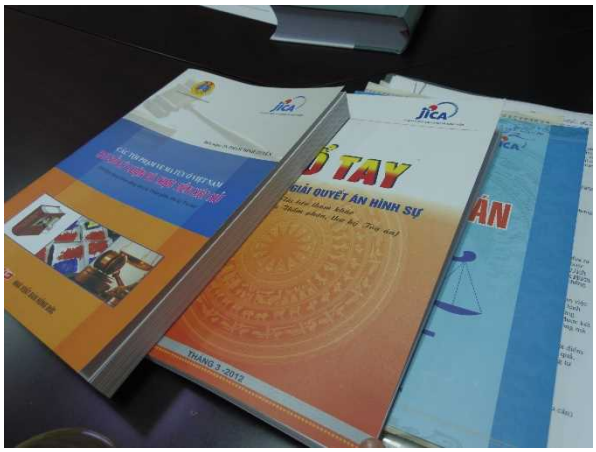

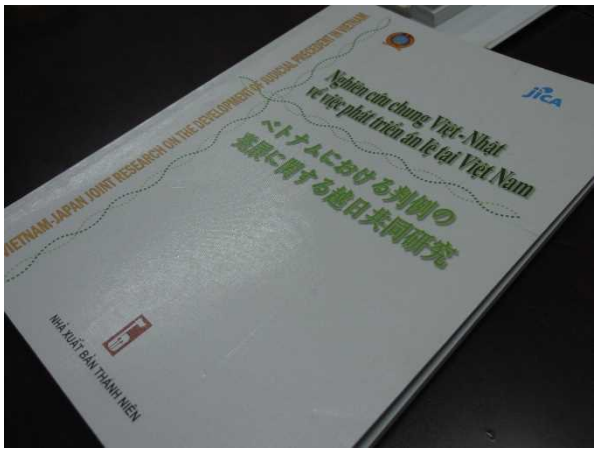

写真：JICA によるベトナム向け法制度整備支援の成果物

3-2 他ドナーの法制度整備支援の実施状況

3-2-1 世界銀行

世界銀行の対ベトナム国別パートナー戦略（Country Partnership Strategy）では，ベトナム政府の社会経済開発計画に沿って，（1）経済競争力の強化，（2）自然資源の持続可能性，（3）貧困と格差，（4）脆弱性，（5）ガバナンスが世界銀行の五つの優先課題として設定されている。法制度整備はガバナンスの枠組みの中で実施されている。ベトナムにおける世界銀行の支援は融資を通じたものを主としていることが特徴である。具体的には PRSC を通じて UNDP や日本政府拠出による日本開発政策・人材育成基金等の司法制度改革プロジェクトに対する融資を行うことで実質的な技術支援を行っており，代表的なプロジェクト例としては（1）2000 年初頭に生まれた新企業法等，法的環境の改良（国際金融公社（IFC）のメコン事業開発ファシリティ（Mekong Project Development Facility）も協力）と（2）石油産業への民間参入に関する新法の起草がある。

また，世界銀行グループである IFC では，市場セクターに対する制度整備支援の一環として倒産法の起草・運用支援を行っている。これは，ベトナムの不良債権に係る課題解決能力の向上を目的としたプロジェクトであり，2003 年にベトナム政府が最高人民裁判所に当時の不良債権に係る法の改訂を任命したことを契機に発足した[10]。IFC は起草過程において不良債権案件を扱う弁護士からコメントを集約し，これを取りまとめることで現場の声を起草案に反映する取組を行っていた。また，これと同時に裁判外紛争解決（ADR）[11]の商事紛争に係る実務能力向上支援，及び商事仲裁に係る法律の起草支援も実施しており，ベトナムにおける市場環境整備を推進する取組を多く実施している。

[10] IFC ウェブサイト
（http://ifcextapps.ifc.org/ifcext/spiwebsite1.nsf/a24f910d8d23aa078525753d00658ca8/68f1a087495799e385257c60005cf595?opendocument）

[11] 裁判所における手続き以外の方法で紛争処理を行う仕組み

3-2-2 ADB

ADB の対ベトナム国別パートナー戦略（Country Partnership Strategy）（2012-2015）によれば，ベトナムの社会経済開発計画の開発目標への貢献，包括的成長，経済的効率性の推進等を主な指針としている。法制度整備は主に，社会経済開発計画への貢献や経済的効率性の枠組みで実施されており，司法改革など対象領域が広範なものから，市場，環境，ジェンダーなどを対象とした個別法支援まで幅広く実施している。

ベトナムの破産法の起草支援を当初実施していたのは ADB であったが，最終草案の完成を見ないままプロジェクトが終了していたため，最高人民裁判所の要望を受け，JICA 法整備支援プロジェクトが引き継ぐ形でフェーズ３に取り込んでいるという経緯もある。近年は，市場経済移行化や貧困削減を志向するプロジェクトの例が多い。

3-2-3 UNDP

UNDP のベトナムに対する支援の歴史は長く，1996 年に UNDP はデンマークの共同実施プロジェクトを通じてベトナムの裁判所に対する初の国際支援を行っている（2001 年 6 月に一旦終了，その後最高人民裁判所とデンマーク政府との間で新しいプロジェクトの実施が合意，調印された。）。協働実施プロジェクトの内容としては，（1）裁判所の能力強化と法曹人材の育成，（2）情報ネットワーク構築の拡充がある。（1）の内容として，職員研修所の改修工事，最高人民裁判所の職員・地方裁判所の職員の能力強化，大学院教育，海外大学院での教育，短期研修を実施した。ここでの研修は主に労働事件，破産事件，あるいは知的所有権など，特殊な事件を解決するための技能であった。（2）のネットワークはディスリクト・レベル，日本で言うと市町村レベルの裁判所までの拡充を目指しており，内容としては①海外の研修と国内のワークショップの開催を通じた，裁判所組織法等の起草作業を支援するための起草委員会の能力強化，②最高人民裁判所及び地方人民裁判所の裁判官の英語研修等（計画法に関するもの）であった。

また，UNDP は 2000 年末から 2002 年末にかけて JICA を含むほかのドナーとともにベトナム司法省を支援して実施したベトナム法制度に関する初めての総合的な調査「2010 年に向けたベトナムの法制度発展のための包括的ニーズ・アセスメント（LNA）」を行った。LNA はベトナムの法制度，立法手法，司法制度とその機能から，法教育，市民の司法アクセスの問題など，ベトナムの法・司法制度全般にわたって問題点の洗い出しを行っており，ベトナムの法・司法制度に何が欠けているのかを抽出・分析した。ベトナム政府は LNA の実施に加えてドナーを調整するベトナム共産党内の委員会を立ち上げ，LNA より作成したアクションプランを実施するために信託基金を設立した。UNDP は独自の支援を行いつつも，LNA の枠組みの下で LNA の調査と分析やアクションプランの実行支援を行っている。

2003 年から 2010 年の間は（1）立法プロセスの改革とハイレベルな立法作成，（2）省当局による効率的な法律執行の促進，（3）公務員や裁判官を含む，全ての関連レベルにおける人的資源の数と質の確保，（4）司法システムへのアクセスの普及，が進められた。

2010 年 6 月からは司法アクセスの強化と人権保護に関する 5 年のプロジェクトがスタートし，

現在も実施されている。これは 2020 年に向けたベトナム法制度開発計画（2010）（Strategy for the Development of Vet Nam’s Legal System to the Year 2010 with vision to 2020）にのっとり，2020 年を目標とした法制度整備戦略（JRS）の実行に関する分野横断的な調査の指揮を行う司法改革委員会の事務局をサポートするものである。

さらに，UNDP はベトナムで法制度整備支援に係るドナー調整会議の主催者でもある。会議は 3 か月に一度程度で開かれ，法制度整備に関わるほとんどのドナーが出席している。この会議は各ドナーが互いの取組や担当者を知るためのプラットフォームとして機能しており，その会議の場で調整が行われるというよりも，参加者が互いに顔を合わせることで実際に調整が発生した際に連絡を取りやすくすることを大きな目的としている。現在，各ドナーの取組を整理するためのマトリクスチャートも作成されているところであり，UNDP の下，ベトナムの法制度整備支援のドナー間調整はおおむね良好であると言えよう。

3-2-4 米国

支援の開始は 2001 年 12 月，アメリカ政府とベトナム政府が二国間自由貿易協定を締結し，USAID が通商促進プロジェクト（STAR）（第 1 フェーズ（STAR Ⅰ）は 2002-2006 年，第 2 フェーズ（STAR Ⅱ）は 2006-2010 年に実施）を設立して始まった 。STAR Ⅰ ではベトナム政府の商法の大幅な改革と司法システムの運営を支援し，STAR Ⅱ では米越通商協定や世界貿易機関（WTO）の要求に応える形での司法改革と平行して新法・法規制の拡散の支援を行った。

2001～2011 年の全体の成果として，（1）法起草支援，（2）法曹人材育成（研修，セミナー），（3）司法情報アクセスの整備，がある。具体的には，（1）に関して 172 の法律・主要規制について主要な助言を行い，130 の STAR 支援による法規制が承認された。また，（2）に関して 500 の研修会・コースを 3 万 4 千人の官僚，判事，弁護士，及びビジネパーソンを対象に実施し，8 万 5 千部の参考資料が出版・流通された。加えて，（3）に関しては，48 の国内外視察旅行を 358 名のハイレベル政策担当者を対象に実施し，21 のウェブサイト／ポータルを作成した。STAR は判決文の公開という点で大きな功績を残しており，判決文の一般公開の必要性についてベトナム側を説得し，その結果，最高位の裁判合議体である最高人民裁判官評議会の監督審（フランス破毀院の制度に根源を持つといわれる，確定判決の法令適用の誤りを正す裁判。我が国の非常上告審に類似する。）判決を判決集として発刊させるまでに漕ぎ着けた。USAID のベトナムにおける法制度整備は規模が大きく，協力も多岐にわたることが特徴である。上記のとおり，USAID の開発計画は米国の外交目標との近接な関係の下に作成されており，ベトナムが経済発展著しい重要国であること，またベトナムの法制度整備が市場経済化を主たる目的として実施されていることが同プロジェクトの策定された背景にある。

3-2-5 オーストラリア国際開発庁 （AusAID）

AusAID において，法制度整備支援は，統治機能強化や国民への説明責任の強化などとともにガバナンス分野の支援として実施されている。今までの支援の傾向としては大きく二つの柱があり，一つ目は市場経済の強化を重視するための制度整備，二つ目は貧困層などの社会

的弱者のリーガルエンパワメントに関するものである[12]。

一つ目の市場経済強化に関する活動の一例としては，メコン事業開発ファシリティへの貢献が挙げられる。メコン事業開発ファシリティはベトナム，カンボジア，ラオスの三カ国を対象とし，AusAID の他，カナダ，フィンランド，日本，アイルランド，オランダ，ニュージーランド，IFC，ADB が共同で出資していたビジネス環境支援のプロジェクトである。同プロジェクトは中小企業の支援を通じた貧困緩和を目的として，多角的な取組を実施しており，法制度整備支援はアプローチの一つとして，資金調達等と並行して行われていた。具体的には，投資法や企業法の制定促進等が行われている。

二つ目のリーガルエンパワメントに関する取組例としてはベトナム・オーストラリア人権技術協力プログラム（2006）が挙げられる。同プログラムは（1）司法アクセス，（2）法律に基づく権利や義務についての知識の普及，（3）女性の権利，（4）国際法上の義務に関する意識の醸成，を四つの活動としており，セミナーの開催や小冊子の発行を通して，市民や公的機関に対して幅広く啓発活動を実施している。このように AusAID のベトナムにおける法制度整備支援は民間セクターや市民社会をターゲットとした取組を軸に置いていることが特徴的である。

3-2-6 カナダ外務貿易開発省（DFATD）（旧カナダ国際開発庁（CIDA））

DFATD において，法制度整備支援は「民主的統治の促進」という援助分野に位置づけられている。具体的には，政策策定支援，法曹の能力強化，市場経済化のための法制度整備支援が三つの柱である。一つ目の政策策定支援は首相府や国会内の各種委員会をカウンターパートとしており，その中で起草支援や法制度改革なども一つの課題として取り組まれている。DFATD の実施する法制度整備支援の中では最も長期的に支援が行われてきたプログラムであり，フェーズ 3 の終了した 2013 年まで，10 年以上プロジェクトが継続して実施されていた。法曹の能力強化については，主に「司法強化・草の根連携プロジェクト」を通じて実施されており，司法省管轄下の法律家養成機関である司法学院や，最高人民裁判所管轄下の裁判官養成校に対する人材育成支援を実施していた。また，市場経済化のための法制度整備支援においては，ベトナムの経済改革に伴う法制度改革を起草支援を通してサポートしている。

DFATD の支援の特徴は人材育成を主眼としている点にある。特徴としては，法制度整備支援プロジェクトを法律事務所や大学等，複数の主体から成るコンソーシアムが実施していることが挙げられる。コンソーシアムではプロジェクト統括が一人現地に長期派遣され，その他個別のニーズに従って短期専門家を派遣するという方法が採用されており，短期専門家としてはカナダ人専門家だけでなく，現地のベトナム人専門家を登用することによって，ローカルニーズの理解に努めている。

3-2-7 法制度整備支援プログラム（JPP）

JPP は，欧州委員会，スウェーデン，デンマークの三ドナーが共同で実施する法制度整備支援である。同プロジェクトは 2010 年に開始し，数フェーズに分けて 2020 年まで実施される予定

[12] リーガルエンパワメントの定義は 5-2-3 を参照のこと

である。全体の予算は約 1,870 万ユーロであり，ベトナムで実施されている法制度整備のうち，最も規模の大きいものの一つである。JPP は，ベトナム自身の JRS に基づき，その能力開発の促進という側面に焦点を当て，「能力的，倫理的，民主的かつ権利保護的な法セクターの開発」を開発目標としている。活動自体は下記の三つの要素から構成されている。JPP は一貫して人材及び組織の能力開発を最も重要な課題として掲げており，異なるカウンターパートに対してその活動に応じて支援を実施しており，そのアプローチは JICA のアプローチと非常によく似ている。

（1）JRS 実行における国家機関の支援

同活動項目においては JRS を遂行する上での個々の機関に対する支援が実施されている。法曹二者（最高人民裁判所，最高人民検察庁）及び，司法省に対して，それぞれ課題解決のための支援が行われている。本要素に対して，予算全体の 54.0%である 1,000 万ユーロが割り当てられており，主に上記の機関に対する能力強化支援や，民事訴訟法や刑事訴訟法，弁護士法等の起草支援等が行われている。支援を実施するのは，主に現地に派遣されている長期専門家であり，希望に基づき，短期セミナーなども開催されている。同活動のアウトカムとしては，裁判における手続きの改善，法曹の能力向上，司法機関の業務遂行キャパシティの向上等が報告されている。

（2）ベトナム弁護士連合会への支援

同活動項目の下では，ベトナム弁護士連合会に対する支援が実施された。この項目に対しては，全体予算の 15.0%である 280 万ユーロが割り当てられた。上記と同様，支援を実施するのは長期専門家であり，これに財政支援が組み合わせられている。具体的には，ベトナム弁護士連合会が自律的に活動するための制度形成や，弁護士の利害を代表する団体としての組織強化のための支援が行われた。これらの活動を通じては，政治的に中立，かつ倫理的に公正な弁護士の育成や，弁護士連合会の自律メカニズムの形成が推進された。

（3）NGO の支援

同活動項目においては，法と正義に関連する活動を支援するため，希望する NGO に対して支援を行っている。この活動に対しては，全体予算の 16.0%である 300 万ユーロが割り当てられており，リーガルエンパワメントや司法アクセスの向上に関わる活動に対する融資を行っており，活動自体は NGO の自主性に任せているため，その内容は多岐にわたる。具体的には，市民による司法手続きの利用促進，市民に対する法律に関わる知識の普及，司法分野に対する支援運動，現行の司法機関に不足している機能の補完などに取り組んでいる。

3-3 ケーススタディ国における法制度整備支援の評価

3-3-1 政策の妥当性

政策の妥当性の観点から，ケーススタディにおいては，特に相手国とのニーズとの整合性を中心に確認し，全体的な政策の妥当性の評価の際に考慮した。

ベトナムにおいては，1986 年からのドイモイ政策に端を発する経済改革の中で，法制度改革は非常に重要視されてきた。社会主義の国であるベトナムにおいて，市場経済のメカニズムを導入するのは大幅な改革が必要であったが，改革の達成によって，経済発展が成し遂げられることを期待していた。中でも，民法の制定と市場経済に対応した統治体制の構築はベトナムにおいて非常に重要なものと位置づけられてきた。インフラ（橋梁・道路）の整備は地域的な利益にとどまる傾向があるが，司法改革は国民全体に裨益し，インフラ整備とは別の観点から法制度整備支援の重要性は高いものと考えられてきた。また，司法改革がなされれば，ベトナムの国際的な競争力も増していくものと期待されてきた。

また，2005 年 5 月及び同年 6 月には，ベトナムにおける法制度の改革と司法制度の改革を方針とした，ベトナム共産党中央執行委員会政治局決議 48 号と 49 号が採択された。

さらに，ベトナム政府による 2011-2020 年の開発計画においては，①経済分野の競争力強化のためのインフラ整備，②質の高い人材育成，③経済発展に資する体制・計画の構築が掲げられている。このうち，特に 3 点目のポイントが法制度整備・司法改革とリンクしている。

このようなベトナムの開発に係る政策が，これまでの，日本に対する法制度整備支援への要請に至ったものである。ベトナムにおいても，法制度整備支援に対する十分なニーズのもとに，法制度整備支援の実施方針が定められていたものと評価できる。

3-3-2 結果の有効性

（1）ルールの整備支援による結果の有効性

ベトナムは 1995 年に森嶌教授からの助言も得ながら同国初めての近代的民法典が成立していた。ベトナムでは起草担当者の多くはソビエト連邦で法学教育を受けていたことも関係し，1995 年民法典はロシア共和国民法の影響を強く受けていた。しかし，そもそもベトナムにおいて法制度整備が着手されたのは，1986 年以降のドイモイ政策に伴う市場経済化を導入するための必要性が生じたことを背景としていた。社会主義体制を堅持してきたベトナムにとっては，国家体制が類似しているロシア法を参照したことは理解できるものの，1995 年民法は市場経済化という本来の目的達成に対する貢献は非常に限定的であった。1990 年代後半，ベトナムの国際市場における経済活動が活発化し，その急速な経済発展と市場開放に対応するための法改正に乗り出したことが，同国における民法・民事訴訟法改正の契機である。

民法の改正，民事訴訟法の制定[13]はベトナムにおける市場経済化を制度面から推進した。上述のとおり，社会主義体制を有するベトナムにおいては，そもそも市場経済化に伴う諸概念

[13]ベトナム民事訴訟法典は初めて 2004 年に成立し，2005 年から施行された。

の理解が未熟であり，必要とされる制度基盤についても十分に認識されていなかった[14]。ベトナムが自立してこの作業に取り組むことは計りしれない労力を伴ったであろうことが想像されることから，日本が外部者として市場経済概念の理解促進から制度構築の支援を行ったことは，より根本的な内容から改正を可能とし，またこの作業を効率化したと言えるだろう。

市場経済化を推進するための起草作業は各種あったが，ここでは代表的なものを数点紹介する。ベトナム法制度整備プロジェクト・フェーズ 3（2004 年 5 月から 2007 年 3 月）で長期専門家を務めた森永氏はベトナムの民法改正を，「1995 年民法から 180 度の転換を遂げた民法である」と評している。ここでは，重要な改正事項のうち数点を取り上げる。まず，特筆すべき点は 2005 年民法で始めて「契約の自由」が認められたことである。市場経済において競争の自由が確保されるためには当事者が契約を自由な形で締結できることが不可欠である。契約の自由の原則とは，主に以下の四つの要素によって構成される。（1）契約を結ぶか否かの自由（締約の自由），（2）誰と契約するかの自由（相手方選択の自由），（3）契約の形式の自由（方式の自由），（4）契約内容の自由（内容の自由），である[15]。法制度整備プロジェクトが開始された時点でのベトナムにおいては，当事者が任意法規とは異なる約束を結ぶ「特約」という概念が希薄であり，基本的に契約は法律の規定に従わない限り無効であるという捉え方をしていた。このことから，契約は画一的になり，契約当事者による取引の利害得失の判断が自由に行われず，自由競争は大きく制約されていた。特に方式については規定が厳格であった。通常日本法の下では契約書は契約を証明する重要な証拠となるものの，その作成は契約の成立や効力発生の要件ではない。しかし，1995 年民法下のベトナムにおいては全ての契約は契約書を必要とするばかりでなく，特に重要な財産取引については国家による認証取得も求められており，統制経済的な性格が強かった[16]。これに対して，2005 年民法では契約は強行法規や公序良俗に違反しない限り，その内容を当事者が自由に規定できるとされた。この改正により，ベトナムにおける契約にかかる手続きの煩雑性が軽減し，また契約内容についてもより自由な内容を許すものとなった。契約の円滑化は経済活動の活発化を後押しするものであり，市場の開放化に係る環境整備の重要な一助となったと言えるだろう。

また，もう一点の重要な改正事項として，民法が一定範囲において私法の一般法として位置づけられたことがあげられる。まず，根本的な問題として，1995 年時点のベトナムでは法体系の階層化と整合性が確立されておらず，「公法と私法の区別や一般法と特別法の関係などの法を体系的に把握するための議論がなされておらず，そのためか法の調整ルールが欠落している（た）」[17]。そのため，法律，政令，規則などの優劣関係についての考えも存在せず，各法律の適用範囲が不明確であったため，裁判所も一般市民も対応に苦慮していた。このような背景の

---

[14] 新美育文 「ODA=法整備支援の一斑③――ベトナムとカンボジアでの経験（3）」『（時の法令』 第 1733 号（2005 年 3 月 15 日），48-49 ページ

[15] 新美育文 「ODA=法整備支援の一斑⑤――ベトナムとカンボジアでの経験（5）」『時の法令』 第 1738 号（2005 年 5 月 30 日），61 ページ

[16] 前掲記事，62 ページ

[17] 新美育文 「ODA=法整備支援の一斑⑫――ベトナムとカンボジアでの経験（12）」『時の法令』 第 1768 号（2006 年 8 月 30 日），74 ページ

下，日越の民法改正共同研究の中でも法律相互の調整原理や，法の階層構造についての議論が組まれ，このような不整合を排するための修正が行われた。例えば，1995 年民法の場合は商法と並列しておかれ，適用範囲を異にする法律として理解されていた。しかし，2005 年民法ではその適用範囲が広くなり，商法からは民法と重複する規定が削除されたことで，民法が私法の一般法として一定の地位を獲得した。

一方で，社会主義体制をとるベトナムにおいては経済圏の扱いが非常に難しい。ベトナムにおいては，契約は民事契約と経済契約の二つに区別され，前者は経済活動以外の領域に限定されている（2005 年民法では「民事取引」と呼び名を変えているが概念は同じである）。これは計画経済特有の考え方であり，市民生活における契約を当事者の自由に任せる一方で，国家の経済に紐づいているべき，経済契約だけは国家管理下に置こうとするものである。これは市場経済化を法制度整備の目的とするのであれば，自由競争において大きな制約になる。また，この契約概念の複数制は裁判実務にも混乱をきたしている。ベトナムの人民裁判所においては「民事法廷」，「刑事法廷」，「経済法廷」，「行政法廷」及び「労働法廷」の５つの専門法廷が用意されており，民法関係は民事法廷，経済法関係は経済法廷が排他的に管轄することとなっている。しかし，民事契約と経済契約を区別する境界が明確でないため，どちらの裁判所においても自らの管轄でないとされ，受理を拒絶される訴訟が往々にしてあったとの報告がある[18]。

第 5 章においてウズベキスタンの例で示す通り，法制度整備支援においては，あらかじめ対象国との綿密な対話と協議を経てから支援に入ることが非常に重要である。ベトナムの契約概念については，起草メンバーからは，民事契約と経済契約を統一化することは積極的に受け入れられた。しかし，その後の立法プロセスにおいて，国会常務委員会，ベトナム祖国戦線や民族評議会などのレビューを受ける中で，最終的には理解を得られず，元々の体系が維持された。ベトナム民法改正共同研究会のメンバーは「司法省の起草担当者との間では，数年間，ずっとワークショップを続けてきましたので，日本側メンバーの考えているところはベトナム司法省にはかなり理解されてきていると思いますし，現に草案にはかなりそれが取り入れられました。しかし，それが法律になるためには国会を通らなければならないのですから，最終的には法律として，元に戻ったものも少なくないわけではあります」とコメントしている[19]。既出の契約概念の他にも，債務の総則や相続についての改正点や[20]，不動産登記[21]，表見代理[22]についても党の理解が得られず，棄却されることとなった[23]。法制度整備支援を実施する過程においては，内政不干渉に徹することが原則であるため，これが対象国の意思である場合はそれが尊重され

[18] 前掲記事，75 ページ

[19] 「ベトナム 2005 年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力について」 法務省法務総合研究所 『ICD NEWS』 第 27 号（2006 年 6 月），22 ページ

[20] 前掲記事，25 ページ

[21] 石那田，「専門家業務完了報告書」

[22] 取引において，代理権がない者があたかも代理権を有しているかのような外観を呈する場合，本来このような代理行為は無権代理であるが，その外観に本人側の何らかの与因性がある場合，これを信頼して取引した相手方を保護するために，代理権があったのと同じ責任を本人に負わせる制度。

[23] 前掲記事，19 ページ

るべきである。しかし，あらかじめどこまで改正を進める意思があるかについて，カウンターパートレベルのみでなく，より高次のレベルで確認しなければ，起草内容と承認内容に乖離が生まれてしまう。元々，対象国に改正するつもりがないならば，そのような目標設定を置くことは非現実的であると言えよう。

また，起草支援の場合は，援助対象国側と支援側の複雑な議論を経て，ようやく新しく導入しようとする法概念に対する理解が得られる。例えば，国会審議で不採用となった表見代理を例にあげる。社会主義の理念の下では，善意の第三者の出現により表見代理の効力が生ずると，経済が計画通りに機能しなくなってしまう。この時，取引を実施したこと自体が無効であるとみなされるため，善意であろうとも第三者は保護に値しないと考えられる。これについて，取引の安全性が確保され，経済活動が活発化するためには動的安全性の保護や善意者保護がとられることを理解されることが必要であり，そのためには，慎重で丁寧な説明と議論が必要である。通常の立法過程ではここまで丁寧な説明が行われているとは考えにくく，もしも根本的な改正を目指す場合は，これについてカウンターパートのみでなく，立法機関の上層部にも納得を得るために十分な解説を実施するべきであろう。法制度整備は，あくまで援助対象国が求めている制度改正を補助する立場に立つべきであり，これについて十分に理解した上で，起草・立法プロセスにおける主要な関係機関の意思を十分に確認し，対話を実施することは必要不可欠である[24]。今後，ルールの整備支援を実施したときの結果の有効性を最大化するためには，政策決定や立法プロセスの高次レベルにおいて目標とするべき改正内容に対する意思確認，また改正内容に係る政策対話を入念に行う必要があるだろう。

（2）法の運用組織の機能強化支援による結果の有効性

ベトナムにおける法運用能力の改善を示す一つの指標として挙げられるのが，裁判の既済件数である[25]。図 3-1 は事件種別にベトナムにおける 2006 年から 2013 年の第一審の既済件数を示している。全ての事件種別において既済事件数は増加しており，特に婚姻・家族事件については２倍，民事事件について 1.5 倍の事件が解決されている。これはベトナムの裁判所が一年間で処理できる事件数が増加したことを示しており，司法機関の能力強化を表す一つの目安であろう。また，図 3-2 は家族関連の民事事件の未済数を裁判業務の効率化を示す指標として例示している。案件の受理数の上昇と未済件数の減少はどちらも裁判所の処理能力の向上を示すものである。特に，第一審は各省や県の裁判所が担っており，都市部のみならず，各地方においても能力の向上が認められることを示し，国全体のガバナンスが強化していると言

[24] 法制度整備の第一人者である森嶌は下記のように法制度整備支援の基本理念を要約している。「法整備というのは，法の移植ですから，ODA として法整備支援をするには，相手方の国家体制，社会の現状，政治的な動き，それから外側のグローバルな動き，そういうものを前提として，日本の国力あるいは日本の政治状況の中で，相手の国に対してサポートするもの」（法務省法務総合研究所 『ICD NEWS』第 47 号（2011 年 6 月），57 ページ）

[25] 既済件数とはその年に裁判所で処理された事件の件数であり，未済件数とは未処理の事件数のことを指す。

えよう。

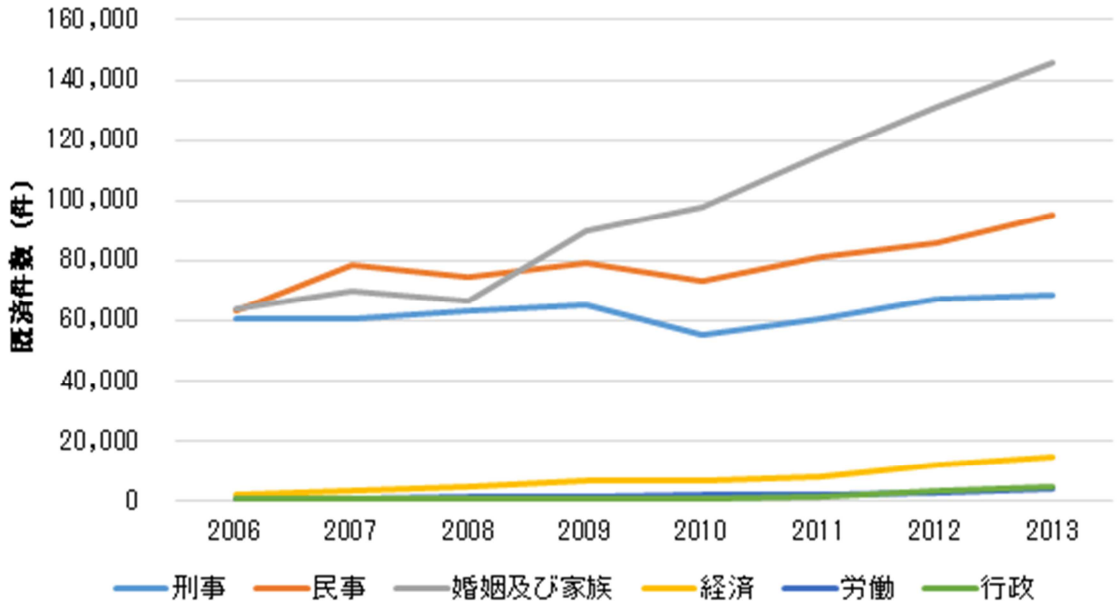

図 3-1 ベトナムにおける第一審の既済件数

出所：ベトナム最高人民裁判所ウェブサイト

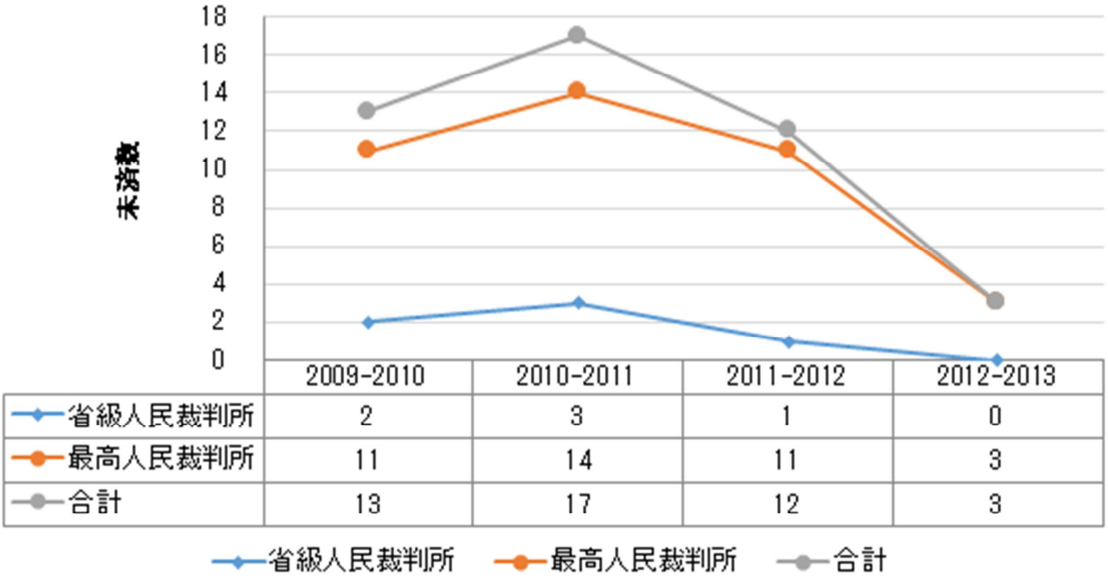

	2009-2010	2010-2011	2011-2012	2012-2013
省級人民裁判所	2	3	1	0
最高人民裁判所	11	14	11	3
合計	13	17	12	3

図 3-2 民事事件（婚姻及び家族）監督審・再審未済数

出所：ベトナム最高人民裁判所ウェブサイト

また，競争法の支援については，上述のとおり個別法を対象としていることから，プロジェクトが対象とするスコープが比較的小さく，専門家は実務で生じる具体的な課題に対するアドバイスも多いことから，効果が発現しやすい。VCA の役割の一つが独占禁止法の条項に照らしあわせ，企業結合の合法性を審査することだが，日本の支援プロジェクト開始前はこの審査の作業がマーケットシェアの調査に限定されていた。しかし，長期専門家が日本の独占禁止法の紹

介や実務に関する議論を行う中で，その他の審査基準も紹介されるようになった。

現在の主な課題となっているのは，日本の支援のカウンターパート以外の行政機関の新たな制度に対する理解が遅れている点である。例えば，上記の競争法の例では，VCA が競争法違反を認定した後に，商工省内のベトナム競争評議会の承認を受ける必要がある。しかし，現状評議会メンバーは各省庁の高官 15 名程度で構成されているが，メンバーは法令に係るテクニカルな知識を持ち合わせておらず，判断ができないため，結局再び VCA に差し戻されてしまうという事例が多発している[26]。このように，法を適用する上では，実際多くの行政機関が関係しており，これらの機関全体において法令及びそれに係る実務が理解されなければ法の運用は正しく行われない。今後はカウンターパート以外の関係機関に支援内容を波及させることが効果を最大化する上で不可欠となるだろう。

（3）リーガルエンパワメントの支援による結果の有効性

ベトナムに対して，明示的にリーガルエンパワメントを主眼としたプロジェクトは現在までに実施されていない。進行中の地方における司法関係者の研修や弁護士会活動支援などを拡大強化して，地方における民法，民事訴訟などの広報，周知を通じて，司法アクセスを阻む課題を見出し，これを法制度整備支援事業に活かすようなフィードバックを制度化することなどが期待される[27]。

（4）人材育成支援による結果の有効性

ベトナム国家大学ハノイ校における日本法コースの受講者は卒業後，日本企業への就職を果たし，ベトナムにおける日本の企業活動に大きく貢献している[28]。受講生は日本語，日本法，ベトナム法に精通していることから，日本企業がベトナムに進出するにあたって，制度理解の補助を務めている卒業生は多い。日本法コースの設置運営にあたっては，当初専門家がボランティアで講義をしていたが，その後 JICA プロジェクト（法整備支援フェーズ 3）による専用教材の用意，日本人講師の派遣や，それを引き継いだ独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO），日本の経団連などによる日本人講師の派遣などに加え，当該講師が日本法に係る文献を紹介し，学生の日本法の理解促進にも貢献している。日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備は日本の法制度整備支援の基本方針でも目標として掲げられており，日越両国の経済連携強化において重要な役割を果たしていると言えるだろう。ただし，ベトナム側と日本側の運営上の問題などで，本件評価による聞き取り調査時点では，本コースは終了している。

その他，法曹三者の法学教育に対する考えの違いから，当初目標とされた法曹三者統一の養成機関（Legal Professional Training School）は持続的な運営の確立には至らなかったものの，法曹三者統一の養成機関に対する支援を通じて法曹三者全てが活用できる教科書及び実

[26] JICA 専門家（VCA 派遣）インタビュー
[27] リーガルエンパワメントの定義は 5-2-3 を参照のこと
[28] ベトナム国家大学ハノイ校における日本法コースの受講者へのインタビュー

務マニュアルが作成され，法曹教育に対して重要な貢献をした。特に，ベトナムにおいては裁判実務における判決様式が統一されていないことが大きな課題であり，法曹教育課程における指導内容の整備が行われたことは意義深い。特に，サンプル判決書付きの判決書マニュアルは裁判実務でも大いに活用されており，現役の法曹から重宝されている。

3-3-3　プロセスの適切性

ケーススタディにおいては，「他ドナー・国際機関との連携状況」と「被援助国との協議状況」を中心に，プロセスの適切性を確認し，全体的なプロセスの適切性を評価する上での一助とした。

（1）他ドナー・国際機関との連携状況

ベトナムにおいては，ベトナム側が自立性を強く持ち，法制度整備支援に係るドナー間調整を適切に行っていることもあり，これまでドナー間調整については，大きな問題が発生していない。

ベトナムにおいては，UNDP が欧州連合（EU）と共に法制度整備に関するドナー会議（Informal Justice Sector Donor Coordination Meeting）の議長を務め，3 か月に一度程度会合が開催され，各ドナー間の情報交換の場となっている。また，各ドナーの担当者間の顔合わせの機会でもあり，常時コンタクトが図られるようにするという目的も兼ねている。JICA も UNDP とは，二者間で積極的に対話を行っているとのことであった。今後は，ベトナム政府の信頼を背景に，リードエージェンシーとして JICA がドナー間調整の主導的な役割を担い，ベトナム側への法制度整備支援全般を先導的かつ積極的にサポートするような役割を担うことが期待される[29]。

（2）被援助国との協議状況

ベトナムにおいては，計画投資省が日本への援助要請を取りまとめている。計画投資省は日本の援助の実施体制・方法について熟知しており，日本の援助政策等を踏まえつつ，全体的な援助の要請事項を取りまとめている。その結果，日本からの多大な案件のベトナム向けの援助調整が円滑になされている。

また，法制度整備支援のベトナム側の主たるカウンターパートである，司法省，最高人民検察院，最高人民裁判所，弁護士会もそれぞれ，日本側とのコミュニケーションの観点からの弊害は感じておらず，長期専門家と常時円滑にコミュニケーションが図られていた。

[29] 法制度整備支援において，例えば具体的に踏み込んだ法制度の改正等の提言を伴う場合は，ベトナム側より内政干渉との批判が出る可能性もあるが，これを避けるためには，より中立的な国際機関に派遣された専門家を通じて組織的連携を密にすることなどが望まれる。

3-3-4　外交の視点からの評価

法制度整備支援のベトナムとの外交的な重要性は非常に高い。特に，法制度整備支援は，司法省の大臣，副大臣，次官等ベトナム側の要職の間でも，その存在が認識されており，インフラ整備等と並んで，日本側の ODA として非常に高く評価されている。これは一朝一夕に成就したものではなく，当初はなかなか国の制度の中枢に他国の専門家等を立ち入らせることを非常に警戒していたものの，日本の長期的で献身的な援助の中で，両国の間の信頼関係は確かなものになったと言える[30]。このようなベトナム側の認識は，会談等の場においても公言されている。加えて，ベトナム側の司法関係機関の要職には，日本の法制度整備支援により育成された人材が就き始めており，ベトナム側との外交的なネットワークの強化という側面からも非常に有用であることが確認された。

日越の省庁レベル間の交流も，法制度整備支援をきっかけとして，深まっている。例えば，日本はベトナムの VCA に対して公正取引委員会からの専門家派遣を通じて支援を実施してきているが，これをきっかけとして，現在，ベトナム側の VCA と日本側の公正取引委員会の間で，競争関連事項に係る覚書が締結されており，両機関の関係が強化されている。VCA によると，ベトナム側が，競争関連事項についてこのような覚書を締結しているのは日本のみであるとのことであった。法制度整備支援における日本の活動が相手側にも評価され，二国間関係の強化に貢献した事例と言えよう。

[30] 支援開始当初の消極的な態度について国内支援委員会の委員である新美は次のように振り返る。「プロジェクトの発足に当たり，その履行を司法省に求めたところ，その対応は全く消極的なものであった。オフィス・スペースを用意し，長期専門家を受け入れるということについては不承不承認めるものの，その執務形態に関しては，『毎日出仕するに及ばず』というものであり，司法省の認めるもの以外は活動はするな，という対応であった。（中略）すなわち，立法や法制度の整備というのは，国家権力の中枢をなし，国家機密ともいうべき類であり，外国に漏れてはならず，ましてや，外国勢力の影響を受けてはならない領域であるので，その本丸である司法省に外国人の立ち入る隙を認めてはならないというのである。（中略）法整備支援活動に携わってきた多くの国際機関，外国や国際NGOの中でも司法省建物の中にオフィスを構えている者はわずかであるし，それらにあっても，そのオフィスにスタッフが常駐するということは容易には認められなかったのである」（新美育文「ODA=法整備支援の一斑②――ベトナムとカンボジアでの経験（2）」『時の法令』 第1731 号（2005 年 2 月 15 日），46 ページ）

第4章 ケーススタディ（カンボジア）

4-1 日本の法制度整備支援の実施状況

カンボジアに対する法制度整備支援も，ベトナムに対する法制度整備支援と同様に，2009年に「法制度整備支援に関する基本方針」が策定されるまで，国別援助計画等に準じて実施されてきた（2-1-2 参照）。2009年以降は，国別援助計画・国別援助方針，「法制度整備支援に関する基本方針」に準じて法制度整備支援が実施されてきている。

これまで日本はカンボジアに対して，8件の技術協力プロジェクトを中心として，総額約20億円の法制度整備支援を実施してきている。また，日本から検事，裁判官，弁護士等の長期専門家が少なくとも23人派遣されている。加えて，学識者や法曹の短期専門家も延べ200人以上が派遣されている。具体的には，国内委員会と長期専門家のサポートにより民法・民事訴訟法の起草支援を行ってきたほか，長期専門家等が定期的にワーキンググループ（WG）をカンボジア側と開催して，教官となるべき法曹や法律を立案する職員に対する知的支援を実施してきている。カンボジア側のカウンターパートは，法務を管轄する司法省を始めとして，2012年から司法省の管轄下に入った王立司法官学院（王立裁判官・検察官養成校（RSJP）を傘下に抱える），カンボジア弁護士会等となっている。

表 4-1 カンボジアに対する主な法制度整備支援プロジェクト

国名	案件名	スキーム	予算（千円）	期間	
				開始	終了
カンボジア	法制度整備プロジェクト（フェーズ1）	技術協力プロジェクト	301,249	1999.03.05	2003.03.04
	法制度整備プロジェクト（フェーズ2）		216,380	2004.04.09	2008.04.08
	法制度整備プロジェクト（フェーズ3）		334,835	2008.04.09	2012.03.31
	裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ1）	技術協力プロジェクト	101,250	2005.11.10	2008.03.31
	裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）		216,058	2008.04.01	2012.03.31
	弁護士会司法支援プロジェクト	技術協力プロジェクト	147,852	2007.06.11	2010.06.10
	民法・民事訴訟法普及プロジェクト	技術協力プロジェクト	662,166	2012年度～2016年度	

出所：JICA 提供資料等を基に評価チーム作成。なお，実績については主な案件であり必ずしも法制度整備分野全ての案件を含むものではない。また，金額については資料提供時点（2014年10月）実績に基づく。

4-2 他ドナーの法制度整備支援の実施状況

4-2-1 世界銀行

世界銀行の対カンボジアのガバナンスの国別援助戦略（Country Assistance Strategy）では，以下の四つが優先課題として設定されている。（1）民間セクター開発，（2）カンボジアの自然資源管理の強化，（3）公共財政管理の改善，（4）地方分権化とグッド・ガバナンスのための市民とのパートナーシップの促進，の四つである。支援の特色としては，政府組織と NGO 双方と連携をとっている点，また現地のキーマンを通じて草の根でのプロジェクト効果を高める点，さらに，10 年以上のコミットメントを見据えた長期的な支援体制などが挙げられる。以下，カンボジアにおける代表的なプロジェクト例を記す。

（1） 商法等起草支援

同支援は，1994 年に承認され，2001 年に終了した技術支援プロジェクトにおいて行われた。同プロジェクト自体は，カンボジア内戦の終了直後の経済復興を大きな目的とし，公的部門財務の改善及び，民間部門発展のための法環境設立をその柱としている。予算形態は技術支援ローンであり，総額 1,700 万ドルが国際開発協会（IDA）より融資された。そのうち法律・司法整備（Legal and Judicial Reform）部門へは 25%が用いられた。

同プログラムの開始時点がカンボジアの民主化以降間もない時期であったことから，経済発展を主たる目的としながらも，以下のように多くの法案の起草関連支援がなされることとなった。

法技術支援部門においては，首相令（decree）によって 1997 年に作られた法整備ユニット（Legal Reform Unit）と世界銀行との共同で，商法及び関連規則の起草及び公務員に対する法学教育が行われた。他にも細かな起草支援，アドバイスがなされた。具体的には，租税法の起草及び施行，破産法，製造物責任法，会社法の起草支援と省職員への関連教育，商業省（Ministry of Commerce）における会社法及び商事契約法が民法典と整合的な内容に起草・改正されるための助言，商標法立法，国会における草案審査能力向上のためのアドバイスがなされた。

（2） 土地法関連支援

同支援は，2002 年に承認され，2009 年に終了した土地管理行政プロジェクト（Land Management and Administration Project）において行われた。同プロジェクトは，土地所有の安全性の改善と，効率的な土地市場の発展を目的とし，全 3,390 万ドルの予算の下行われた。予算形態は特定投資ローンであり，負担額は国際開発協会が 2,430 万ドル，ドイツ連邦経済協力開発省が 350 万ドル，フィンランド外務省が 350 万ドル，カンボジアが 260 万ドルである。土地法関連の法的文書起草支援はこのうち，280 万ドルが割り当てられた「土地政策規制枠組み発展」において行われた。

背景として，クメール・ルージュの支配と内戦を経験し伝統的土地利用規制の崩壊したカンボジアにおいて，1989 年に農耕地の占有使用権が認められ，1992 年の土地法立法以降は土地

占有使用者に対して証明書を発行する事業が行われていたものの，2001 年時点では所有者の 15 パーセントしか交付を受けていないという事情があった。そのような，土地の占有使用すべき権限ないしは所有権を公的に表示する制度が整っていない状況下では，経済活動の発展が妨げられると考えられた。

起草支援を行った対象法令は，既に存在していた 2001 年土地法の実施に係る複数の下位法令（sub-decree）である。具体例としては，国有地管理に係る下位法令（2005），経済用地コンセッションに係る下位法令（2005），社会用地コンセッションに係る下位法令（2003），土地台帳委員会設立に係る下位法令（2002），共用地使用計画に係る下位法令がある。

4-2-2 ADB

ADB はカンボジアにおいて，包括的成長，環境に配慮した持続可能な成長，地方行政との連携，を三つの柱として据えており，法制度整備はこれら全てに関わる横断的な取組である。具体的には公共政策や地方行政の改善を目的として実施されていることが多く，近年は汚職軽減及び政府の財務管理支援を行うプロジェクト等が多い。下記に代表的なプロジェクトとして起草支援の取組を挙げる。

（1） 土地法実施支援

同支援は，技術支援として 2 フェーズを通じて行われた。フェーズ 1 は 2001-2004 年に 60 万ドルの予算，フェーズ 2 は 2004-2006 年に 60 万ドルの予算で，それぞれ実施された[31]。いずれも，2001 年にカンボジア議会において立法された土地法の実施支援を目的としている。

フェーズ 1 におけるより具体的な目的は，①所有権及び関連する権利に関する不確実性及び紛争の解決メカニズムの実施，②土地法実施に関わる司法能力の向上，③土地法の下における権利の市民に対する周知，であった。当目的のために，プロジェクトは以下の 3 要素へ分けられた。

①法令，下位法令，条例の起草

②土地法に係る人材（国及び地方における土地台帳委員のメンバー，RSJP における裁判官，弁護士，王立行政学院の生徒等）に対する法教育

③市民に対する情報供与

フェーズ 2 におけるより具体的な目的は，①国による土地所有及び利用に係る法起草，②土地法実施に関わる人材（フェーズ 1 に加え，国際及び現地 NGO メンバー）の法教育，③土地法の周知であり，それぞれの要素に従ってプロジェクトコンポーネントが組まれた。本件は上述の世界銀行による土地法支援を引き継ぐ形で実施され，国土管理都市計画建設省（国土省）をカウンターパートとしていた。本プロジェクトは 2004 年に完了し，起草対象であった土地法も公布

[31] Eveline N. Fischer, 「Implementation of Land Legislation Technical Assistance Completion Report」（ADB, 2005 年 4 月）
Roberta Thami,「Implementation of Land Legislation--Phase 2 Technical Assistance Completion Report」（ADB, 2006 年 11 月）

された。一方，本件の成果である土地法は JICA による民法支援との調整が難航したことは後述の通りであり，ドナーの多いカンボジアにおけるプロジェクト間調整の難しさを物語る例である（ADB の土地法に関する支援については，4-3-3 を参照）。

（2） 金融セクターにおける法的インフラ改善

同プロジェクトは技術支援プロジェクトとして2002 年から2006 年まで継続し，その予算は80 万ドルであった[32]。カンボジア政府によって 2001 年に採択された，金融セクターにおける 10 カ年計画を援助するプロジェクトである。この計画は，安定し，かつ市場に基づく金融システムの発展を目指している。同目的の達成のため，政府は以下の四つの制度改正に重点を置いていた。

①競争的で一体的かつ効果的な，適切に規制監督され，効率的に預金を集めることのできる銀行制度

②貧困層の農村部収入向上・貧困削減に資する金融サービス提供のための農村部金融制度

③保険及び年金制度

④ノンバンク金融制度

上記計画の達成支援のため，同プロジェクトのアウトプットは①包括的で安全な取引制度，②流通証券法及び実施法令，③国債法草案，④電子商取引法草案，の四つに定められた。全ての法令起草は 2004 年までに完了し，金融取引の基盤整備に寄与している。

4-2-3 UNDP

2011-2015 年向けの UNDP 開発援助フレームワーク（United Nations Development Assistance Framework）の中では，（1）経済発展と貧困削減，（2）健康衛生と教育，（3）社会的保護，（4）ガバナンス，がカンボジアにおける優先開発分野として挙げられている。法制度整備に関わるプロジェクトは主にガバナンス支援や社会的保護の枠組みで実施されている。

代表的なプロジェクトの例としては，2006-2008 年に実施された司法アクセス（Access to Justice）が草の根レベルでの司法アクセスの向上を目指している。具体的には，郡や村に赴き，セミナーの開催，法律扶助を地元の組織と連携しながら実施していた。また，公的機関に対する支援例としては 2007-2010 年に実施された立法支援プロジェクト（Legislature Assistance Project）が挙げられる。これは国会の上院・下院両議院の立法能力向上及び，行政とのチェック＆バランス機能の改善を目的としているプロジェクトである。全体として UNDP の支援はガバナンスにおいても市民社会によるオーナーシップを重視するものが多く，草の根活動や，ポリシーアドバイザーに重点を置いて活動を行っている。

[32] Samiuela Tukuafu ，「Improving Legal Infrastructure in the Financial Sector Technical Assistance Completion Report」，ADB（2007 年 6 月）

4-2-4　米国

USAIDは，1994年以来Office of Democracy and Governanceの主導の下，人権保護と法の支配の確立を上位目標として法制度整備を実施している。具体的なプロジェクト例としては，EWMI（East West Management Institute）を実施主体とし，NGO支援と法曹教育を実施したカンボジア人権プロジェクト（2003-2005年）や，権利と正義プログラム（PRAJ）などが挙げられる。具体的な取組内容としては，行政官への法教育，王立法律経済大学（RULE）における教育プログラムの策定，Kandal 州における「モデル裁判所」の運営補助，法整備にかかるカンボジア法整備評議会（Cambodian Judicial Reform Council）に対する働きかけ等がある。2008年からはPRAJの成果を受け継ぐ形で，権利と正義プログラムフェーズ2（PRAJ II）が開始された。PRAJ II の目的は，カンボジア市民に対する法の下の権利に関する継続教育，政府に対する人権その他の法整備の必要性の提示，被告人，被拘禁者及びその家族への社会的支援の提供，被告人に対する法的支援の提供などにより市民に対する働きかけが多くなったことが特徴である。

PRAJ IIでの重点分野の変更に見られるようにUSAIDは当初，行政機関をカウンターパートとした政策面での取組を実施しようとしていたが，構造的なガバナンス問題に関するアウトカムを得ることは困難であるとし，草の根の人権活動に比重を移し，カンボジアにおいて行政レベルよりも市民に直接アプローチしている人権関係 NGO への支援を行ってきた。このような，援助指針の変化の背景には，ガバナンス予算の削減が強く関係している。予算削減の背景には，USAID が直接の支援の対象としている，行政レベルよりも市民に直接アプローチをしている人権関係 NGO が国家政策や司法制度に対する影響力をあまり有していない点，人権状況に悪化が見られる点，法曹の数・質や法制度が未だ不十分な点が問題視されたことがある。現在は民主主義・ガバナンス分野において，（1）人権保護，（2）市民社会の強化，（3）政治的競争の促進，が三つの重点分野として掲げられており，NGO を通じてプロジェクトを実施している。援助指針の転換により，現在は行政機関や司法機関に対してアプローチを行うプロジェクトは実施されておらず，社会的弱者の保護や選挙における政党間競争の活性化など市民レベルのガバナンス強化を重視していることがUSAIDのカンボジアにおける法制度整備の特徴である。

4-2-5　フランス

フランスがカンボジアにおいて実施している法制度整備関係の取組は主に四つある。（1）クメール・ルージュ特別法廷への支援，（2）市民の司法アクセス向上，（3）法学教育，（4）弁護士会及び行政機関に対する支援である。旧宗主国としてかねてからカンボジアと密接な関係にあったフランスはカンボジアの法制度整備について最も中心的な役割を果たしたドナーである。当初は刑事，刑事訴訟法，民法，民事訴訟法全ての起草を実施する予定であったが，その後刑事，刑事訴訟法に特化したことで，民法と民事訴訟法の起草については日本に引き継がれたという背景もあり，日本とともにカンボジアの法体系の最も基礎的な部分に対する支援を実施している。現在，起草支援はほとんど行っておらず，上記の取組のうち，（2），（4）の資金も底をついたことから，法制度整備に関する取組は縮小傾向にある。今後は法学教育を始めとす

る，人材育成の取組に特化する予定であり，RULE に開設されたフランスコース[33]の運営を継続している。フランスの支援の特徴としては，人材育成の外交的な波及効果を重視していることにあり，親仏の中枢人材の育成を目的とし，上記の RULE のフランスコースの卒業生やフランス本邦研修の経験者に対して民間組織であるアンリ・カピタン協会を通して継続的なネットワーキングを図るなどの取組が見られる。これは，必ずしもガバナンス指標におけるアウトカムが可視化されない法制度整備支援において，その意義を外交効果をもって構成しようとする工夫とも言えよう。

4-2-6　ドイツ

ドイツのカンボジアに対する支援はおおむね終了しているが，一部の省庁に対して常駐の長期専門家を派遣している。派遣先には，司法省，土地計画省，女性省なども含まれ，この中で必要に応じて法制度整備を実施している。司法省の専門家については，当初，司法改革評議会に派遣されていたが，同評議会の解体に伴い，司法省に異動している。主に裁判所の役割に関する法律や高等司法評議会の立場を明記する法律の整備などにあたっている。カンボジアに対する現在のドイツの支援スキームでは，基本的に一人の長期専門家に活動が一任されており，支援規模も小さい。基本的に常駐専門家の派遣は行政の効率化を目的として実施されているものであり，実際支援を進める上でカウンターパートが有する需要に応えているため，この中で法制度整備が挙げられた場合にそれに相応しい法学有識者が担当するという仕組みを採用している。

[33] RULE の 1 年次終了学生の応募者から 20 名ほど選抜し 4 年次卒業まで教育し，RULE の卒業資格とは別に学士としての資格を与えている。その内の数名ほどはフランスの大学院への進学が許可される。今日では RULE 内でのフランスコースに修士コースも開設されている。

4-3 ケーススタディ国における法制度整備支援の評価

4-3-1 政策の妥当性

ベトナムと同様に，政策の妥当性の観点から，ケーススタディにおいては，特に相手国とのニーズとの整合性を中心に確認し，全体的な政策の妥当性の評価の際に考慮した。

2008 年に策定されたカンボジアの国家開発戦略である「第 2 次四辺形戦略」においては，「グッド・ガバナンス」（汚職との戦い，司法改革，行政改革，国軍改革と兵員削減）が戦略の中心に掲げられており，グッド・ガバナンスが国家開発における最優先事項として設定されていた。

また，1991 年に締結されたパリ和平協定によって内戦に終止符が打たれたが，UNTAC による総選挙の結果を受けて正統政府が樹立された後もそれまで多数出されていた国家評議会令や閣僚会議令などの行政令等を整備するまでには至っていなかった。刑事分野では UNTAC 時代に暫定的なものが作られ，これが利用されていた。しかし私人間の権利関係を規定する民法や，私人間の紛争を解決するための民事訴訟法などの一般法の整備がなされておらず，平和の定着や民主的市場経済による開発のためにもこれら二つの基本法の整備は喫緊の課題であった。加えて，法曹人材も極めて不足していた。このようなカンボジアの内戦後の状況や開発戦略が，カンボジア政府による，各国に対する法制度整備支援の要請につながった。特に，旧宗主国であるフランスが刑法の起草支援を担う中で，民法関連の支援を実施するドナーが欠如していた。日本は，和平協定以前から，カンボジアの和平・復興に対して，積極的な支援を実施してきており，カンボジアの復興支援において主導的な役割を継続的に担ってきた。このような背景もあり，民法・民訴法の起草支援を中心として法制度整備支援について，カンボジア側から日本への要請に至った。すなわち，カンボジアにおいても法制度整備支援に対するニーズは十分にあり，ニーズを基に，法制度整備支援に係る方針・実施がなされていたものと評価できる。

4-3-2 結果の有効性

（1）ルールの整備支援による結果の有効性

カンボジアの近代的な民事実定法はフランスの保護領となった 1863 年より開始し，以来フランス法の影響を強く受けながら整備されてきた。1915 年には民法・民事訴訟法典が公布され，これが独立後も継続して運用されていた。しかし，1975 年以降にポル・ポト派が民主カンプチア政権を樹立すると，既存の法制度は全て廃止され，一党独裁の下，三権分立は崩壊し，裁判も党の指導の下で行われるようになった[34]。その後，ポル・ポト政権崩壊後にはヘン・サムリン政権の下でカンボジア人民共和国が誕生し，1981 年には憲法が制定される。この中では「司法権を，人民裁判所と軍法会議にゆだね，裁判においては参審員が人民裁判官と同等の権限を有する」ものとして定め，ポル・ポト時代空白状態にあった司法は再建される[35]。一方，法令に関してはすぐには整備されなかった。1981 年憲法の下では，行政法規的性格の色濃い，「民事手

[34] 四本健二『カンボジア憲法論』 勁草書房（1999 年），21 ページ

[35] 四本，前掲書，28 ページ。

続きについての指導」,「契約及び契約外から生ずる責任に関する国家評議会令」, 1989 年憲法下で「婚姻家族法」などが出され制定されたが, 依然として法制度は不十分かつ未整備であった。法制度整備が本格的に着手されたのは 1993 年のカンボジア王国の成立以後である。当初は, 民法, 民事訴訟法, 刑法, 刑法訴訟の全てをフランスが担当していたが, 同国の支援が刑事分野に力点を置くあまり, 民事分野の起草にほとんど進展がなかったことから, 1997 年以降, カンボジアからの要請を受け, 日本が民法, 民事訴訟法の起草を実施することとなった。

日本の支援を受け, 民事訴訟法典は2007 年, 民法典は2011 年に適用が開始されており[36], フランスの支援していた刑法, 刑事訴訟法と併せて, カンボジアの法体系の土台をなしている。包括的な法体系が整備されていなかったカンボジアにおいて, 近代的法制度の基礎が成立したことは同国が三権分立に基づくガバナンスを構築する上での第一歩となったと言えよう。実際に成立したルールが実効的に機能するためには運用機能の強化のためのステップが必要であることは後述する通りである。しかし, ルール自体が整備されないことには, 制度が機能するための仕組みづくりも開始することができないわけであり, この点において日本の支援はカンボジアにおける実効的な統治機能の確立のために不可欠な役割を果たしたと言える。特に, 統治機構による正統性の確立が重要課題であったカンボジアは2000 年のカンボジア支援会合でグッド・ガバナンスの実現が最優先課題であることを国際社会に表明しており, カンボジア側にとっても法制度整備支援は非常に高い支援ニーズがあったと言えるだろう[37]。

また, 人材育成の箇所で詳述する通り, カンボジアではポル・ポト時代に知識層の大半が虐殺され, 法律資料のほとんどは焼き払われてしまった。そのため, 法分野の人材の空白を埋めようにも, 議論の土台となる法律関係資料すら支援前のカンボジアには存在していなかった[38]。このような状況下で, 対象国のカウンターパートと二人三脚で実施される日本の起草支援はカンボジアにおける知識の伝達や起草能力向上にも大いに貢献した。起草支援における主要なカウンターパートはカンボジア司法省であるが, 同省の職員は日本の起草支援前は国会答弁も満足にできなかった。しかし, 現在では簡易な法律であれば, 支援を受けずに自律的に起草できるところまで司法行政官の能力は向上している。上述の通り, 他ドナーの支援では法律事務所やリーガル・コンサルタントが派遣され, 支援チーム内で起草作業を完結させてしまうスタ

---

[36] 法律は施行されると直ちに適用される状態になるのが一般である。カンボジア王国憲法によれば, 交付のために国王により審書されると, その日から遅くとも 20 日後には施行され実効力を発揮することになる。しかしこれら二法は国民に与える影響は大きく, また運用機関等もそれなりの準備をしなければならず, 周知, 普及及び準備のための期間を設ける必要があった。そこで民法第 1305 条, 民法適用法第 1 条と, 民事訴訟法 587 条により, それぞれの適用開始の時期を後に遅らせて定めた

[37] 鮎京 正訓編『アジア法ガイドブック』 名古屋大学出版会, 2009 年, 197 ページ

[38]「カンボジアの法律家における世代間隔絶を少しでも埋めるためには, 法律関係の文献や資料を発掘し, それを議論の共通土台にすることが考えられた。(中略)長引いた戦乱はそうした資料をも焼き尽くしていたのである。わずかに, カンボジアの法慣習を察知させる謡の歌詞集が見つけられた程度である」(新美育文「ODA=法整備支援の一斑⑥――ベトナムとカンボジアでの経験(6)」『時の法令』 第1740号(2005年6月29日), 60-61 ページ)

イルの支援が多い。これに対して，日本の起草支援はカンボジア側の主体性や将来的な自立を重視しており，カンボジア側と密に連携しながら起草作業にあたっている。そのため，起草過程でカンボジア人側の司法省官僚や裁判官の能力向上も同時に達成していることは特筆すべき点であろう。

（2）法の運用組織の機能強化支援による結果の有効性

カンボジアにおいて法運用組織の機能強化支援として実施されていた主たる取組は，国民に最も近い位置にいる弁護士の所属する弁護士会に対する支援であるが，これは法曹三者の一翼を担う弁護士の制度強化に対して一定の効果をもたらしたと言える。カンボジア弁護士会は国の機関ではなく，民間の個人事業主の集まりであるということもあり，その運営体制は大変脆弱である。そのため弁護士に対する継続教育において日本の支援が実施されたことはその活動の持続性，及び内容の充実に大きな貢献であったと言える。特にカンボジアでは法曹人材の層が浅く，各種法律も成立して間もないことから，資格取得後の弁護士に対しても引き続き研修を実施することは，法運用の機能向上において非常に重要である。新法施行時に在学中の法曹についてはカリキュラムの中で改正内容について学ぶことができるが，既卒の弁護士については，継続教育において丁寧なフォローを行わなければ，現場において適正な法運用が保障できない。継続教育においては主に 2007 年に適用された新民事訴訟法についての講義が行われた。民事訴訟法は基本法であり，実際実務を行う弁護士ならば誰しもが運用する法律であることから，これを扱う教育支援は重要であったと言える。現在実施されているプロジェクトの中では引き続き民事実務改善を目的とする WG を通して，継続教育の教官としての能力向上を図る取組が実施されており，民事関連法令の運用の更なる確立が進められている。一方，弁護士活動を通じて生じる問題意識を会員が互いに共有し，これらを議論し，継続的に取り組んでいくという機能においてカンボジア弁護士会の機能は未だ限定的である。日本弁護士連合会においては，各種研究会がこの機能を果たしているが，カンボジアでは現職の弁護士が直面する課題や問題点を把握し，これを政策やドナーによる支援内容に活かすために，弁護士会が十分な役割が果たしているといはいえず，ドナー依存の傾向が見受けられる。今後は，カンボジア弁護士会の自立支援に対する取組も必要となるだろう。

また，カンボジアにおける法運用については，汚職問題が大きなボトルネックとなっている。弁護士会の機能強化や弁護士に対する教育は本来であれば，裁判実務においてその効果が発揮されてしかるべきである。しかし，現状カンボジアにおいては司法においても汚職が蔓延しており，法令が正しく理解，運用されることよりも，金銭的または政治的な要因が裁判の判決内容を左右してしまうことが多いことが様々な資料や証言から裏付けられている。腐敗，汚職の改善に取り組む世界正義プロジェクト（WJP）[39]による指標をみると，カンボジアが東アジア地域，

[39] WJP はアメリカ法律家協会，国際法律家協会等が支援している非営利団体（Non Profit Organization）であり，世界での「向上の機会と公平な地域社会を発展させるため「法の支配」の強化を目指している。その取組の一つとして，「法の支配指数」を開発し，各国で調査を実施している。(http://worldjusticeproject.org/)

同じ所得レベルの他国と比較しても非常に順位が低いことがわかる。特に，民事司法及び刑事司法の実効性については，調査対象国のうち，最下位 4 カ国以内に入っており，汚職係数はそれぞれ，民事が 0.24（1 点満点），刑事が 0.21 である。これらの指標があくまでも目安に過ぎないことには留意すべきものの，カンボジアに対する評価の低さからは同国の司法の透明性には大きな課題があることが示唆される。また，図 4-1 の示すとおり，地方裁判所における民事事件の既済件数に大きな改善は見られない。ベトナムの例にも見られるとおり，裁判所の既済件数は司法機関の機能改善を示す一つの重要な指標である。司法機関の機能不全は複数の要素が関係しているものの，一つの重要な要因が汚職問題である。「口利き料」としての賄賂を払わない限り，裁判自体が大幅に遅延，または停止する例も少なからずあり，カンボジアにおける法運用の改善するためには，その障壁となる汚職問題の解決が不可欠であろう。JICA による「課題別指針　法整備支援」（平成 23 年 3 月）においては「汚職防止への貢献」も法制度整備の重要な効果としてうたわれており，法制度整備支援の効果を高めるためにも，汚職軽減への取組との連携強化が望まれる。

図 4-1　カンボジアにおける地方裁判所の民事事件の既済件数

出所：カンボジア司法省提供資料

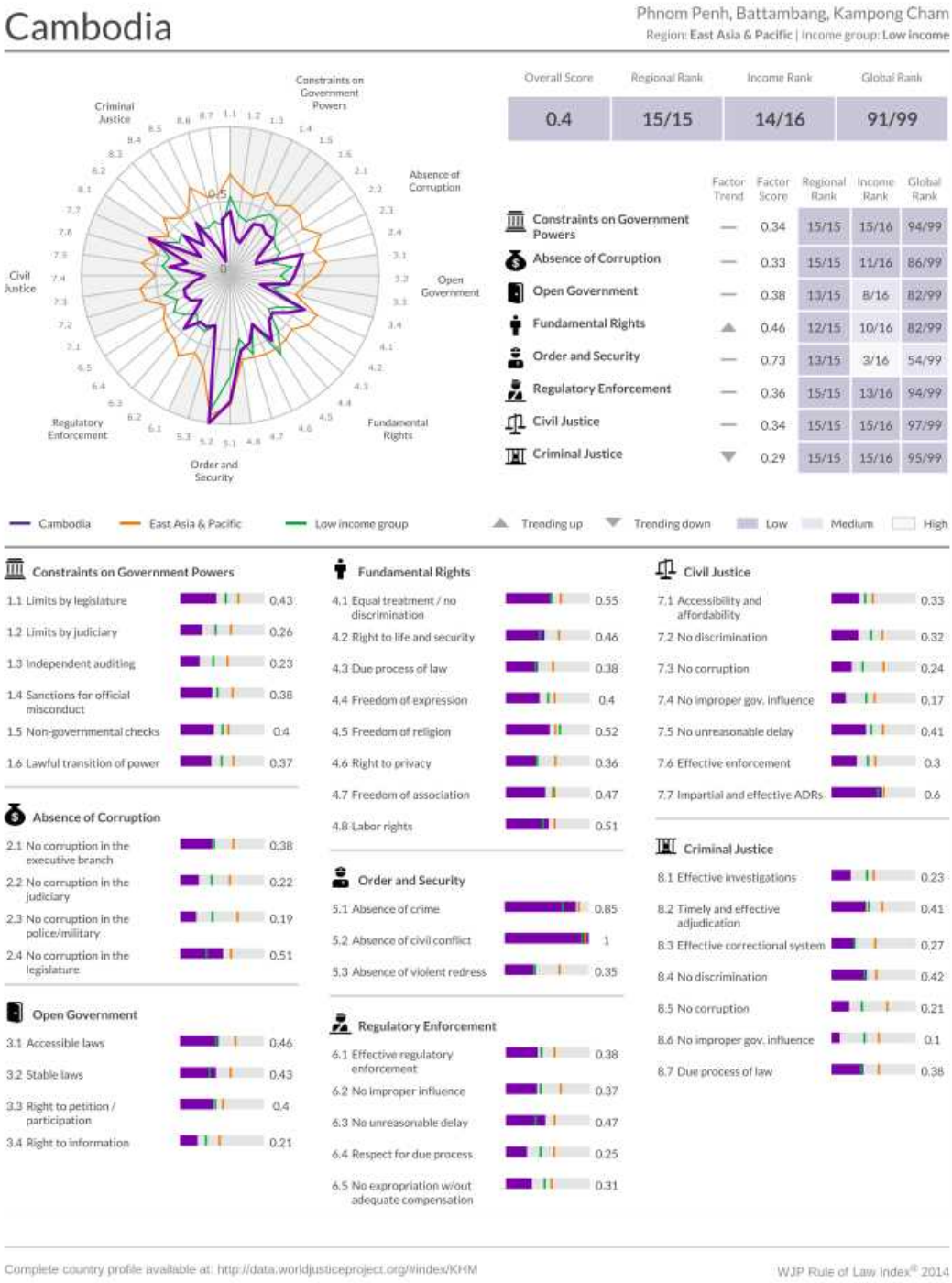

図 4-2 法の支配指数 国別評価ーカンボジア

出所:WJP ウェブサイト

（3）リーガルエンパワメントの支援による結果の有効性

カンボジアにおけるリーガルエンパワメントの取組は主に弁護士会の活動の支援を通して行われている[40]。2001 年，日本弁護士連合会が JICA の開発パートナー事業に参加し，弁護士養成校の設立・運営を支援するとともに，カンボジア弁護士会の法律扶助の仕組みの構築に対して支援を行った。カンボジアは農村人口８割と，周辺国と比較しても特に高い割合を占めている（図 4-3）。農村に住む人々の多くは財力の問題から，また都市部から離れているという地理的な問題から弁護士へのアクセスをほとんど有しておらず，法律扶助のニーズは高い。

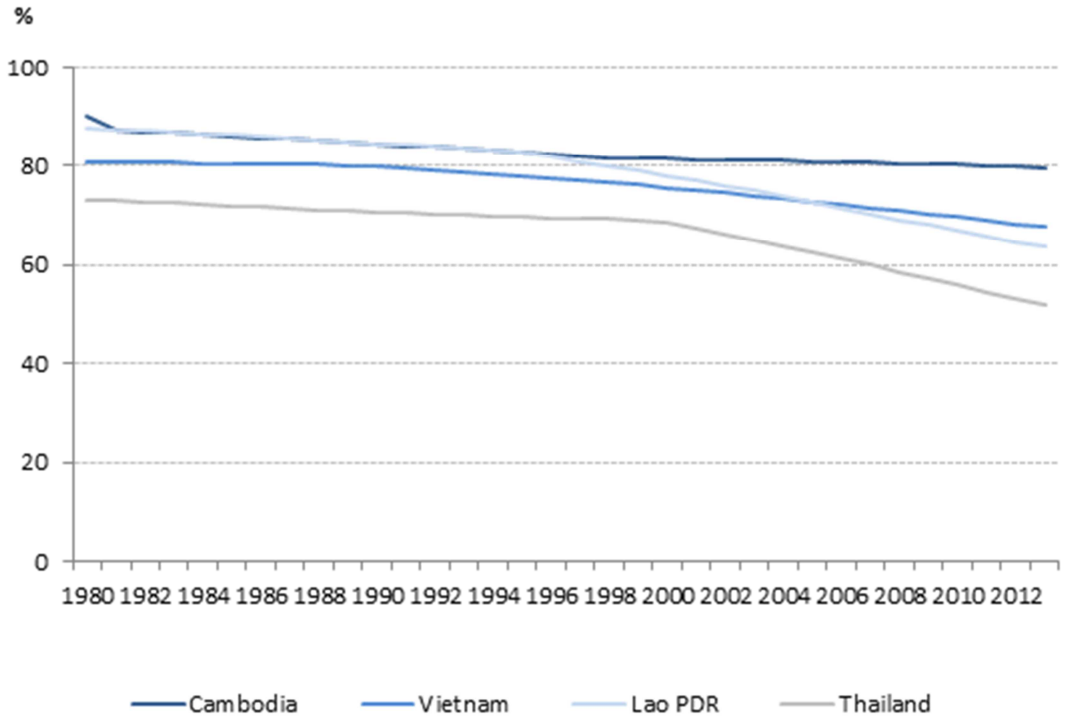

図 4-3 カンボジアと周辺国における農村人口割合[41]

出所：World Bank Indicators より評価チーム作成

日弁連の働きかけで始まったリーガルエイド（法律扶助）の活動は現在では，弁護士養成校のカリキュラムに組み込まれ，どの学生も在学中・修習中にプロボノ活動[42]として農村部において法律相談を行っている。リーガルエイドが法曹養成の制度の中に組まれたことは今後のリーガルエンパワメントに対する取組の持続可能性を高めたと言えるだろう。5-2-3 ではリーガルエンパワメントを構成する活動として三つの要素を挙げているが，法律相談はこのうち，法律に対する知識を補う役割を担っている。これは，一般市民が自らの権利について理解するために一定の効果をもっているだろう。以前は，村の村長に相談に行くことが多かったことに関して，今では裁判所に訴えるという方法があることが理解され，村長が法的解決に訴えることを助言す

[40] リーガルエンパワメントの定義は 5-2-3 を参照のこと

[41] 世界銀行ウェブサイト（http://data.worldbank.org/indicator）

[42] ラテン語の Pro Bono Publico から発生した語であり，専門家が自身の持っている知見やスキルを活かして通常は無報酬で行われる社会貢献を指す。

る，または当事者自身が裁判所における紛争解決を図る例が微増しているという声もある[43]。

一方，カンボジアでは司法アクセスの状況を示す指標に大きな改善が見られない。例えば，WJP による法の支配指標では，カンボジアは①基本的人権が 0.46（99 か国中 82 位），②民事司法へのアクセスが 0.34（同 94 位），③実効的な刑事司法が 0.29（同 95 位）と報告されている[44]。これらの要素が改善されるためにはリーガルエンパワメントに係る 3 要素のうちの法律知識以外の二つの更なる改善が求められるだろう。司法アクセスについては，弁護士が都市部に集中しているという課題がある。これは日本を含む多くの国における共通した問題であるが，弁護士が育成されても，そのほとんどは報酬も高く，案件も多い都市部に集中してしまい，農村で活動する弁護士は非常に少ない。とりわけ，国内総生産が飛躍的に伸びる反面，格差が拡大しつつあるカンボジアでは，社会的不公正や不正義の拡大を抑止するために，人材育成の取組と併せて，更なる改善を図っていく必要がある。また，より根本的な問題として司法に対する信頼の問題がある。カンボジア現地でも特に NGO 関係者や弁護士から，市民の司法への期待の低さが指摘された[45]。これは，上記の法運用組織の箇所でも指摘した汚職問題に係ることが大きい。判決や手続きの迅速性が賄賂によって左右されてしまうことから，裁判が法律に基づいて公正に実施される保障がないからというものであり，多くの市民が司法を敬遠する要因となり，悪循環に陥っている可能性もある。現在，リーガルクリニック（法律相談）の開催などにより，裁判所の利用度は高まってはいるものの，今後社会的弱者の救済や，権利保護の状況の改善を望む上では，農村部での弁護士確保と，とりわけ司法に係る汚職の縮減が必要条件だろう。

（4） 人材育成支援による結果の有効性

1975-1979 年のポル・ポト政権による大量虐殺の結果，カンボジアでは知識層の大半が殺されてしまった。そのため，ポル・ポト政権崩壊後のカンボジア国内では法曹がほとんど残っていなかったといわれている[46]。当時，圧倒的な法曹不足に見舞われていたカンボジアでは，暫定的な処置として当時わずかに残っていた知識人が法曹職，及び法務行政官として配置された。この時，高等教育を受けている者であれば大抵は法曹候補者となり得たため，法曹職を務めることとなった者のほとんどは学校教員など，法学教育を受けた経験のない者であった。しかし，拠るべき法令が不足している上に法学教育を受けたことのない裁判官らによる裁判の現場では，大きな混乱が生じていた。その後，UNTAC による総選挙を経て，1993 年 9 月 21 日にはカンボジア王国新憲法が制定され，制度上は三権分立が確立された。裁判判決は個々の裁判官の裁量によるところが大きく，判決における一貫性が欠如していた。また，1995 年に弁護士法

[43] カンボジア弁護士会インタビュー，カンボジア人弁護士インタビュー

[44] World Justice Project, Rule of Law Index 2014 Cambodia Country Profile（http://worldjusticeproject.org/sites/default/files/files/country_profiles.pdf）

[45] Equitable Cambodia（カンボジア NGO）インタビュー，ADHOC（カンボジア NGO）インタビュー，カンボジア弁護士インタビュー

[46] 矢吹公敏「特集 日本弁護士連合会の法整備支援活動――日弁連によるカンボジア王国司法支援の概要」 法務省法務総合研究所 『ICD NEWS』 第 5 号（2002 年 9 月），8 ページ

が制定されたものの，圧倒的に弁護士は不足しており，さらに，その後新たに弁護士となった者もそのほとんどが都市に集中し，地方では弁護士不足が深刻であった。

上記の課題を踏まえ，日本はカンボジアにおける法曹人材育成を支援することを目的として，2005 年より RSJP，2012 年より弁護士養成校への支援を実施してきた。これらのプロジェクトの中では日本人専門家が学生・教官に対する講義を実施している他，カリキュラムや教材作成支援を行っている。この支援はカンボジアにおける法曹人材育成の一助になっており，カウンターパートからの評価も非常に高い。

日本はカンボジアに対して民法・民事訴訟法の起草支援も行っているため，同国の法律に対する理解も深く，内容的にも踏み込んだ講義を提供することができる。特に新法発布直後は実務家や教官まで，新しい法律体系への理解が浸透するのに時間を要したため，この過程において日本の支援が入ったことは新民法・民訴法の普及においても重要な役割を果たした。また，WG の開催により，教務や法律実務の現場で生じる疑問に対して直接答える場を提供していることで現場業務遂行の円滑化にもつながっている。また，教官に対してはその他のカウンターパートと併せて，本邦研修も実施されており，RSJP や RULE の教官は日本の専門家からの講義を受ける他，模擬弁論や裁判所への訪問を通じて，日本の司法実務の現場から業務遂行に関する知見について学ぶ場も提供されている。

「法制度整備支援に関する基本方針」では「法曹，司法職員大学講師などの中核となる人材の育成」及び「実務教育の更なる一層の充実」が対カンボジアの法制度整備支援の目標として掲げられており，法曹人材の育成支援はこの目標に対して直接応えるものである。一例を挙げれば，2002 年時点で約 230 名[47]であった弁護士登録数は，現在 897 人まで増えている[48]。また，図 4-4 はカンボジアの裁判官及び検察官における RSJP の出身者が占める割合の変化を示している。これをみると，2005 年の RSJP 設立以降，法曹二者に占める RSJP 出身者の割合が着実に伸びていることがみてとれる。2011 年時点で RSJP 卒業生の占める割合は裁判官及び検察官の 7 割を超えており，同校設立が司法人材育成において重要な役割を担っていることを示している。

[47] 矢吹，前掲記事，8 ページ
[48] カンボジア弁護士会に対するヒアリング

写真:WG の様子(左)と王立司法官学院との面談の様子(右)

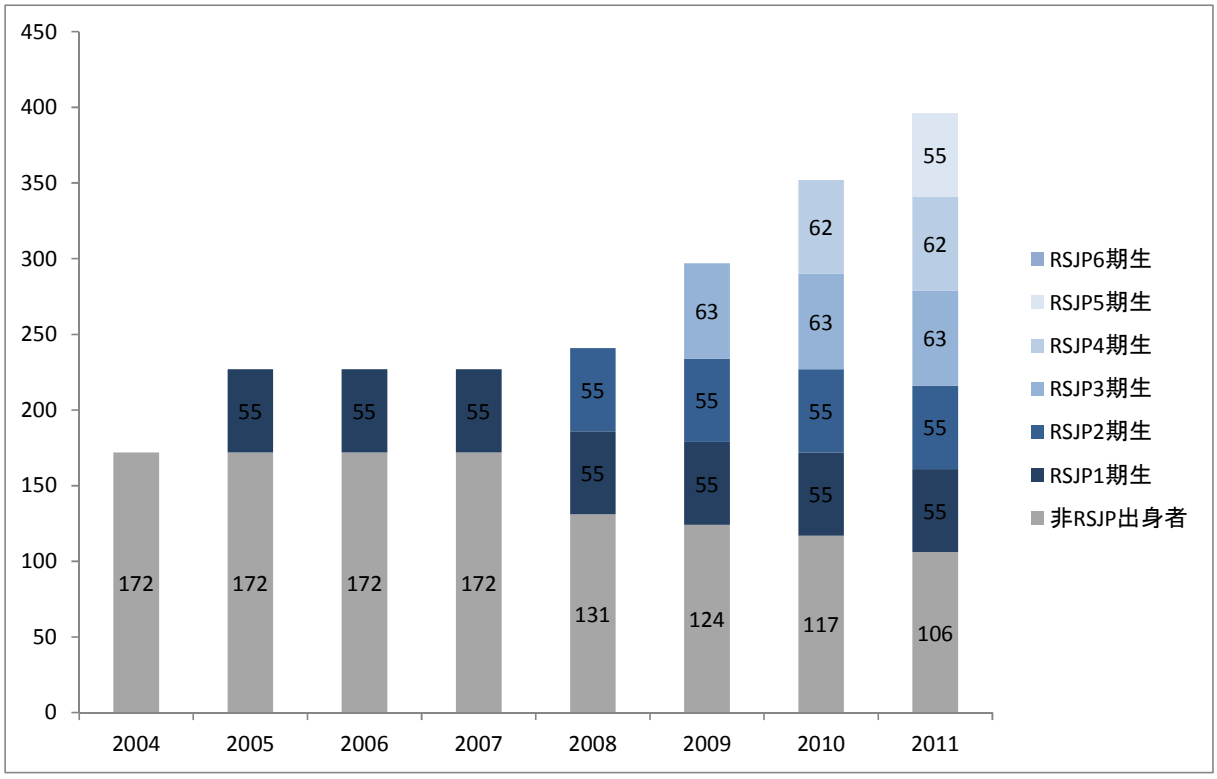

図 4-4 カンボジアの裁判官・検察官における RSJP 卒業生の占める割合

出所:RSJP 提供資料

また,直接インプットがあった WG のメンバーは特に能力向上が顕著であったため,法学教育及び裁判実務の現場において有識者として信頼を集めている。WG のメンバーの中には,その後,RSJP で教授職に就任した者もいるほか,裁判実務においては他の裁判官や書記官などから疑問点の問い合わせを受けており,WG メンバー外への実務知識の普及も認められる。

一方,カンボジアの法曹教育の根本的な課題として,弁護士養成校及び RSJP に入学する前の法学部における教育水準が未だ向上していないことが挙げられる。その結果,弁護士養成校及び RSJP では実務に関する高度な専門教育を行う前の基礎教育に大半の時間が費やされるという問題がある。そのため,多くの裁判官が法令に従って判決書を作成することができ

ず，法の運用にも影響しているという現状がある。将来的には法学教育に対してより大きな枠組みでのアプローチが必要であろう[49]。

4-3-3　プロセスの適切性

ケーススタディにおいては，「他ドナー・国際機関との連携状況」と「被援助国との協議状況」を中心に，プロセスの適切性を確認し，全体的なプロセスの適切性を判断する上での一助とした。

（1）他ドナー・国際機関との連携状況

カンボジアにおいては，1991 年の和平達成後に各ドナーが一斉に法制度整備支援を始めたため，英米法と大陸法の双方の影響をそれぞれの分野で受け，広範囲な法領域においてその統一性がとれていない。これは，法制度整備支援の初期において，ドナー間調整が不十分であったことも一因と考えられている。

また，民法の起草を支援していた JICA と，農業関係のセクターローンを拠出する一環として土地法の起草を支援していたADB の調整不足により，後述する土地登記に関する問題が発生してしまっている点について（下記の Box 参照）は，その原因を究明し，今後の大いなる教訓とすべきである。加えて，昨今，ADB は日本から拠出されている貧困削減目的のファンドを利用してカンボジアにおいて調達関連の支援を実施しているが，このようなマルチドナー経由のプロジェクトと日本の法制度整備支援の連携についても，その資金源は，日本国民の税金であることが多い。このため，日本国内の財務省などの所管する官庁との連携が，プロジェクト実施レベルでも今後は一層模索されるべきであるものと考えられる。

カンボジアでは，カンボジア政府とドナーが援助調整を行うためのテクニカルワーキンググループ（TWG）が存在するが，今日において，法・司法改革に関するTWGの機能は強くなく，ドナー間調整は二者間の調整に依拠している状況である。このため，リードエージェンシーとして JICA がより積極的にカンボジア政府の法制度整備政策にも助言する体制を構築することで，混乱している法制度を体系化していくことに貢献することが望ましい。とりわけ，土地紛争が頻発している今日，民法と2001 年土地法の調整不足による人びとの民法の使い勝手の悪さが指摘されていることもあり，2001 年土地法との再調整のための検討と必要な各法の改正や下位規則の制定作業及び実際の具体的適用に至って明らかになった民事訴訟法上の問題点の検討と必要な改正や下位規則の制定作業による人々の司法アクセスの強化とこれによる法制度に対する人々の信頼の醸成が喫緊の課題である。

---

[49] 名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）は，文部科学省の補助金等を使い，日本語による日本法教育を使命とする日本法センターをウズベキスタン，モンゴル，ベトナム等のそれぞれの主要都市の大学に開設し，現地の学生に対して法学教育を行っており，カンボジアにおいても 2008 年王立法経大学に日本法センターを開設し日本語による法学教育を行っている。
NGO 日本カンボジア法律家の会（JJ リーグ）は 1993 年以降王立法経大学等に対し，クメール語教材の提供や特別講義等の法学教育支援を行っている。

Box：土地法を巡るドナー間調整について

カンボジアではドナー間の情報共有が不足したことが，ルールの整備を困難にした実例もあり，今後の改善が望まれる。カンボジアでは 1993 年以降，一斉にドナーが法制度整備を開始した結果，相互調整を欠いたまま多数の起草支援が並走する状態が生じた。特に内戦後でガバナンスが脆弱であったカンボジア政府は自ら各種ドナーを取りまとめるキャパシティを有しておらず，結果的に各ドナーの起草支援はたこつぼ状態になっていた。特に日本は民事分野の基本法の整備支援を行っていたため，個別法各種との接面も広く，調整の必要性が大いに生じた。中でも，難しい局面を迎えたのは土地を巡る法律の調整である[50]。不動産物件変動については，登記を効力要件と捉える考え方と，対抗要件と捉える考え方がある。前者は登記を備えて初めて物権変動が成立するとしており，一方，後者は物権変動自体は当事者間の意思のみで成立し，登記は第三者に対する対抗要件に過ぎないという考えである。日本は民法典の起草過程で後者の対抗要件主義を採用し，土地法との整合性を図るために土地法を所管する土地総局とは密に連絡をとっており，対抗要件主義をとることで合意をとっていた。効力要件主義は迅速な取引を実現するが，前提として土地登記制度が当該国で整備されている必要があるため，地籍図さえ未整備であったカンボジアでは条件が整っていないというのが日本側の考えであった[51]。

他方，土地法起草は ADB が農業セクターへの融資をするためのコンディショナリティ―として日本の民法起草支援の準備段階で，既に実施されていた。当時 ADB から土地登記局に派遣されていた専門家は，カンボジアで登記を効力要件とすることの難しさについては認識しており，将来的には，改正土地法草案にある不動産に対する権利に関する実体法規定は，民法典に移される性質のものであることを熟知していた[52]。日本側は，このようなプロジェクト開始前の情報共有の結果を基に，民法典の支援を開始した。プロジェクトの開始後，2000 年 9 月に日本で実施された JICA の国別特設研修の中でも，リム・ヴォーン国土管理都市計画建設省地籍地理総局次長を始めとするカンボジア側の担当者は，カンボジアにおける土地の登記の整備に依然として時間を要する点を日本側と共有し，民法草案においては登記を対抗要件とするという合意が形成された[53]。

[50] 金子由芳 『アジアの法整備と法発展』 大学教育出版 （2010 年），24 ページ

[51] 新美育文「ODA=法整備支援の一斑⑲――ベトナムとカンボジアでの経験（19）」『時の法令』 第 1784 号（2007 年 4 月 30 日），57 ページ

[52] 坂野一生 「第 3 章 第 6 節 カンボジア民法典と土地法」 香川孝三・金子由芳編 『法整備支援論――制度構築の国際協力入門』 ミネルヴァ書房， 123 ページ; 独立行政法人国際協力機構 『重要政策中枢支援／法制度整備」民法・民訴法関係事前調査報告書』（1998 年）

[53] 坂野一生 「第 3 章 第 6 節 カンボジア民法典と土地法」 香川孝三・金子由芳編 『法整備支援論――制度構築の国際協力入門』 ミネルヴァ書房，124 ページ

しかし，2002 年末になり ADB から日本が起草支援をした民法草案への反対意見が提出された。この段階では先に触れた土地法起草支援のプロジェクトは終了しており，ADB，世界銀行，ドイツ技術協力公社が国土管理都市計画建設省に対して 2001 年土地法施行に関するプロジェクトを実施していた。新しいプロジェクトの下では土地法の施行をもって，効力要件主義が既に採用されているというのが支援したドナーの認識であり，日本とコミュニケーションをとっていた地籍地理総局の担当者が表明していた意見とは異なるものであった。

この背景には，ADB と契約を結んでいたそれぞれのプロジェクトの専門家の間で十分な情報共有が図られていなかったことに加えて，地籍地理総局が元々農業省から移ってきた部署であり，国土管理都市計画建設省直轄の ADB のカウンターパート部署に対する影響力をあまり有していなかったことが挙げられる。土地法支援ドナーは日本が起草する民法典においても同様の法則が採用されることを求め，この問題は JICA と ADB の本部，及び，それぞれのカウンターパートである司法省と国土管理都市計画建設省の間の論争へと発展する結果となった。カンボジア側は，本件が高度に技術的にあることを理由に自ら政治的な判断を下さず，この論争の解決をドナー同士の協議に任せた。その結果，最終的には，日本側が支援した民法草案に修正を加え，不動産に関する合意による所有権の移転のみ効力要件主義を採用するという特則を置き，その他の物権変動については当初どおり対抗要件主義を維持するということで問題は収束した[54]。しかし，本来はこのような複数の法則を混在させることは望ましくなく，一貫性を持った法体系の構築が当初から目指されるべきであった。また，ドナー間の調整プロセスについても，ADB 側でプロジェクト間の確実な引き継ぎが行われていなかった点，司法省や国土管理都市計画建設省内の関係部署全てが一堂同に会して意見の擦り合わせを実施できていなかった点，最終的な論争終結にあたってカンボジア政府からの主体的なアクションが実施されていないという点において，多くの反省が残る事例である。

（2） 被援助国との協議状況

カンボジアにおいても，カンボジア側の援助とりまとめ機関であるカンボジア開発評議会（Cambodia Development Council）と日本側の援助に係る調整が法制度整備支援に限らず，適切に実施されている。

また，法制度整備支援のカンボジア側のカウンターパートである司法省等とも，日本側の長期専門家はよくコミュニケーションが取れており，カンボジア側と日本側，双方ともに援助の計画の立案や実施過程において，大きな問題を感じていない点が確認された。

4-3-4 外交の視点からの評価

カンボジア側でも政府高官を中心に，日本の法制度整備支援は，司法改革に直接資するも

[54] 坂野一生「第 3 章 第 6 節 カンボジア民法典と土地法」香川孝三・金子由芳編『法整備支援論――制度構築の国際協力入門』ミネルヴァ書房，127-128 ページ

のであり，非常に重要であり，国民に広く裨益するものと認識されており，また，民法・民事訴訟法の起草支援，普及については，日本国内に国内支援委員会等が設置され，さらに日本から専門家が派遣され，司法省，弁護士会，RULE とも協力して，継続的に実施されてきており，非常に重要であったと認識されている。本件評価では，カンボジア側のカウンターパート機関の局長・次官クラスに対してインタビューを行ったが，インタビュー対象者からは極めて高い評価を得ており，現場レベルで日本・カンボジアの二国間関係を強化していく上では非常に重要であったと評価できる。また，法制度整備支援を通じて，カンボジア側の政府高官とのネットワークも強化されており，外交的な重要性は高いものと考えられる。

第5章 評価結果

5-1 政策の妥当性

5-1-1 国際的な優先課題との整合性

ここでは，各ドナーの法制度整備支援の方針を踏まえて，国際的な優先課題と日本の法制度整備支援との整合性を確認する。2-1-5 で示したとおり，法制度整備支援に特化した国際的な合意事項等はないが，各ドナー・国際機関とも，法制度整備支援についてはガバナンスの改善を図るという位置づけである傾向が強く，このような方針と日本の法制度整備支援の方針が整合的かを確認する。また，援助に係る国際的な合意事項であるミレニアム開発目標（MDGs）に加えて，国際的に共通して取り組まれている人権に係る方針との整合性についても確認する。

2015 年 2 月時点における，日本の法制度整備支援の方針を示す政策文書として最も効力をもつのは，上述したとおり「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」である。同方針においては，冒頭に法制度整備支援の位置づけとして，「法制度整備支援は，良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに，開発途上国が持続的成長を実現するために不可欠な基盤づくりを支援するものである。」と記されている。これは，まさに日本の法制度整備支援の目指すところが，グッド・ガバナンスにあるところを示すものであり，グッド・ガバナンスを目指す一環として法制度整備支援を実施している他のドナーや国際機関の方針とも全般的に整合的であると言える。

また，援助に係る国際的な合意事項である MDGs では，「ゴール 8：開発のためのグローバルなパートナーシップの推進」という方針が掲げられており，具体的には，「ターゲット 8.A:さらに開放的で，ルールに基づく，予測可能でかつ差別的でない貿易及び金融システムを構築する（良い統治，開発及び貧困削減を国内的及び国際的に公約することを含む。）」という点が示されている。この点は，まさに同方針が示している，グッド・ガバナンスを通じて各国の持続的な成長を図るという方針とも合致するものと考えられる。

さらに，同方針においては，法制度整備支援の実施にあたっての留意事項として，「1）自由，民主主義，基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着」という点が述べられている。人権は国際的な優先課題の一つであり，国連憲章第 1 条で，人権及び基本的自由の尊重が国連自体の目的となっているほか，2005 年に国連のアナン事務総長（当時）が「人権の主流化」を提唱している。日本の法制度整備支援の方針と人権に係る国際的な潮流に鑑みると，人権を尊重した日本の法制度整備支援は人権に係る国際的な方針と整合的であると評価できる。

ここでは，2013 年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」を日本の法制度整備支援に係る政策文書として取り上げたが，同方針によるグッド・ガバナンスや人権等の法制度整備支援の理念は，改訂以前に実施されてきた法制度整備支援においても共有されているものである。以上に鑑みれば，日本の法制度整備支援が，他の主要ドナー国・国際機関における法整備制度支援の方針と整合的であると，高く評価できる。

5-1-2　日本の上位政策との整合性

2-1 を踏まえ，日本の ODA 政策の上位に位置づけられる ODA 大綱や ODA 中期政策と法制度整備支援の方針の整合性を確認する。

2003 年 8 月に閣議決定されている現行の ODA 大綱においては，基本方針の一つとして「良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するため，これらの国の発展の基礎となる人づくり，法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは，我が国 ODA の最も重要な考え方である。」と示されており，法制度整備支援の政策的な重要性がうかがえる。「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」の基本的考え方も，ODA 大綱の方針を強く意識して設定されている。

同様に，「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」の中では，2005 年 2 月に策定されている ODA 中期政策の方針との整合性も強く意識されている。特に，同方針の中では，ガバナンスの改善や基本的人権，経済協力の強化等が基本的考え方として示されている。このような考え方は ODA 中期政策が示す「人間の安全保障」の実現に向けたガバナンス改善」，「貧困削減に向けた法の下の平等に基づく貧困層の権利の保障」，「持続的成長に向けた政策立案・制度整備（特に市場経済化支援とガバナンス改善の観点に基づく）」とも整合的であると言える。さらに，同方針においては，東ティモール等の国々に対して平和の構築に向けた法制度整備支援を実施することとされており，ODA 中期政策において掲げられている「平和の構築に向けた紛争予防・再発防止や紛争後の復興のための法制度整備支援」という方向性とも合致している。

同方針の理念が，同方針の改定以前のこれまでの法制度整備支援の実施にあたっても共有されていることに鑑みれば，日本の法制度整備支援に係る方針が日本の ODA の上位政策である ODA 大綱や ODA 中期政策と整合的であるものと高く評価できる。

5-1-3　日本の外交政策上の位置づけ

本項では，日本の法制度整備支援に係る政策について，ODA 関連の国際的な合意事項（MDGs や G8 成果文書等）との整合性とその他，主要な外交方針（経済外交（日本企業支援）等）との一貫性について評価する。（関係外交方針については，2-1-2 等を参照。）

上述したとおり，法制度整備支援の実施は，国際公約である MDGs の達成に資するものであり，日本の外交政策の一端を担っている。また，国際公約という文脈においては，日本は 2009 年 11 月に日本・メコン地域諸国首脳会議においてメコン地域全体で今後 3 年間で合計 5,000 億円以上の ODA 支援を表明しているが，メコン地域のベトナム，カンボジア，ラオス等を重点国としている「法制度整備支援に関する基本方針」とも整合的であると言える。また，日本の法制度整備支援におけるグッド・ガバナンスや持続的成長，法の支配という方向性については，他ドナーや国際機関とも十分に共有されているものであり，国際的な援助政策の方向性とも整合的である。

さらに，日本の法制度整備支援は，1990 年代にはカンボジアや，現在は東ティモールなど紛争後の復興を図るため，現地の法制度整備を促進させるという目的を有してきた。また，中国やウズベキスタンに対する経済関連法案の起草・運用等の支援については，WTO 体制の維

持・強化という方針のもとに実施されてきた。その他，昨今は，法制度整備支援により，現地の司法機能が高まることにより，アジア諸国を中心として積極的に企業活動を実施している日本企業を含む各国企業の経済活動が促進されることも大いに期待されている。このように，法制度整備支援の目指すところは，「平和構築」，「安全保障」，「国際的ルール作りと政策協調の推進」，「経済上の国益の確保・増進」といった日本の外交政策に大きく貢献することが期待されてきている。

このような状況を踏まえると，日本の法制度整備支援に係る政策は，日本の外交政策と整合的であったと高く評価できる。

5-1-4 相手国ニーズとの整合性

日本の法制度整備支援に係る政策が，各援助受入国の開発政策等と整合的であるかを確認する。特に「法制度整備支援に関する方針」に記されている法制度整備支援の重点国を主たる対象として，相手国ニーズとの整合性を確認する。下表では，2000 年代に策定された各国向けの国別援助計画において記されている各国の法制度整備支援に係る開発課題を抜粋した。各国とも，グッド・ガバナンス，あるいは市場経済化や国際ルール（WTO 等）に適合した経済改革のために，法制度整備支援のニーズが十分にあったことがわかる。すなわち，十分な相手国からのニーズの下，日本の法制度整備支援に係る援助政策は立案されていたものと評価できる。

表 5-1 2000 年以降における各国の開発課題（法制度整備支援に関するもの）

国名／出所	2000 年以降における各国の開発課題 （法制度整備支援に関するもの）
インドネシア 「対インドネシア国別援助計画（2004 年 11 月）」，抜粋	インドネシア開発 5 カ年計画(2000～2004 年)における開発課題 （ロ）法の支配及びグッド・ガバナンスの確立 （ハ）経済再建・持続的かつ公正な開発基盤の強化（貧困削減，中小企業振興，経済・金融安定及び投資・輸出拡大，国際競争力強化，インフラ整備，環境保護・管理等）
ベトナム 外務省「対ベトナム国別援助計画（2004 年 4 月）」，抜粋	「社会経済開発五か年計画（2006-2010）」において，「経済」，「社会」に加えて「環境」が新たな柱に加えられたことも踏まえ，我が国の対越援助の柱を以下の四つとする総合的な支援を展開していく。 ・経済成長促進・国際競争力強化 ・社会・生活面の向上と格差是正 ・環境保全 ・（上記 3 分野の基盤となる）ガバナンスの強化
ミャンマー JICA「対ミャンマー連邦共和国法整備支援プロジェクト事前評価表」(2013 年)	ミャンマーでは，2011 年 3 月に新政府が発足して以来，「民主化」，「経済改革」，「少数民族との和平」を三つの柱とした改革が，精力的に進められている。法・司法セクター改革による法の支配の確立は，これら改革を進める上での不可欠な要素として認識されており，特に，2015 年の ASEAN 経済共同体の共同設立に向けた市場経済化促進・投資環境整備のための法・司法制度の整備が喫緊の課題とされている。
モンゴル	2001 年に，政府行動計画のうち社会経済開発分野の優先課題をまと

外務省 「対モンゴル国別援助計画」（2004 年 11 月），抜粋	めた「人間の安全保障のためのグッド・ガバナンス」という方針が示された。
カンボジア 外務省，「カンボジア国別援助計画」（2002 年 2 月），抜粋	カンボジアが直面する重要課題としては，99 年の支援国会合以降の議論を通じ，（i）財政改革，（ii）行政改革，（iii）兵員削減，（iv）自然資源管理，（v）社会セクターの 5 つの改革と，（vi）グッド・ガバナンス，（vii）土地管理の 7 点であることにつき援助国側と同国との間で合意しており，それぞれの課題毎にワーキング・グループを作り，一定期間毎にモニタリング会合を実施し，進捗状況についてチェックしている。
ラオス 外務省，「対ラオス国別援助計画」（2006 年 9 月），抜粋	g）法制度整備 1991 年の憲法制定の後，法治国家を目指して，法整備が順次進められているが，人材不足が大きな問題であり，現在わが国を含め複数の援助国・機関が支援を実施している。特に今後 ASEAN 地域経済統合，WTO 加盟を控え，関連法の整備が課題となっているが，市場経済化や投資促進，民間企業育成に不可欠な法的安定性や法制度に対する内外からの信頼は低く，法制度整備，司法機能の強化が急務である。
ウズベキスタン 外務省「対ウズベキスタン国別援助計画」（2006 年 9 月），抜粋	（イ）ガバナンスの改革・市場経済発展の促進とそのための基盤整備 ウズベキスタンのダイナミックな持続的経済発展のためには，競争原理に基づく市場経済の一層の発展が不可欠である。
バングラデシュ 外務省 「対バングラデシュ国別援助計画」（2006 年 5 月），抜粋	バングラデシュ政府は 2005 年 1 月に貧困削減戦略文書（PRSP） 案を公開し，関係者との協議を経て，2005 年 10 月に PRSP を策定した。この PRSP では，MDGs の達成を視野に入れつつ，①雇用の創出，②栄養の改善，③教育における質の改善，④地方ガバナンス，⑤母子保健，⑥衛生と安全な水，⑦刑事司法制度，⑧モニタリングを，貧困削減に向けての戦略的課題としてあげている。
中国 JICA，「中華人民共和国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト終了時評価報告書」（2010 年 6 月），抜粋	中国は，1999 年第 9 期全人代第2回会議にて改正した憲法に「依法治国」という 4 字を挿入し，「中華人民共和国は法による国家管理を実行し，社会主義法治国家を建設する」と明確に規定した。2010 年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を国家目標として掲げ，民法典，国有資産管理法などの起草制定及び民事訴訟法，仲裁法等の法律の改正作業が進められるようになった。また，2001 年 12 月の WTO 加盟議定書の約束に従って，2010 年までの段階的な市場開放スケジュールに即した WTO 各協定の国内法化と既存法の改正作業が継続して実施される必要性に迫られていた。

5-1-5 日本の比較優位性

ここでは，他ドナーや国際機関と比較した日本の法整備制度支援の援助の優位性について確認する。基本的には，以下の，「日本の法体系」，「実施スキーム」，「日本の援助に対するスタンス」という観点から，日本の法制度整備支援の優位性は極めて高いものと評価できる。これらの優位性については，特にケーススタディ国であるベトナムやカンボジアにおいて顕著であったが，全対象国においてもその優位性が確認されている[55]。

[55] 関係者・有識者へのヒアリング等による。

（1） 日本の法体系

日本の現代法は比較法学的に豊かな特徴を有している。具体的には，「まずはフランス法の導入に始まり，次いでドイツ法の圧倒的な影響を受けるようになり，最後に敗戦を契機としてアメリカ法の影響にさらされる，といった具合に，日本の法律制度が世界の三大法形を継時的に遍歴している。」という見解がある[56]。このことから，三ケ月東大名誉教授は日本の現代法がもつ比較優位性について，「フランス法及びドイツ法という大陸法のチャンピオンとも言える法制度の動向を正確に見通し得る立場にあると同時に，それとは異質的なコモン・ローの洞察をも敗戦を契機としてなし得るようになったという世界にも稀な特性を持つ法制度を作り上げたのであるが，そのことは現時点において，アジア諸国の法制度整備支援ということについて，世界の他の諸国には見られない利点を持っている。」と評している[57]。このため，法学教育においても通常比較法学が学習過程に含まれており，日本の法学者及び法曹は自国以外の法体系についても理解していることから，複数の法体系を参照した上で援助対象国に適した性格のものを提案することができる。例えば，カンボジア民法の起草過程において国内支援委員会は，フランス，ドイツ，オランダ，ベトナムの民法についてレクチャーを行っている[58]。他方，主要ドナーの専門家は，自国の法体系に対する理解を基本としているため，比較法学的検討の必要性に対する理解が日本ほど深くなく，自国の法制度をベースとした支援となりがちである。結果的に，法制度整備支援の柔軟性が低くなってしまっている。

加えて，英米法をベースとしている法曹が法制度整備支援を行う場合，支援の対象となった法令間に齟齬が生じても，最終的には裁判により解決すればよいという英米法的な考え方に基づいたスタンスとなりがちになる。一方，大陸法をベースとする国々（日本，ドイツ等）の法曹は起草時点で事前に十分に他の法制度との調整を行うことが必要と考えるスタンスで法制度整備支援を実施する。途上国のように裁判所が機能していない場合，英米法のような裁判に事後的に調整を委ねるというようなメカニズムはうまく機能しない可能性もあり，この点からも，大陸法

---

[56] 三ケ月章 『司法評論 II 法制度整備協力支援』 有斐閣（2005 年）

[57] 三ケ月章 『司法評論 II 法制度整備協力支援』 有斐閣（2005 年），42 ページ

[58] 新美育文「ODA=法整備支援の一斑⑦――ベトナムとカンボジアでの経験（7）」『時の法令』 第 1750 号（2005 年 11 月 30 日），55 ページ
「カンボジア側とまず協議したのは，民法典をどのような体系で編纂すべきかである。ドイツ民法のような，各法分野に共通する法準則を抽出し，それらをまとめて総論あるいは総則という抽象度の高い法準則を規定し，全体の体系化を図るパンデグテン方式を採用するのか，フランス民法典のような，法の機能面に着目して法の体系化を図り，総論とか総則といった抽象度の高い法規範を必要としないインスティトゥオネス方式を採用するのか，あるいは二〇世紀も終わりになって大改正され，ヨーロッパ司法の統一の議論の影響も受けるとともに，米英の法状況にも目を配った，当時においておそらく世界で最も新しいオランダ民法典のような方式を参考にするのか議論した。（中略）我々日本側メンバーには，フランス民法典に造詣の深い者もいたし，オランダ民法典についても十分な知識を有する者もいたので，それぞれの特徴についてカンボジア側起草メンバーに説明をした」（新美育文「ODA=法整備支援の一斑⑱――ベトナムとカンボジアでの経験（18）」『時の法令』 第 1782 号（2007 年 3 月 30 日），61 ページ）

をベースとする日本の法曹の支援の優位性があるものと考えられる[59]。

（2）実施スキーム

2-1-4 で示したとおり，日本の法制度整備支援の方法は技術協力によるものが非常に多くなっている。また，技術協力の中では，裁判官，検察官，弁護士，行政官等が長期間派遣されているケースが多く，被援助国の法制度整備を日常的にサポートすることができる体制を構築している。他方，他のドナーの法制度整備支援の実施スキームとして主流なものは，コンサルタント会社に対してプロジェクト型で業務を委託し，法制度整備を実施するというアプローチである。この場合，コンサルタント会社にリソース制約が課せられ，また，必ずしも法曹の専門家が派遣されるとは限らず，さらに，契約期間も比較的短くなり，長期間契約の場合であっても，被援助国に常駐するようなケースは極めて少ない。加えて，体制の中に検察官や裁判官といった公務員を組み入れることも難しくなる。

また，各国の法律の起草支援にあたっては，JICA により国内支援委員会等が設立され，現地で相手国と協議しつつ起草支援を行い，ないしはそれを担っている長期専門家を支援している。このようなドナー本国と現地が協力して法制度整備支援を実施するような体制を構築しているのは，日本の法制度整備支援の特徴であり，着実に法律の起草を支援するという観点から，日本の比較優位となっている。

例えば，以下の VCA 向けの支援の要請過程からも，日本の優位性がうかがえる。VCA による競争法の運用にあたっては，日本の他，EU からも支援の申し出があった。しかし，EU の提案していた支援方法は外部コンサルタントによるものであったため，他国の現場の専門家から直接アドバイスをしてほしいという VCA のニーズと合致しなかった。実際に VCA と同様の立場で実務に携わっていなければ，VCA の問題点や懸念点はわかりにくいのではないかと VCA は考えていた。一方，日本からは，公正取引委員会で実際に VCA と同様の実務に携わっている競争当局の専門家を派遣でき，こちらの方がベトナム側のニーズに合致していた。結果的に，VCA は日本に支援を要請することとなった。

このような日本の実施スキーム面の優位性は，上述した VCA のみならず，ベトナム・カンボジアを中心として多数の有識者等からも言及があった。

（3）日本の援助に対するスタンス

法制度整備に対する日本の支援は，被援助国の根幹である立法・行政・司法に係るものであり，ドナー側と被援助国の関係性によっては，相手国政府より内政干渉との批判を浴びかねない側面がある。しかし，現場レベルでは，日本の法制度整備支援の実施にあたって，日本の専門家らの献身的で公平無私な姿勢に対して被援助国側は非常に好感を持っており，日本の援助については，極めて中立的であるという意見も多数聞かれた。他方，他のドナーは，ドナー国の価値観に支援が偏在してしまうことも指摘され，日本と比較すると中立的ではないという見解もある。このような，日本の援助が中立的であるという比較優位性は，日本の法制度整備支援

[59] 有識者ヒアリングによる。

が継続的に実施されている背景の一つとなっている。

5-2 結果の有効性

結果の有効性の評価にあたっては，まず，日本の法制度整備支援のインプット（投入量）について把握した。具体的には，これまでの日本の法制度整備支援をリスト化し（第 7 章参照），可能な範囲でこれまでの投入予算を把握した。加えて，専門家の投入量，及び研修人数についても把握した（表 5-2 と表 5-3 参照）。次いで，各プロジェクトのアウトプットの状況を把握した。インプット，アウトプットの把握を経て，次項以降に示す各取組に対する結果の有効性をアウトカムとインパクトに峻別して評価した。この際，アウトカムとは援助のアウトプットによって達成が見込まれる，または達成された短期的及び中期的な効果であり，インパクトは開発援助によって直接的または間接的に，意図的にであるか否かを問わずに生じる，肯定的，否定的及び一次的，二次的な長期的効果を示す[60]。

表 5-2 に示す通り，長期専門家は援助対象国に 2 年程度継続的に派遣されるため，派遣人数としては短期専門家の方が多い。長期専門家の場合，ウズベキスタンの「企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト」に学識経験者が派遣されているなど，一部のプロジェクトを除けば派遣対象者の大半は，検事・裁判官・弁護士の法曹三者のいずれかである。一方，短期専門家の場合は，セミナーや短期講座等などの講師を務める場合が多いため，学識経験者の派遣が圧倒的に多い。

援助対象国別にみると，協力の歴史が古く，プロジェクトの規模や数も大きいベトナムやカンボジアが全体において占める割合が高い。長期，短期専門家共に全体の 3 割前後を占めている。

専門家と援助対象国の適性に関しては派遣元及び派遣形態によって，マッチングに対する取組は異なる。例えば，法務省から選出されている検事の場合は，実際に援助対象国に派遣される前に日本の法務総合研究所において，ある程度援助対象国についての理解を蓄積し，進行中の援助プロジェクトについても把握するための時間が存在する。このような期間を経て，法制度整備支援のために派遣される人材やその派遣対象国などが検討される。また，個別法の支援の場合や，特定のテーマについて実施されるセミナーなどのための短期専門家の場合は実施されるべき業務スコープが絞られているため，内容面においてこれに適った人材が派遣されることが一般的である。一方，弁護士や裁判官の長期専門家については派遣対象国とのマッチングを実施しているという事実は確認できていない。

[60] 外務省 「ODA 評価ガイドライン第 8 版」，（2013 年），

表 5-2 日本の法制度整備支援に対する専門家の投入量

国名	プロジェクト名	派遣者種別				長期専門家内訳							短期専門家内訳						
		長期専門家	短期専門家	調査団員	通訳	検事	裁判官	弁護士	学識経験者	法総研	法務省	その他	検事	裁判官	弁護士	学識経験者	法総研	法務省	その他
ベトナム	個別専門家派遣	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	1	2	0	1	0
	重要政策中枢支援　法整備支援 PJ（フェーズ 1）	1	29	39	4	0	0	1	0	0	0	0	8	1	4	11	0	0	5
	重要政策中枢支援　法整備支援 PJ（フェーズ 2）	7	71	35	19	2	2	2	0	0	0	1	6	11	9	36	0	2	7
	重要政策中枢支援　法整備支援 PJ（フェーズ 3）	8	48	10	12	2	3	1	0	0	0	2	1	5	12	27	0	0	3
	法・司法制度改革支援プロジェクト	7	6	18	3	2	2	2	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	4
	法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ 2）	8	16	9	1	2	2	3	0	0	0	1	3	0	3	6	0	1	3
	小計	31	170	111	39														
カンボジア	個別専門家派遣	0	2	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	重要政策中枢支援・法制度整備プロジェクト（フェーズ 1）	4	128	29	6	0	0	2	0	0	0	2	0	4	6	77	0	0	41
	重要政策中枢支援・法制度整備プロジェクト（フェーズ 2）	3	16	15	9	0	0	2	0	0	0	1	0	1	2	11	0	0	2
	法制度整備プロジェクト　フェーズ 3	8	18	9	7	0	0	5	0	0	0	3	1	1	3	11	0	0	2
	裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト　（フェーズ 1）	2	16	2	4	1	0	0	0	0	0	1	7	6	3	0	0	0	0
	裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト　（フェーズ 2）	4	17	4	6	2	1	0	0	0	0	1	8	7	2	0	0	0	0
	弁護士会司法支援プロジェクト	1	0	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	民法・民事訴訟法普及プロジェクト	10	14	6	7	3	2	3	0	0	0	2	1	1	0	8	0	1	2
	小計	32	211	81	42														
ラオス	個別専門家派遣	1	25	3	0	1	0	0	0	0	0	0	10	1	3	7	0	0	4
	法整備支援プロジェクト	4	18	7	5	1	0	1	0	0	0	2	3	1	1	12	0	0	1
	法律人材育成強化プロジェクト	5	16	28	3	3	0	1	0	0	0	1	2	2	2	10	0	0	0
	法律人材育成強化プロジェクトフェーズ 2	4	4	2	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0
	小計	14	63	40	8														
ウズベキスタン	民商法典起草支援プロジェクト（在外主管）	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	0	0	0
	倒産法注釈書プロジェクト	1	11	1	4	0	0	1	0	0	0	0	5	0	3	3	0	0	0
	企業活動の発展のための民事法令及び 行政法令の改善プロジェクト	2	27	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	22	0	0	5
	民間セクターアドバイザー　個別専門家	0	21	0	2	0	0	0	0	0	0	0	7	1	1	9	0	0	3
	民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	12	0	0	2
	小計	4	84	2	7														
中国	経済法・企業法整備プロジェクト	0	99	12	3	0	0	0	0	0	0	0	1	2	14	33	0	0	49
	民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト	1	17	8	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	2	13	0	0	0
	市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロ	1	0	8	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	（個別案件・専門家）民事訴訟法及び民事関連法	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	（国別研修）民事訴訟法及び民事関連法	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	（国別研修）行政訴訟法及び行政関連法	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	3	116	50	3														
モンゴル	個別専門家派遣	1	10	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	4	0	0	3
	弁護士会強化計画プロジェクト	1	15	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10	5	0	0	0
	調停制度強化プロジェクト	1	11	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5	3	0	0	3
	調停制度強化プロジェクトフェーズ 2	1	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3	3	0	0	2
	小計	4	45	1	1														
ミャンマー	法整備支援プロジェクト	3	0	20	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	小計	3	0	20	0														
インドネシア	司法改革支援　個別専門家	0	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	刑事司法制度　日・イ比較セミナー	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	2
	和解・調停制度強化支援プロジェクト	1	6	1	3	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	3	0	0	0
	（国別研修）法廷と連携した和解・調停実施	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	1	13	15	3														
ネパール	（国別研修）民法及び関連法セミナー	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	法整備支援アドバイザー	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	法整備アドバイザー	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
	小計	4	2	16	0														
コートジボワール	司法アドバイザー(個別専門家)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	1	0	0	0														
	合計	97	704	336	103														

出所:JICA 提供資料

表 5-3 日本の法制度整備支援における研修の受入人数実績（国別研修等）

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	全体の 受入人数
イラン					16	8	10	10	13	10	10		10	9	96
インドネシア		11	17	12	12	12	12	12	12						100
ウズベキスタン		6	10	12	6	3	2	4		6	6				55
カンボジア	8	8		8	6	16	16	7	8	7	6	20	20	16	179
ザンビア															1
ネパール									10	10	10		24	10	64
ベトナム	10	9	2	12	14	10	10	10	7	7	15	8	7	15	178
ミャンマー														12	12
モンゴル		2		3	2	12	8			12	14		18	21	92
ラオス	14	15	16	12	7	7				13	13	13	62	17	201
地域別	10		9	10	12	21	12								106
中央アジア								12	12	11	7				42
中国					5	9	8	9	11	12	8	10	42	10	124
東ティモール								2	2	2					6
南アフリカ															2
総計	**42**	**51**	**54**	**69**	**80**	**98**	**78**	**66**	**75**	**90**	**89**	**51**	**183**	**110**	**1258**

注：JICA が把握している実績のみ
出所：JICA 提供資料を基に評価チーム作成

5-2-1 ルールの整備支援による結果の有効性

ルールの整備支援は起草支援を中心としており，包括的な基本法が欠如していたり，一貫性のある法体系が確立されていない援助対象国において共通したルールの確立というアウトカムを達成している。一般的に，対象範囲が広く，他法令との調整が多い基本法の方が，特定テーマに的を絞った個別法よりもアウトカムの発現に時間がかかるが，その分社会的な影響力も大きい。援助対象国においては，制定されたルールの正しい運用が確立される途上段階にある。そのため，上記のインパクトの発現は後述の「法運用組織の機能強化」のアウトカムの達成を一つの条件としており，ルールの整備支援についてインパクトが独立して確立されることは困難である。一方，このまま支援を受けたルールの定着及び運用が進むとすれば，人間の安全保障や持続的発展への貢献が期待される。

（1） インプット・アウトプット

ルールの整備支援による取組は以下の五つに整理することができる。

①憲法草案の起草

援助対象国の憲法起草のための情報の整理や起草支援を指す。

主要な JICA プロジェクト実施例：

・アフガニスタン憲法制定作業支援
・ネパール民主化と平和構築セミナー
・ネパール制憲議会支援
・ベトナム国会能力向上研修

②個別法令の起草

民法・刑法などの基本法の起草支援や，経済法などの特定分野に関わる法の起草の支援を指す。

主要な JICA プロジェクト実施例：

・ネパール民法及び関連法セミナー
・ベトナム法整備支援（フェーズ 1～3）
・ベトナム法・司法制度改革支援（フェーズ 1～2）

・カンボジア法整備支援（フェーズ 1～3）
・ウズベキスタン倒産法注釈書作成プロジェクト
・ウズベキスタン企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト
・中国市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト
・中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト
・ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ 1～2）

③法制度に関する情報の整理
法令データベースや法令鳥瞰図の作成や，法令アセスメントを指す。
主要な JICA プロジェクト実施例：
・ラオス法制度支援
・ウズベキスタン倒産法注釈書作成プロジェクト
・ベトナム法整備支援（フェーズ 1）
・ベトナム法整備支援（フェーズ 2）

④法制度改革プランの策定
法制度改革の中の立法計画の策定支援を指す。
主要な JICA プロジェクト実施例：
・ベトナム法整備支援（フェーズ 2）

⑤起草・立法能力育成[61]
起草マニュアルの作成や起草トレーニングを通じた，援助対象国のカウンターパートの起草・立法能力の育成支援を指す。
主要な JICA プロジェクト実施例：
・東ティモール法案作成能力向上研修（フェーズ 1～2）
・モンゴルの法令立案基礎技能育成のための指導者育成プロジェクト
・ミャンマー法整備支援プロジェクト

（2） アウトカム

ルールの整備支援は法制度整備支援において最も基本となるステップであり，その他三つの柱全ての根底を成すものであると言える。ルールの整備支援と一言で言っても，それはカンボジアのように民法典を一から築くものから，ウズベキスタンのプロジェクトのように倒産法の注釈書の作成をするような個別法に対する支援もある。しかし，これらに共通して言えることは，法の支配の実現の前提である，国内の全ての法の主体にとっての共通したルールの確立に貢献しているという点である。法律という客観的なルールが成立し，これに対する共通理解が構

[61] 起草・立法能力の育成支援は直接ターゲットとされていない場合も，「②個別法令の起草」を通じて取り組まれている場合が多い。

築されることで，「人の支配」による恣意的なガバナンスからの脱却が大きく前進する。

（ア）基本法と個別法におけるアウトカムの違い

個別法に対する支援の場合と基本法に対する支援の場合ではアウトカムが発現するまでの時間とその重大性が異なる。個別法については，起草内容のスコープが比較的狭く，達成しようとする目的も具体的であることが多い。関係省庁も数が少なく，法案内容についての調整も基本法に比べると多くはない。そのため，ルール整備のアウトカムも可視化されやすいと言えよう。しかし，整備されるルールの範囲自体が限定的であるため，アウトカムの発現までが早いものの，それが効果を及ぼす範囲も大きくはない。これに対して，基本法整備は国家の法の支配の土台を築くものである。そのアウトカムは非常に影響力の大きいものである。翻すと，基本法はスコープが大変広く，法の公布に至るまではもちろん，これが正しく運用され，想定されるアウトカムを達成するまでには非常に大きな労力と長い時間を要する。ルールの整備支援では，このようにアウトカムが重大であるほど，それが発現するための条件も多いことが各国のプロジェクトの実績からうかがうことができる。

（イ）カウンターパートとのプロジェクト開始前の合意形成及び開始後の柔軟な対応の必要性

また，アウトカムについては援助対象国において実現可能な制度整備を実施する必要がある。このために最も理想的であるのは，プロジェクト実施前にあらかじめアウトプットやそれを通して期待するアウトカムについて，対象国と明確な合意を図ることである。つまり，起草支援を実施したところで，この法案が立法府である議会によって受け入れられない内容であり，棄却されてしまっては，起草のために注がれた労力やコストに見合ったアウトカムを得ることができない。これは，第 3 章で既述したベトナムの例が示す通りであり，ベトナムにおいてはカウンターパートである司法省の想定するアウトカムを必ずしも議会が求めていないために当初提出された法案から内容が削られるということが散見された。

上記はベトナムのみの事情ではなく，その他，「ウズベキスタン共和国倒産法注釈法プロジェクト」においても似たような状況が発生している[62]。同プロジェクトにおいて，JICA のプロジェクトメンバーや日本側の国内支援委員会のメンバーは注釈書のレベルについて，日本の場合を想定し，「単なる条文の文言の引き写しにすぎないような解説にとどまらずに，各条文の立法趣旨，各条文から派生する条文の解釈や条文に関連する実務の取り扱い等が記載されていること，各条文の文言からは読み取れないような解釈が記されていないこと，注釈書に記載された解説同士が矛盾していないこと等」を注釈書の最低限の要件としていた。また，ウズベキスタン国内における倒産法の適用の標準化をアウトカム目標として置いたため，経済裁判所の裁判官のみでなく，幅広い読み手を想定しており，債権者・債務者，管財人，実際に倒産制度を利用する

[62] プロジェクトの概要は，「伊藤隆 「特集ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト――Ⅰウズベキスタン倒産法注釈書作成プロジェクトの紹介」 法務省法務総合研究所『ICD NEWS』第 24 号（2005 年 11 月），1-9 ページ」を参照

企業や金融機関，弁護士，学者，あるいは将来倒産制度の担い手となる存在である学生等をターゲットグループとして内容を検討していた。しかし，実際にプロジェクトが開始すると，ウズベキスタン側は経済裁判所のみをターゲットとして捉えており，その他の機関は倒産法に対する当事者意識もなく，そのため注釈書の内容も非常に簡易なものを想定していた。結果的に，日本の国内支援委員会からの助言もなかなか注釈書に反映されず，作業は遅延し，普及活動も進まなかった[63]。そのため，プロジェクトの評価としては倒産法の適用の標準化とその普及というアウトカム目標は十分に実現できていなかったということになる。

しかし，これはそもそもウズベキスタン側が想定していたアウトカムとは大きな齟齬がないように思われる。ウズベキスタン側としては，簡易なマニュアルを作成し，経済裁判所の実務改善という限られたアウトカムを達成することを目的としており，これに対してプロジェクトは十分に応えているように思われる。そもそも，70 年以上の社会主義経済システムに基づく経済運営を行ってきたウズベキスタンにおいては，経済法に対する理解も異なる。プロジェクトを通してインタビューを受けた管財人の一人は「倒産法の条文が，現在の実務の運用に合致していないこと」を問題点として挙げられており，そもそも実務が法文と乖離した場合に実務が優先され，法令は軽視されている現状がうかがえる。この時，日本側が想定するアウトカムであった「ウズベキスタン全土で倒産法の適用の標準化」を達成するためには，より適切なカウンターパートや協議先があり，このアウトカムがあらかじめ合意される必要があったと言える。同時に，このようなアウトカム設定に関する調整はプロジェクトが開始して初めて問題がカウンターパートに認識されるということも多い。こうした場合は事前の合意形成は困難であろうことから，プロジェクト開始後に場合によってはアウトカムを状況に鑑みて微修正しながら，柔軟に対応されることが望ましい。

このように，ルールの整備支援においては，カウンターパートの実務に資する法制度の整備はほとんどの場合達成できている。一方，それ以上のアウトカムは，それはカウンターパートとの綿密な協議の末の合意があって初めて実現可能であると言えよう。

（3）インパクト

援助対象国においては，いずれも共通のルールが確立されたばかりであり，これらのルールの正しい運用が確立される途上段階にある。そのため，上記のインパクトの発現は後述の「法運用組織の機能強化」のアウトカムの達成を一つの条件としており，ルールの整備支援についてインパクトが独立して確立されることは困難である。一方，このまま支援を受けたルールの定着及び運用が進むとすれば，下記のようなインパクトが得られるであろう。

（ア）人間の安全保障の確立への貢献

まず，第一にルールの整備は，グッド・ガバナンス，及び法の支配の確立の基礎を築くものである。ルールの整備がなされ，また，これがその他の支援の柱と相乗効果を生み出すことで，援助対象国においては，市民の権利の保護や，公正な経済活動が一層確立されると言えよう。

---

[63] 岡林直子「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトに参加して」法務省法務総合研究所『ICD NEWS』第 32 号（2007 年 6 月），171-176 ページ

法・司法制度が整っていない社会においては，権利関係の調整や紛争解決において「自力救済」が前提とされている。つまり，社会の中で元々有している権力を根拠に強い者に対して有利な権利調整が行われ，共通したルールに基づく公正な判断が下される仕組みは整っていない。ルールの整備支援を実施することは，広義には人間の安全保障に貢献するものであり，常に強者が利益を勝ち得る弱肉強食の社会からの脱却を支援する役割を担っている。

（イ）持続的成長の支援

また，ルールの整備は援助対象国内の法の支配を確立することで，我が国や諸外国が援助対象国において経済活動をする上での基盤整備にも貢献している。WTO の加入条件等，多数の国と共有されるルールの基盤の導入は，援助対象国の国際市場への統合及び国際的な経済連携の強化を後押しするものであり，同国の経済活動の活性化と持続的成長を支援している。援助対象国の一部では日系企業を含む各国の企業からの投資が増加しており，ルールの整備支援との直接的な因果関係は結べないものの，ルール整備が進展していることは，各国企業に対して経済活動を実施する上で一定程度の安心感を与えているということはできるであろう。

5-2-2　法運用組織の機能強化支援による結果の有効性

法運用組織の機能強化支援は法務行政担当省庁，各種法令の所轄省庁，司法機関の機能向上のための支援を中心としている。法務行政組織，及び司法機関においては担当者の能力開発を通じて一定の機能強化がアウトカムとして達成されている。一方，省庁自体のパワーバランスや調整機能の問題により，法令の運用に関係する各種省庁において関係法令の知見が蓄積されているとは言い難く，この点において法運用機能は今後更なる向上が必要である。また，司法の汚職の問題がボトルネックとなり，インパクトが発現するに至っていない。

（1）インプット・アウトプット

法運用組織の機能強化支援による取組は以下の三つに整理することができる。

①司法省及び関連機関の機能強化

法令の運用に関する資料の整備や地方・中央の組織の実務能力の向上支援を指す。

主要な JICA プロジェクト実施例：

・ラオス法整備支援
・ウズベキスタン倒産法注釈書作成プロジェクト
・ベトナム法整備支援（フェーズ 2）
・ベトナム法・司法制度改革（フェーズ 1～2）
・カンボジア法整備支援（フェーズ 3）
・カンボジア民法・民事訴訟法普及プロジェクト
・ミャンマー法整備支援プロジェクト

②経済法分野の法令の運用を担う組織の機能強化

競争法や知的財産法などの法律の運用を担当する機関の機能の向上支援を指す。

主要な JICA プロジェクト実施例：
・中国経済法・企業法整備プロジェクト
・ベトナム競争法改正・施行能力強化支援プロジェクト

③民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化
裁判所，検察，弁護士の法曹三者の能力向上支援等を指す。
主要な JICA プロジェクト実施例：
・ベトナム法整備支援（フェーズ 2～3）
・ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ 1～2）
・カンボジア弁護士会司法支援プロジェクト
・ラオス法整備支援
・ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ 1～2）
・モンゴル弁護士会強化計画
・インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト
・ネパールの迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト

（2） アウトカム

法運用組織の機能強化支援はアウトカムを三つに分類することができる。一つ目は法務行政機能の改善，二つ目は個別法令を所管する各種所轄官庁の理解促進の能力強化，三つ目は裁判所や ADR などの紛争解決機能の強化である。これらは基本的に，先述のルール整備を前提とし，さらに後述する人材育成の成果により効果が左右されるものである。法が効果的に運用されるためには，まず道具としての法自体が整備されている必要があり，また組織を担う能力を持った人材の厚みが求められる。このため，この分野におけるアウトカムの達成はその他の支援分野よりも困難であり，時間を要するということを理解する必要がある。上記のそれぞれの支援目的に従うとアウトカムは以下のように要約することができる。

（ア） 法務行政の改善

法務行政の改善は，援助対象国において支援を受けて制定された法令の理解が深まり，自らなすべき法案起草の能力が高まること，及び法制度に関わる関係各機関の調整が実施されること，また援助の手が離れた後，自立して法制度の整合性を担保することができることを意味する。日本の法制度整備支援においては，多くの場合，司法省が支援のカウンターパートとなっている。そのため，司法省の担当職員は多くの場合，日本の専門家からのインプットを直接受けており，能力向上が大いに認められる。例えば，「ラオス法整備プロジェクト（2003－2007 年）」[64]では，最終的にはワーキング・グループのメンバー各自がマニュアル作成で担当した箇

[64] プロジェクトの概要は，「独立行政法人国際協力機構　社会開発部 『ラオス法整備支援終了時報告書』（2007 年）」を参照のこと。

所について，研修の講師が務まるレベルに達している[65]。研修の講師が務まるレベルというのは，非常に重要なベンチマークである。なぜならこれは，プロジェクトで得た知見を支援終了後も他の職員に伝達できるということを意味し，組織の自立性と運営の持続可能性向上を示す一つの指標だからである。一方，法務行政組織は個人の能力の集積のみでは測りきれない部分がある。法務を所轄する省庁の調整能力が確立されるためには，この省庁が対象国政府において，一定の地位を得ていることが必要である。どの国においても，一国内に省庁間のパワーバランスが存在するが，特段強い権益や他の省庁に対する承認機能などを有しているわけではない法務所轄省庁は，立場が比較的弱いことが多い。また，援助対象国においては，行政組織が縦割りであることも多く，運用レベルにおける省庁間の連携には課題が残る[66]。そのため，法務行政の機能強化の効果は必ずしも明確には可視化されない。

（イ）個別法令の所轄省庁の理解促進

次に個別法令の所轄省庁の理解促進及び能力強化だが，これは援助プロジェクトがこれらの省庁を直接のカウンターパートとしている場合には司法行政の場合と同様のプロセスを経て能力向上が認められる。この場合は，司法省よりも所轄している対象法令のスコープが狭いことから，より顕著な能力向上が達成されることも多い。中国経済法・企業法整備プロジェクト[67]では，カウンターパートである商務部の実務能力が大いに向上した結果，他省庁に対する影響力を高め，省庁横断的な調整能力も確立された。一方，カウンターパート外の個別法監督省庁の運用能力の向上を望むことは非常に難しい。特に，民法などは基本法であるため，その波及効果は大きいが，起草支援を受けていない省庁が自らの権利に関係する箇所について全て把握し，内容を十分に理解していることはほとんどない。特に，多くの対象国では十分な法学教育を受けた人材が限られているため，日本でいうところの法律職の行政官も司法省内においてすら実際に必要とされている数は配備されていないことが多く，法による行政という法治主義思想も未だに定着していない。今後は，基本法の重要な要項についてはより一層の周知と理解促進が図られる必要があるだろう。

（ウ）紛争解決機能の強化

援助対象国においてはまず司法機関及び，法曹三者のそれぞれの能力向上による紛争解決機能の強化が認められる。特に，3-3-1 で示したベトナムの裁判所の例に見られるように，マニュアルや解説書の作成や職員のトレーニングが行われたことで，事件の処理能力が向上しているなどの成果が達成されている。また，インドネシア和解・調停制度強化支援の例のよう

---

[65] 前掲報告書，10 ページ。

[66] 新美育文「ODA=法整備支援の一斑②――ベトナムとカンボジアでの経験（2）」『時の法令』 第 1731 号（2005 年 2 月 15 日）47 ページ，新美育文「ODA=法整備支援の一斑⑩――ベトナムとカンボジアでの経験（10）」『時の法令』 第 1762 号（2006 年 5 月 30 日）57 ページ

[67] プロジェクトの概要は，「独立行政法人国際協力機構　中華人民共和国事務所 『中国経済法・企業法整備プロジェクト 終了時報告書』（2007 年）」を参照のこと

な ADR の機能強化は，裁判所以外にも紛争解決の場が設けられることで，援助対象国全体としての紛争解決機能の強化に貢献している。ただ，ベトナム，カンボジアでは，日本の現地法律事務所からも，現地の裁判所をまだ信頼できる現状ではないため，クライアントには現地での裁判所を利用することは勧められないとの証言もあり，両国での民法，民事訴訟法が，実務的にはその最終ユーザーである社会の人々にはとっては，民事紛争の解決に十分貢献できていない実態もある。法制度や司法が機能するにはその条件整備や時間もかかることからすればこれはむしろ現時点では当然の結果であって，これからの課題であると指摘しておきたい。

（3）インパクト

対象国のいずれにおいても，法運用機能の強化のインパクトは発現するに至っていない。法運用組織の機能強化は，ルール整備が行われた後，これらの規範を実効化していくために必要不可欠なステップである。対象国の多くでは，ルール整備が法運用組織の機能強化と並行して実施されており，実際に日本の長期専門家と直接議論を重ねながら法案やマニュアルを作成していた行政官や法曹には大幅な能力向上が認められた。特に，司法機関については，上記のベトナムの例によって示されるように，継続的な支援が直接裁判実務に生かされることが多いため，効果が発現しやすい。一方，一国の法の運用が仕組みとして機能するためには，関係する国家機関それぞれにおいて法律の内容理解及び実務改善が行われる必要がある。しかし，現状の日本の支援の多くは法務行政を行う機関や司法機関をカウンターパートとしていることが多い。そのため，運用段階においてそれぞれの分野を司る省庁の間では未だに新法に対する理解が進んでいないことも少なくない。しかし，これまでの支援実績から直接支援が実施されている機関については成果が認められているため，今後カウンターパートである機関以外に対しても十分に普及活動や運用に関わる理解促進を強化することで対象国の法の支配をより一層強化することができるだろう。

また，法運用組織の機能強化の効果が発現するためのボトルネックの一つとなっているのが汚職問題である。対象国の一部では深刻な汚職問題のために，法曹の能力以外のことを理由に裁判実務が遅延，または機能不全に至っていることが少なくない。裁判官等に対する贈賄が裁判促進のための手数料として暗黙の了解とされている向きもないわけではなく，この場合，原告がかような不透明な手数料等を支払うまでは裁判手続きが進まないことさえあるとの証言もある。このような時，円滑な裁判業務は未だに法曹三者の能力とは無関係な金銭のやりとり，及び政治的な関係や駆け引きで左右されている実態が否めない。そのため，汚職対策は法制度整備支援が目指す「法の支配」の確立と表裏一体であり，この課題の解決なくして，本来の意味でインパクトの発現は望めないと言えるだろう。つまり，汚職の撲滅は，法制度整備支援の目的であると同時に，法制度整備支援の有効性を高めるための必要不可欠な条件整備である。法制度整備支援は今後一層汚職問題を意識して取り組まれる必要があるだろう。

5-2-3　リーガルエンパワメントの支援による結果の有効性

リーガルエンパワメントとは当事者が自らの意思に基づいて決定し行動できるよう法律や司

法制度に対する知識を得られるようにし，自らの利益が侵害された場合に司法制度による救済を自らが求められる能力を得られるようにすることである。リーガルエンパワメントの支援は法知識の普及や司法制度へのアクセス向上を主たる目的としている。対象国においては支援の結果，一般市民の司法制度・法的ツールによる地位向上という潜在的なアウトカムへの貢献が認められるものの，上述のとおり，司法機関に対する信頼が得られなければ，国民全体に対してアウトカムが発現するには至らない。同様に，インパクトも発現するまでに時間を要するが，司法汚職を撲滅する努力との表裏でもあるリーガルエンパワメントを進展させる努力により，将来的には対象国における構造的な貧困削減や少数民族の権利保護等に資することも期待できるだろう。

（1） インプット・アウトプット

①市民社会に対する法知識の公知

キャンペーンなどを通した法令に関する知識の公知支援を指す。

主要な JICA プロジェクト実施例：

・モンゴル弁護士会強化支援

・インドネシア和解・調停制度強化支援

・ウズベキスタン企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト

・ネパール民法解説書準備プロジェクト

②アクセスしやすい紛争解決枠組みの構築

簡易裁判手続や ADR 機関の構築支援を指す。

・中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト

・モンゴル弁護士会強化支援

・モンゴル調停制度強化プロジェクト（フェーズ 1～2）

・インドネシア和解・調停制度強化支援

・ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト

③法律・司法制度へのアクセスをサポートする制度の準備

リーガル・クリニックの運営や弁護士会のプロボノ活動の支援等を指す。

・ベトナム法・司法制度改革支援に（フェーズ 1～2）

・カンボジア弁護士司法支援

・モンゴル弁護士会強化支援

（2） アウトカム

リーガルエンパワメントにおけるアウトカムとは一般市民，特に社会的弱者が司法制度や法的ツールを用いることで自らの地位向上や権利保護を獲得できる状態を達成することである。援助対象国いずれにおいても，このアウトカムは完全には達成されておらず，途上段階にある

と言えるだろう。リーガルエンパワメントの達成のために必要な要素は主に三点に分けることができる。一点目は市民が法律に関する知識を一定程度身につけていること，二点目は市民がアクセス可能な司法の仕組みがあること，また三点目は，紛争解決手段として裁判や ADR に対する信頼があることである。これら三点にそれぞれについて達成状況を記述することでアウトカムの発現状況を示す。

（ア）市民による法知識の向上

日本のリーガルエンパワメントに対する支援は市民の法知識の向上に対して一定の成果を上げていると言える。代表的なのは，モンゴルなどで行われた弁護士会を通じた調停に対する支援とインドネシアで実施された ADR の仕組みづくり支援を通じた取組である。例えば，インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトやモンゴル弁護士会強化のプロジェクトではパンフレットの配布，セミナーの開催，テレビコマーシャルの放映が新設された ADR の周知に一定の貢献をしている。

（イ）市民にアクセス可能な司法の仕組みづくり

市民にアクセス可能な司法の仕組みづくりは法律扶助制度の確立の他 ADR の設立支援を通して一定の成果を得ている。具体的には，既述のインドネシアとモンゴルのプロジェクトの例の他にも，中国における公益訴訟・民衆訴訟，簡易裁判手続きの導入の検討を支援し，ネパールではコミュニティー調停制度の構築を支援している。ADR は，（1）手続きが簡便である，（2）解決までの時間が短い，（3）話し合いを軸とした当事者間の自律的解決を可能とする，（4）比較的低コストである，ということが特徴として一般的に認識されており，市民や企業にとって利用しやすく，より身近な紛争解決機関になりうると言える[68]。既存の裁判所以外にこのような機能を設立することで，これらのプロジェクトは市民にとっての紛争解決や権利保護の場を提供している[69]。

（ウ）司法制度及び紛争解決機能に対する信頼

司法制度及び紛争解決機能に対する信頼は援助対象国の大半で未だ確立されるに至っていない。援助対象国の多くでは，司法汚職やその独立性の問題で人々の司法に対する信用性が低く，これが原因で実際の一般市民の司法制度の活用は非常に限定的である。ここで，司法に対する信用性とは紛争解決機関において，法律に基づく公正な判断が実施されるという市民による認識を意味する。市民，中でも社会的弱者は紛争によって，生活そのものが脅かされていることが多い。彼らは危機に対する脆弱性が高く，腐敗のために金銭や縁故によって判断さ

[68] 公益社団法人　総合紛争解決センターウェブサイト（http://www.soufun.or.jp/index.html）

[69] 一方，一部には，かえって正規の裁判制度の発展を損なったり，権利や正義の実現を阻んだりするといういわば二流の正義をもたらすにすぎず，他方，特に個人主義で権利義務を明確にすることが裁判所の存在意義である，という欧米の研究者などからの批判もある。

れうる裁判のリスクを負うことできない。裁判に一定程度の信頼が確立されるためには，判決が縁故や金銭ではなく，独立した中立的な裁判所及び裁判官によって，法律の公平かつ公正な適用を通じて下されること，法律に対する解釈が一貫しており，恣意的運用が行われないことが重要である。これは，法制度整備支援のその他の三つの柱が一定程度成熟している必要があり，段階的にはより高度な法制度の確立が求められる。そのため，このテーマにおいて可視的な結果が発現されるためには時間を要する。

以上の通り，リーガルエンパワメントについては，市民の法知識の向上及びアクセス可能な司法の仕組みについては一定程度の成果が得られているものの，司法制度及び紛争解決機能に対する信頼が確立していないため，アウトカムが可視的に発現するには至っていない。

また，日本の支援は主に公的制度やエリートを通じたものであるため，どうしても当該国の市民にこの効果が行き渡るまでに数段階のプロセスが介在し，一般の人々や市民社会，さらに日本企業を含む民間セクターへの直接的な裨益は現時点では限定されてしまう傾向にある。全体的にリーガルエンパワメント分野において日本の貢献は主に組織の機能強化と併せて行っており，これは重要な一要素であるものの，最終裨益者であるはずのこれらの潜在的ユーザーがアクセスできないようなままでの法制度整備支援では，日本国民の理解を得ることも到底できないばかりか，現地からの権力者支援や既得権益者のための利権構造を増殖させるに過ぎないという批判にも耐えられない。今後は NGO との積極的な連携や草の根・人間の安全保障無償資金協力の活用等を通じた草の根活動の活性化により，いわゆるボトムアップの法律扶助等と連携することなどを通じて，裁判所における法による裁判を通じて個別の紛争が非暴力的に解決される事例を積み上げ，直接裨益を高め，人々の信頼醸成を図ることが一層期待される。

（3）インパクト

グッド・ガバナンス，及び法の支配が確立する上で，一般市民が司法を活用できる状態は不可欠な条件である。司法が制度的に成立していようとも，それが企業など体力のある組織のみでなく，国民の誰もが享受できなければ真の意味でガバナンスが行き届いているとはいえない。一方，リーガルエンパワメントの確立は法制度整備の他の要素の確立を条件とし，司法の高度な発展を必要としていることから，法制度整備支援に係る他の支援の柱よりも到達難易度は高いと言える。一般市民が司法を権利保護のツールとして用いることができるようになれば，社会的弱者の地位向上に対する貢献が認められるようになるだろう。

国民人口の半分である女性は，開発途上国において，開発の担い手であるだけでなく，同時に社会的に脆弱な立場に置かれている割合が高い。ルールの整備が結果的に男女共に公平な影響を及ぼし，リーガルエンパワメントを達成するためには，ルールの運用にあたる組織がジェンダーの視点から脆弱性に配慮した上で対応していく必要がある。ジェンダーの視点を始めとし，今後，更にリーガルエンパワメントを進展させる努力をすることで，将来的には対象国における構造的な貧困削減や少数民族の権利保護等の効果も期待できるだろう。

5-2-4　人材育成支援による結果の有効性

人材育成支援は主に，法曹教育と大学における法学教育として実施されている。これらの活動のアウトカムは，法曹人材不足の緩和，及び市場経済化を担う人材の育成である。一方，どちらの人材も状況は改善されているものの，未だ絶対数が足りていないため，インパクトの発現にはまだ時間を要する。今後継続的に法曹の数が増加し，その質が向上していけば，裁判実務の改善により，司法制度の権威，及び制度的紛争解決に対する国民の信頼が望めるだろう。

（1）インプット・アウトプット

（ア）法曹などの養成

大学を卒業後の専門的な法曹養成機関における支援を指す。支援内容は主に，マネジメント改善支援，教官の能力強化支援，カリキュラムの作成・改訂支援，教材の作成支援，教授法マニュアルの作成支援などを中心である。

主要な JICA プロジェクト実施例：

・ベトナム法・司法制度改革支援（フェーズ 1～2）

・ベトナム法整備支援（フェーズ 2～3）

・カンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善（フェーズ 1～2）

・カンボジア弁護士会司法支援プロジェクト

・ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ 1～2）

（イ）大学／大学院の法学教育の実施・改善

大学における法学教育部門（法学部など）に対する支援を指す。支援内容は教官の能力強化，教材の作成支援などを中心である。

主要な JICA プロジェクト実施例：

・ベトナム法整備支援（フェーズ 3）

・ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ 1～2）

その他，上述のルールの整備支援や法運用組織の機能強化の中でも，プロジェクトを通したカウンターパートの能力強化は期待されているが，本項目では特に法学教育に特化した支援を対象として評価を行う。

（2）アウトカム

（ア）法曹人材不足の改善

これまで人材育成支援が実施されてきた国は主に，カンボジア，ベトナム，ラオスの 3 カ国である。いずれの国においても，法曹の人材不足は法の支配の確立における大きな課題となっており，このような人材不足の改善がこの支援の主要なアウトカムである。主要な援助対象国はカンボジアとベトナムであることから，これら二か国におけるアウトカムは 3-3-1（ベトナム）

と 4-3-1（カンボジア）に記している。

特に，支援対象国においては，法曹の質もさることながら絶対数も不足していることから，経験が豊富な人材は司法の実務，法務行政，研究機関のどこにおいても必要とされており，法曹養成機関での教官を務められる者の確保は難航していた。そのため，日本の専門家により，学生に対する直接指導，また教官の育成が行われたことは，法曹人材育成体制の底上げ，及び法学教育の質の向上につながったと言える。

（イ）市場経済化を担う人材の育成

ベトナムやラオスなどの社会主義体制の国においては，同時にルール整備による市場経済化が実施されており，これまで共産主義・社会主義的な法教育を受けてきた法曹人材に対して，概念の転換を図る上でも人材教育は重要であった。特にこれら二か国においてはほとんどの法曹が計画経済の下でしか法教育を受けた経験がなかったため，市場経済のための法体系の導入にあたって，市場経済国からの知識の移転が強く求められていた。さらに，法制度自体が崩壊され，法曹のほとんどが虐殺されるなどしたカンボジアにおいては，とりわけ，法に係る教材や文献がほとんど存在していなかった上，ポル・ポト政権崩壊後は，ベトナムやラオスと同様に社会主義的体制をとっており，上記と同様な問題点をはらんでいたので，支援の内容をまとめたマニュアルや教材を提供することは，法学教材の整備にも貢献している。

一方，人材育成の課題はその広がりと持続可能性にある。日本の専門家による指導を受けた人材については，能力の向上が認められるものの，直接インプットが行える数には限りがあるため，援助対象国の法曹人材全体ではまだ大きな能力差が存在する。また，現時点では日本を始めとするドナーの援助を前提とした体制が多く，同じ水準の法律教育を自立して持続していくことは困難であるように思われる。カンボジアの裁判官・検察官養成校では教官候補生の育成を実施し，教育能力の向上を図っており，人材育成に対して一定のアプローチはなされている。しかし，ワーキンググループに参加していた教官も業務で多忙を極め，教育課程への反映には時間がかかるという意見もある。さらに，現在の人材育成に対するアプローチはほとんどが将来の法曹をターゲットとしたものであるが，ベテラン世代の法曹においても能力強化の必要性があり，上記の能力差は世代間でも顕在化しているという指摘もある[70]。

また，これまでの人材育成に関するプロジェクト評価は正確な効果を測るには内容が不十分であるものが多い。評価の内容は大抵の場合，受講人数や卒業人数などの定量データを基礎に，専門家などのプロジェクト関係者の定性的な所感によってこれを補足している。しかし，人材育成を目的とした支援の場合，課題の本質は人材の能力強化であり，これを正確に把握するためには，能力測定の仕組みを支援前からプロジェクトに組み込む必要がある。今後，対象国各国に対して，適切な支援内容を策定していくためにも，また実施された支援の結果の有効性を正確に測るためにも，上記は改善が求められる要素である。

[70] カンボジア司法省インタビューより

（3）インパクト

人材育成支援は最終的に対象国における自立した法学教育の実施及び法曹人材の完全な充足を目的としている。現段階ではこの目標に対して一定の成果は認められるものの，未だ発展途上過程にある支援対象国がほとんどである。そのため，この支援から得られるインパクトの発現のためには更なる時間を要する。人材育成支援の場合，活動の拠点はあくまで特定の数校に絞られるため，その援助を直接享受できる人数は限られている。そのため，拠点校における一定のアウトカムは発現している一方，対象国が全体で必要としている法曹人材の人数及び能力水準を達成するのには更なる時間を必要としている。しかし，対象国において今後継続的に法曹の数が増加し，その質が向上していけば，裁判実務の改善により，司法制度の権威及び，制度的紛争解決に対する国民の信頼が望まれるだろう。これは長期的には法の支配の確立において不可欠な要素である。

5-3　プロセスの適切性

5-3-1　特定課題への取組やアプローチ

本項では，法制度整備支援の実施にあたり，ODA 大綱や ODA 中期政策で掲げられている法制度整備支援に係る方針について，法制度整備支援を実施する上で適切なアプローチが取られていたかを評価する。具体的には，以下の観点から評価する。

①「開発途上国の自助努力」や重点課題の「貧困削減」を考慮した案件形成と援助の実施は図られていたか。
②「人間の安全保障」の実現に向けたガバナンス改善は図られていたか。
③貧困削減に向けた法の下の平等に基づく貧困層の権利の保障は図られていたか。
④持続的成長に向けた政策立案・制度整備（特に市場経済化支援とガバナンス改善の観点に基づく）は図られていたか。
⑤平和の構築に向けた紛争予防・再発防止や紛争後の復興のための法制度整備支援が図られていたか。

2-1-1 に示したとおり，日本が法制度整備支援に取り組み始めたのは 1990 年代半ば以降のことである。取組が始まって以来，日本の法制度整備支援では，民法・民事訴訟法の起草支援や法曹育成・人材育成，司法関係機関の能力開発等の取組が多く含まれていた。実際に結果の有効性の中でも記した通り，日本の法制度整備支援を受けて，ベトナムやカンボジアでは民法・民事訴訟法が制定，または改正され，両国を含めた被援助国では，政府機関の法律の起草能力向上といったアウトプット・アウトカムが現れてきている。総じて，これまでの日本の法制度整備支援が積極的に達成を図っていたのは，法制度整備と整備した法制度が機能するということ，法制度整備・機能に係る人材育成であったと考えられる。したがって，上記のうち，「④持続的成長に向けた政策立案・制度整備（特に市場経済化支援とガバナンス改善の観点に基づく）」や「⑤平和の構築に向けた紛争予防・再発防止や紛争後の復興のための法制度整備支援」という観点へのアプローチは積極的に図られていたものと考えられる。

他方，法制度整備支援を経て，当該国で法制度や法曹等の人材育成が育成されてから，実際に法制度が機能し，さらに，具体的に国民に利用されて，権利保護がされることで裨益をするというアプローチに対して積極的であったかという点については，今後これまでの成果を踏まえた上で新たな支援の中で盛り込むなどの改善の余地があるものと考えられる。具体的に，JICA が法制度整備支援の範疇において実施した技術協力プロジェクトの上位目標をいくつか確認すると，全般的には立法と法整備の機能，法制度整備関係者の能力開発に対するアプローチに留まっている。

表 5-4 主な法制度整備支援プロジェクトにおける上位目標の設定状況

案件名	上位目標
ベトナム社会主義共和国法整備支援プロジェクト（フェーズ 3）	1．サブ・プロジェクト A：民法を中心とした民商事分野立法支援 「市場経済化に適合した法制度の基盤が構築される。」 2．サブ・プロジェクト B：法曹強化 「法曹の能力強化を通じて法執行体制が強化される。」
モンゴル国 「調停制度強化プロジェクト」	モンゴルにおける一般民事事件及び家事事件において，調停制度が活用される
ウズベキスタン共和国 「民間セクター活性化のための 行政手続改善プロジェクト」	各省庁における行政手続きの適正化，透明化，迅速化が図られる。
カンボジア国 「法制度整備プロジェクト（フェーズ 3）」	民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能する。
カンボジア国 「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ 3）」	カンボジアにおいて民法・民事訴訟法に基づいて適切に民事裁判が行われるようになる。

出所：JICA 各種報告書

特に，日本の法制度整備支援が積極的に実施されてきたベトナムやカンボジア等においては，基本法自体が整備されていないという状況から援助が実施されていたため，実務的には，法制度整備やその機能，そして法曹育成等の現実的な上位目標が設定されていたものと考える。現時点においても，基本法の整備や人材の育成が不十分な中で，当時，「貧困削減」や「貧困層の権利拡充」はその制度的保障がない以上，法制度整備やその機能，そして人材育成以上の上位目標としてこれらを盛り込むことは難しく，現実的ではなかったものと考える。

以上のような状況に鑑みると，「法制度整備支援に関する基本方針」の策定により，日本の法制度整備支援による「①「開発途上国の自助努力」や重点課題の「貧困削減」を考慮した案件形成と援助の実施」や「②「人間の安全保障」の実現に向けたガバナンス改善」，「③貧困削減に向けた法の下の平等に基づく貧困層の権利の保障」への政策レベルのアプローチは示されつつあるものの，プロジェクトレベルにおけるアプローチについては今後の課題であるという評価となる。

5-3-2 他ドナー・国際機関との連携状況

ここでは，他ドナー・国際機関との法制度整備支援に係る協議の状況，連携の状況について評価する。

2-2 で示したとおり，ほとんどのドナーは，政策レベルで法制度整備支援に関する方針を有

しておらず，基本的にはガバナンスの改善のための一つのアプローチとして位置づけられていることが多い。また，実際の法制度整備支援の実施は，各国の二国間援助の方針に基づいて実施されるケースが主流となっていることから，実際の法制度整備支援の方針・実施の調整はドナーの本部レベルによるものではなく，各被援助国で実施されるものとなっている。このような状況に鑑み，以下の通り，ケーススタディ国におけるドナー間調整の状況を確認し，評価を行った。

評価としては，概して他ドナー・国際機関との連携への努力は適切に図られているものの，その成果は必ずしも十分とは言えず，今後の課題と言える。しかし，殊に，法制度整備支援においてはドナー間調整が極めて重要であり，少しの調整不足がカンボジアにおける土地法を巡る問題のように，ドナー間の問題に発展する可能性も秘めている。ゆえに，法制度整備支援においては，より積極的なドナー間調整が図られるべきである。また，マルチドナーを経由した支援については，適切に情報をマルチドナー機関から収集し，密に協議することで，プレゼンスの高い日本の法制度整備支援の効果を更に高めることができる。

なお，昨今はミャンマーにおいて，各ドナーが法制度整備支援を実施しているが，一部のドナーがドナー調整を十分に実施せずに，プロジェクトを展開していることもあるとのことであった[71]。日本の法制度整備支援が，適切なプロセスを経て実施されていたとしても，他ドナーの状況把握等が適切に実施されない結果，被援助国に対する援助のインパクトが弱まる可能性も懸念されるという観点からも，ドナー間調整に対しては細心の注意を払うべきである。

5-3-3 被援助国との協議状況

本項では，現地の ODA タスクフォースや日本側の関連省庁，援助実施機関が案件形成・援助の実施にあたって適切に被援助国側のカウンターパートと協議していたかという点と策定・実施の段階で，日本の関係府省間の連携，政府と実施機関との連携は適切に行われていたかという点について評価する。

被援助国との協議状況についても，以下に示すとおり，ケーススタディ国であるベトナム・カンボジアを中心として評価を行った。法制度整備支援に限らず，ベトナム・カンボジアの両国においては，ドナーとしての日本のプレゼンスは非常に高く，また，相手国政府の援助とりまとめ機関と日本側との意思疎通も適切にされており，基本的に被援助国との協議は円滑に実施されている。加えて，多くの日本の法制度整備支援プロジェクトでは法曹を長期専門家として派遣しており，相手国カウンターパート機関が常時日本側の専門家等とコミュニケーションを図れる体制が築かれている。これは，カンボジアやベトナムに限ったことではなく，ラオスやネパールに対しても長期専門家を派遣して，法律の起草支援を行っており，日本側の専門家と相手国側のカウンターパートが密にコミュニケーションを図ることができている。その結果，法制度整備支援の計画段階や実施段階の双方において，被援助国と日本側が適切に協議することができている。すなわち，被援助国との協議状況という観点からのプロセスの適切性は極めて高いものと評価できる。

[71] 有識者インタビュー

5-3-4　実施体制

実施体制については，人員配置・リソースの面から，予算制約等の範囲で，最大限の効果の発現を図るべく案件を形成し，援助を実施していたかという点と，関係機関間（外務省，法務省，弁護士会等）で十分な協議は行われていたかという点を中心に評価する。

上述したとおり，日本の法制度整備支援は技術協力で実施されるケースが多く，また，法制度整備支援自体の目標達成にあたっては資機材よりも専門家の資質と人数が重要な要素となるケースが多い。ベトナムやカンボジアを中心に，日本国内に国内支援委員会等を設置し，また長期専門家として，法曹（検察官，裁判官，弁護士）や行政官など，日本の中でも極めて専門性の高い人材を投入している。これにより，極めて専門性の高い援助を被援助国に提供することができている。また，各国の法律の起草支援にあたっては，日本側で有識者や学識者，法曹，関係省庁等から成る国内支援委員会等が形成され，現地で長期専門家等をバックアップする体制を整えている。さらに，適宜短期専門家を派遣し，特定のテーマに係る専門的な知見を被援助国側の法曹や行政官等に提供している。

また，法制度整備支援に係る政策と実施において中心的な役割を果たしている，外務省，法務省，JICA の間の連携も適切に図られており，各機関が適切な人材を集め，ないしは派遣，法制度整備支援の体制が整えられている。加えて，毎年一度開催されている法務省法務総合研究所国際協力部とJICA 共催の法整備支援連絡会においては，法務省・外務省・JICA に限らず，法制度整備支援の有識者等が集まり，法制度整備支援のあり方について議論され，関係者間で法制度整備支援に係る情報が共有されている。

ただし，今後，法律の起草のみならず，日本がこれまでに起草支援をしてきた民法・民事訴訟法等を始めとする法律の運用を中心とした，継続的な法制度整備支援を実施するためには，法律の運用により精通している弁護士を中心とした専門家をいかに確保し続けることができるかという点が課題となる（6-2-1 （6）参照）。現在は弁護士個人の熱意もあって，弁護士の長期専門家を派遣し続けることができているが，報酬面，また専門家を務めた後のキャリア面からの組織的なサポートがなければ継続的な弁護士の派遣や支援の拡大は難しくなる。具体的には，弁護士という特殊な資格を必要としているにも関わらず，JICA においては報酬に関しては，一般専門家とは異なる待遇が用意されているが，必ずしも十分ではない。その結果，一般的な弁護士業務による報酬と比較すると，法制度整備支援を担うことによる報酬は見劣りしないとは言いがたい。さらに，2 年間前後外国に派遣されるため，派遣される 1 年以上前から新件の受任を控えねばならず，また任務終了後帰国したところで，直ちに通常の業務が待っているわけではなく，日本国内の業務に就けなくなることから，弁護士自身がそれまでに築いた日本のクライアントとの関係を継続できなくなる。専門家として派遣された後の弁護士自身のキャリアパスが不安定となってしまう。これらの点については，公務員として登用され，派遣前後で給与の変動が少なく，また派遣後にも通常の業務に復帰できる体制が整えられている裁判官や検察官，行政官とは大きく異なるものである。今後，経済活動に係る法制度整備支援のニーズがますます高まることが期待される中，経済活動の一役を担う弁護士を専門家として持続的に派遣できる体制はますます重要になるだろう。また，法務省から派遣される検察官については，

当該国に派遣される前に，1 年間程度，法務総合研究所国際協力部の教官を務め，段階的に法制度整備支援の専門家としてのノウハウを取得することができるような体制が構築されている。しかし，弁護士向けには，段階的にノウハウを取得するような機会は設けられていない。特に弁護士向けの報酬面の改善やキャリアパスの確保，そして援助を担う人材としての段階的なノウハウ取得機会の設定という面は課題である。報酬面に関しては，弁護士に限らず，学識者を含めた適切な短期専門家の確保という観点からも改善を求める声があった。

最後に，法制度整備支援を担うためには，派遣される専門家においても現地語の取得を含む現地文化，慣習，社会，政治経済などへの理解が非常に重要となっている。現在は専門家個々人の並々ならぬ努力により，個々人が現地語の習得等に励んでいる状態である。他の専門家と比較しても，法律の専門家において，とりわけ言語の重要性は高く，専門家の現地語を含む現地に対する理解が日本の法制度整備支援の成否を決定づけているといっても過言ではない。法律という特殊な分野の支援であることに鑑み，専門家の言語習得を含めた現地文化，慣習法などに係る理解に係るサポートを準備していくことも課題となるであろう。

総じて，現在のところ実施体制については適切に構築されているものと評価できるが，今後の支援は，施行された法の司法を含めた運用面にも及び，持続的な実施体制の確立という観点からは，いくつかの課題があるものと評価している。

5-3-5　政策の実施状況を定期的に把握するためのプロセス

本項では，法制度整備支援の効果の発現状況のモニタリング状況と法制度整備支援の実施方法の改善等に対する検討状況について評価する。

本件評価のケーススタディ国であるベトナム・カンボジアを中心に，これまでの法制度整備支援においては，法制度整備自体や法制度整備を担う人材の育成等が重要視されてきた。支援を受けて制定された法制度が機能すること，さらには，機能した法制度が国民に広く裨益することを確認することに対しても留意されてはきたものの，法制度自体が存在しないこと，法制度整備の運用を担う人材自体が圧倒的に不足しているといった問題が大きく，十分な配慮が難しい状況にあった。結果的に，法制度整備支援の成果のモニタリングを十分に実施することはできていなかった大きな一因であったと考えられる。一方，これまでの継続的な支援により，日本の法制度整備支援を継続的に実施してきた国では，法制度が整い，法律の運用を担う人材の育成も軌道に乗りつつあり，今後は，法制度の運用が大きな課題となっている。法制度の運用により，真に日本の法制度整備支援の成果を把握できるようになってくる。そのためにも，法制度の運用状況をモニタリングするような体制の構築が重要となってくるであろう。なお，日本が支援した法制度整備が，真に貧困層等へ裨益するものであるか，現時点では懐疑的であるという意見も一部の有識者から出ていた。このような否定的な見解に対抗するためにも，裁判実務のモニタリングといったレベルに留まらず，より一般国民に焦点をあてたモニタリング体制の構築が課題となる。現地及び日本の NGO，企業などにモニターを依頼するなど継続的な観測によるフィードバックを得て，分析して，プロジェクトの見直しや新たな展開につなげるシステム構築が重要である。

他方，日本の法制度整備支援の実施方法については，ケーススタディ国であったベトナム・カンボジアの関係者はおおむね満足していた。ただし，両国においては，政治体制や憲法等の改定といった，法制度整備支援の方針の修正を必要とするような事象が度々発生してきた。このような事象に対する支援の柔軟性については，改善を求める声があったことは申し添えておく。

全体として，法制度整備支援の効果のモニタリング体制構築については今後の重要な課題であると評価している。一方，法制度整備支援の実施方法自体については大きな問題がないものと評価している。

5-4 外交の視点からの評価

5-4-1 外交的な重要性

概して法制度整備支援の外交的な重要性は非常に高い。その最も大きな理由はこの支援分野が対象国の中枢人材との密な連携を構築していることにある。法制度整備支援においては，長期専門官が 2～3 年にわたって派遣され，時にカウンターパートのオフィスに常駐しながら，毎日共通課題に取組み，議論を交わす。専門家の献身的な姿勢は多くのヒアリングにおいて，多くの対象国のカウンターパートが言及し，「仕事を越えた友好関係によって結ばれている」と述べるものもあった[72]。プロジェクトの目標を達成するにあたって，カウンターパートのオーナーシップを最大限に尊重し，議論のために手間と時間をかけるのは日本の法制度整備の特徴であり，これによって，日本は他ドナーと比較しても，対象国にとって特別な地位を占めていると言える。これは，特に起草支援において顕著であり，他ドナーの場合は，時にリーガル・コンサルタントが起草内容を対象国に提供した時点で終了することが多い。これに対し，日本の支援方法では国内支援委員会等や専門家が日々の業務においてもカウンターパートを支えており，これが両国間の緊密性を高めているとの旨がカウンターパートからも表明されている[73]。このような手厚い支援は，対象国における日本のプレゼンスの向上に大きく貢献している。

例えば，ベトナムでは行政機関の要職は長い間同じ人物が務めているため，カウンターパートの機関における要職ポストでは同じ人物が複数のプロジェクトを見届けてきている。長年にわたる支援により，これらの要職から日本は高い信頼を得ており，これらの政策決定者が親日家であることは日本との二国関係の強化につながっている[74]。2014 年にベトナムのフック副首相が来日したが，この際に，同氏は首相や法務大臣との面会で改めて法制度整備支援についての御礼を述べている。このようにベトナムでは大臣や政治局など高位な人物が法制度整備支援の成果について認識しており，日越両国を代表する場でも言及されるなど，外交的な効果がうかがえる。さらに，カンボジアからは首脳クラスの会合において日本に対して選挙制度改革の要請があったが，これは日本の制度整備支援に対する信頼によって大きく動機づけられたと見られている。

また，2014 年 11 月 26 日行われた第 8 回カンボジア・ラオス・ベトナム開発の三角地帯首脳会議では，共同声明の中で参加国ではない日本に対して，その支援に感謝する旨がただ一国名前を挙げて言及された。カンボジア，ラオス，ベトナムは，いずれも法制度整備支援の協力関係が深い 3 か国であり，これらの 3 か国にとって日本がこのような特別なドナーであることには，法制度整備支援も大きく寄与していることが推察される。

また，日本の法制度整備支援の成果は他ドナーからも評価を得ている。まず，アジアにおける支援の場合，法制度整備支援に参画するのは，ほとんどが欧米圏のドナーであり，日本は対象国との地政学的な近接性から，独自の支援を実施しているという声がある[75]。同じアジアの

[72] ベトナム最高人民検察院ヒアリング他
[73] カンボジア司法省ヒアリング他
[74] ベトナム長期専門家ヒアリング
[75] ベトナム UNDP オフィスヒアリング

国として，自国も近代化とともに法制度整備を行っている日本は援助対象国にとってもより身近な存在であると言えよう。また，日本の支援はベトナムやカンボジアでの実績に見られるように，長い時間をかけてカウンターパートとの関係構築を図ってきている。他ドナーからも，日本が他のドナーにはないような説得力を行政機関や司法機関等に対して有しているという評価がなされている[76]。日本と対象国カウンターパートの間の特異な関係を受け，行政からの協力が必要な支援分野について日本との積極的な連携を求める動きや，日本を法制度整備支援のドナー会合の議長に推薦する声もある。このように，日本の法制度整備支援における成果は，この分野における有力ドナーとして日本の国際的なプレゼンスを向上させていると言えよう。

総じて，日本の法制度整備支援は中枢人材に対する効果的な働きかけにより，対象国との二国間関係を深化させるとともに，その成果において，国際的なドナー社会における日本のプレゼンスの向上に貢献していると言える。反面，現地の日本企業などには十分認知されていないばかりでなく，現地及び日本の NGO などにもほとんど理解されていないことは残念である。とりわけ，カンボジアの人権 NGO からは日本と中国の支援でどこに違いがあるのか一般の人々にはわからないとのコメントを得た。これまでの日本の法制度整備支援は，対象国の政府機関が中心となっていたこともあり，このような一般市民に十分に日本の法制度整備の裨益が実感されていないのではないかという主旨の指摘が現時点ではやむを得ないものだとしても，今後その成果が，一般市民に広まっていかないと，あながちこのような指摘に反論できなくなる事態も想定される。その意味で，法制度整備支援は，誰のための支援なのかを問われる重要な段階に入ったと言えよう。

また，ベトナムの計画投資省に対するヒアリングにおいて，法制度整備支援が日越経済連携協定（EPA）等の日本との重要な二国間協定と十分に関連づけていないことがわかった。今後日系企業へのより直接的な裨益が日本の外交上もますます重視されることからも，日越 EPA 上の投資環境整備の一環として法制度整備支援を位置づけることが求められる。例えば，投資環境の向上を妨げている民事紛争に絡む贈収賄の可能性を減殺するためにも，日系企業が現地で民事・商事紛争に巻き込まれた場合に，個別に相談できる紛争処理機関（仲裁，調停等の ADR）等を同 EPA を背景に二国間で設置し，これをてこに実践を通じて現地裁判所における法の公正な適用による紛争解決を促し，法の支配を根付かせることなどが考えられる。このように，法整備支援を二国間外交における重要な戦略の１つとして取り入れて，総合的な外交政策に反映させて実施していくことが今後の課題であろう。EPA を意識した法制度整備支援を積極的に実施することで，日系企業も法制度整備支援からの直接的な裨益を実感できるようになり，EPA の二国間での投資環境の整備向上という日本の外交にも有機的に貢献することになるものと思われる。

5-4-2 外交的な波及効果

日本の法制度整備支援は外交的に重要な波及効果をもたらしている。まず， 法制度整備支援は，投資環境整備に大きく寄与している。法的なガバナンスの基盤が整備されていることは，

[76] USAID インタビュー他

日本企業が新興国の市場参入を判断する一つの重要なポイントである。支援対象国の多くでは，日系企業進出数が順調に伸びているが，これには法制度整備支援の成果も一定程度作用しているだろう。また，日本の支援による法学コース卒業生等は日本企業に就職しており[77]，両国の経済連携強化に人材面において寄与している。

さらに，特に司法・法務関係者の間の人的交流，知的交流は大いに活性化している。日本の支援の特徴として，日本国内に有識者による作業部会やアドバイザリーグループを設置していることが挙げられる。これらの部会のメンバーは時として一つのプロジェクトにおいて数百回にわたる協議を対象国側のカウンターパートと重ねており，密な議論を交わしている。これにより，司法・法務分野における日本と対象国の知的交流は大いに活発化している。元々，国内の基本法の研究者であった作業部会のメンバーの有識者もその後，援助対象国の法制度の有識者として著作を残すなど，日本では数少ないアジア法に対する研究の振興にも貢献している。また，援助対象国においても高官の多くが日本の法制度の有識者である。例えばベトナムにおいては，国会副議長，司法大臣，共産党中央委員会の事務局長，法律委員会委員長などが日本の法制度整備支援の研修の経験者である。

一方，援助対象国におけるガバナンスセクターの汚職問題については考慮する必要がある。援助対象国の多くでは未だ司法の汚職が大きな課題である。日本の法制度整備支援は公的機関を対象としていることが多く，日本が間接的に汚職を拡大させているという批判を万が一受けた場合は，日本の国際的な評判を落としかねない。支援を実施するにあたっては支援対象とする機関の透明性に留意する必要があるだろう。同様に，上述したとおり，今後も格差が拡大していくであろう対象国においてジェンダーの視点を始めとした社会配慮や人権問題に適切に対応し，一般庶民や現地 NGO からの支援を得られないと，かえって日本の国際的な評判を落としかねないことに改めて留意すべきである。このような援助における，「Do Not Harm」の原点に立ち返って，バランス感覚をもって常にチェックとバランスを心がけ，現地社会や現地の人々に学ぶという姿勢が重要であろう。

[77] ベトナム国家大学ハノイ校における日本法コースの受講者へのインタビュー

第6章 評価のまとめと提言

6-1 評価のまとめ

6-1-1 政策の妥当性

政策の妥当性については，五つの観点から評価した。全般的に日本の法制度整備支援に係る政策の妥当性については十分に確保されているものと評価している。

特に，長期専門家の派遣をベースとした技術協力による日本の法制度整備支援を他ドナーと比較した優位性については，被援助国を中心として非常に高く評価されている。また，日本の法制度整備支援に係る政策は，日本の ODA 大綱や ODA 中期政策，外交政策とも十分に整合的である点が確認された。また，ガバナンスの改善や MDGs の達成を目指す国際的な援助の潮流とも整合的であるものと評価できる。さらに，日本の法制度整備支援が実施されてきた国においては，開発計画等において司法改革や市場経済化，経済活動のための法制度整備の重要性が明記されている等，十分な相手国からのニーズの下，日本の法制度整備支援が計画されていたものと評価できる。

6-1-2 結果の有効性

法制度整備支援の四つの柱であるルールの整備，法運用組織の機能強化，リーガルエンパワメント[78]，人材育成，いずれについても，日本の取組は援助対象国におけるグッド・ガバナンスと法の支配の定着に一定の成果を残していると言えよう。特に起草支援と人材育成については，法案の施行や卒業生の数やその活躍という要素がアウトプットとして得られるため，支援の成果が可視化されやすい。それ以外の二つの支援の柱についてもセミナーの開催などが一定の目安になるだろう。

一方，アウトプットの積み重ねによるアウトカムについては，その効果について客観的な根拠を得ることは難しい。法制度整備支援については，支援が実施されてから，その成果が司法や法務行政の中で実効的に機能するまでには時間を要する。ルールの整備支援については，経済法支援など対象範囲が狭い個別法については，実務と密接に関わっていることから，業務効率の改善等を通して比較的アウトカムが発現しやすい。これに対して，民法や民事訴訟法などの基本法を支援する場合は，法の基盤に対する改革を目的とするものが多く，本質的な法概念の変革とそれに伴う司法実務での変化，さらには社会変革や人々の意識に変化が表れるまでには時間がかかる。一方で，時間を要するもののその影響力も大きい歴史的事業である。

次に法運用組織の機能強化についてであるが，これは先のルールの整備支援が整っていることを前提としており，アウトカムの段階的な発現を待つ必要がある。全体的には起草された法律が実際に正しく運用されるためには関係する諸機関の法律の理解にぶれがなくなり，関係する法令間で整合性が確立されている必要がある。この分野については日本の支援は更なる工夫が必要だろう。日本の法制度整備は基本的にあらかじめ設定されたカウンターパート機関と

[78] リーガルエンパワメントの定義は 5-2-3 を参照のこと

の対話を密に実施している。裁判所や検察機関を直接のカウンターパートとしている場合は裁判実務の改善が認められる。しかし，法運用にはカウンターパート以外の機関も多く関わっている。これらの機関への働きかけなくしては，法運用の改善を図ることは難しい。

三つ目のリーガルエンパワメントについては，効果は限定的である。日本の支援は多くが組織を通した支援である。インドネシアにおけるADRの設立支援等はより利用しやすい紛争解決手段を促進したことで一定の貢献が認められる。一方，市民の司法アクセスの向上を対象とする取組については，弁護士会を通じた法的扶助等は実施しているものの，草の根レベルでの権利保護の支援などについてはほとんど実質的な成果が認められない。

四つの支援の柱の中で，最も確実性があるのは人材育成であり，法学教育の未整備，及び慢性的な法曹不足を課題とする援助対象国においては日本の人材育成支援は直接的に状況改善に貢献している。

最後に支援分野全体に関わる問題として，司法における腐敗問題がある。援助対象国においては，いまだ司法制度が近代化してから日が浅い国も多いことから，司法における汚職問題が大きな課題である。汚職が蔓延した状態では，司法機能が法的な判断や，組織の効率性とは無関係に金銭で駆動されてしまうため，法制度整備支援の効果も発現しにくくなってしまう。また法制度整備支援の上位目標であるグッド・ガバナンスにおいて，汚職撲滅は重要な課題である。今後，支援のアウトカム及びインパクトを最大化するにあたっては，対象国における汚職撲滅が重要な要素となるだろう。

6-1-3　プロセスの適切性

プロセスの適切性について，被援助国との協議状況が適切な点や十分な資質を備えた専門家を派遣し，高度に専門的な法制度整備支援が実施されているという点については高く評価できる。

他方，プロセスの適切性の観点からはいくつかの課題が明らかとなった。一点目は特定課題への取組やアプローチの改善である。具体的には，ODA 大綱や ODA 中期政策で掲げられている観点のうち，「『開発途上国の自助努力』や重点課題の『貧困削減』を考慮した案件形成と援助の実施」や「『人間の安全保障』の実現に向けたガバナンス改善」，「貧困削減に向けた法の下の平等に基づく貧困層の権利の保障」へのアプローチを法制度整備支援の中でも積極的に図っていくべきという点である。

また，他ドナーや国際機関との連携も他のセクターと比較しても一定程度に図られているものと評価しているが，法制度整備支援においては，ドナー間調整が極めて重要であることから，より積極的な連携を図ることが望ましいものと考えられる。加えて，日本が基金等を拠出しているマルチドナーとの連携も積極的に図ることが望ましい点を指摘した。

実施体制について，今後も持続的に法制度整備支援を実施していく上では，弁護士関係機関を中心とした組織的なバックアップや報酬面等の課題に取り組む必要があるものと考えられる。

最後に，今後の法制度整備支援においては，これまで起草を支援してきた法律を始めとした，

法律全般の運用を支援することが重要な時期に差し掛かってきている。ゆえに，法律の運用状況を確認するためのモニタリング体制を法制度整備支援の範疇で構築することが課題であるものと考えられる。

これらの課題が出ているのは，プロセスの適切性の観点から必ずしも否定的な評価に基づくものではない。日本の法制度整備支援が 20 数年かけて各国で定着する中，様々な教訓を得てきたこと，また，起草支援やエリート人材育成を軸としたものから，法律の現実的運用を通じた紛争処理を軸としたものに移行しつつあるという中で，今後の支援効果を高めるために出てきた課題であるという点を申し添える。以上に鑑み，プロセスの適切性の観点から，これまでの法制度整備支援については，ある程度適切に実施されたという評価となる。

6-1-4　外交の視点からの評価

総じて，法制度整備支援は日本の外交に大いに貢献している。法制度整備支援は密な人的交流を一つの特徴としており，この支援を通して多くの知日派，親日派が行政の中枢人材，及び経済界に輩出されている。これは，首脳レベルでの協議や閣僚会議においても言及されており，二国間関係の深化に寄与している。また，法制度整備は投資環境の基盤整備としても重要な要素であり，法制度整備支援における成果は制度面，及び人材面において，日本企業の援助対象国への進出を間接的に後押ししているものと思われるものの，日本企業にはあまり知られておらず，EPA などの連携による直接的裨益をもたらすことが期待される。さらに，日本の法制度整備支援は他ドナーからもその成果を認められており，援助関連の日本のプレゼンスを高めている。全体として，法制度整備支援は，政治的，社会的，経済的，学術的な二国間関係の深化，及び国際的な日本のプレゼンスの向上とソフトパワーの発現に貢献していると言えるだろう。

6-2 評価を踏まえた提言

6-2-1 提言

以下に本件評価に基づく提言を示す。法制度整備支援は，起草支援や司法支援などの法体系の基盤や制度整備の段階から，これを実際に現地の人々が運用し，適用し，司法等を通じて本来の目的に沿って機能することを支援する段階にきている。つまり，法の支配と人間の安全保障等の実現が法制度整備支援の最終目的である以上，よりボトムアップ的で帰納的な援助手法による司法アクセス支援を強化することが求められる。この観点からする以下の提言については被援助国とのこれまでの信頼関係の上に，その実施にあたっては，場合により，被援助国ごとの政治体制や法制度整備状況等の実態を十分に考慮し，法社会学的，法人類学的観点と地域研究の知見を基に，必要に応じて被援助国政府，司法当局，関係国際機関，NGO，企業，大学などマルチ・ステークホルダーと協議していくことが不可欠である点を申し添える。

（1）トップレベルの政策立案の場の設置

本件評価で記したとおり，日本の法制度整備支援は，他国と比較しても比較優位性の高いものであり，また，外交的な効果についても十分に評価されたところである。また，法制度整備支援のアウトカム・インパクトが，今後，発現されていけば，当該国政府のみならず，日系企業や外国企業，周辺国政府等にも裨益するものである。加えて，日本の国際協力の柱である，人間の安全保障や法の支配の確立にも直接的に資するものであることに鑑みれば，今後，法制度整備支援を戦略的かつ政策的に拡充し，その効果を普及し国際的にアピールしていくことは，日本の外交政策上も有意義であるものと考えられる。

このような政策的意図の認識を深めるためには，日本政府の上位レベルで，「法制度整備支援に関する基本方針」の改訂サイクルよりも頻繁に，法制度整備支援について検討し，政策立案を積極的に図る場を設けることが望ましい。主眼としては，官民併せた関係者がそれぞれの立場を活かした積極的かつ省庁横断的な法制度整備支援の実施が，より上位の政策レベル（内閣府等）で図られる点である。現状，「法整備支援連絡会」，「経済協力インフラ戦略会議」や，「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」等の，既存の活用可能なプラットフォームも存在することから，このような基盤を活用しつつ，より上位レベルの検討が進むことが望まれる。

法制度整備支援を官民併せた関係者が相互に連携しながら実施することにより，これまで以上に迅速かつ柔軟な連携による法制度整備支援が実施され，ODA の効果も向上[79]し，日本の外交上も大きなプラスになるものと考えられる。

---

[79] 例えば，日本では二国間援助を外務省が，開発金融機関向けの援助（資金拠出）を財務省が担っている等，援助について複数の省庁が関わっていることから，上位レベルの場で法制度整備支援を協議し，省庁間の連携を図ることにより，より効果的な援助を実施できるものと期待している。

（2）政策決定権限を有するレベルへの法制度整備支援の実施

日本のこれまでの法制度整備支援は，ベトナムの司法省やカンボジアの司法省に代表されるように，法制度整備を直接的に担う機関を対象として，現場レベルを対象としたものが中心であった。このような現場レベルの法制度整備支援は，各国における基本法の制定を支援し，また，法曹等の人材育成したことにより，法の支配に基づく統治体制の構築に貢献していることは疑いようがない。現場レベルの法制度整備支援は，被援助国における法の支配の定着という観点から引き続き重要である。

しかし，本件評価で示したとおり，日本の法制度整備支援の成果を着実に発現させるためには，いくつかの課題があることも指摘された。プロジェクト実施前，及び実施過程で法制度整備から期待されるアウトカムについて，対象国において政策決定権限を有している機関との密な対話を継続的に実施していくことが重要である。特に起草支援については，新たに導入を図る概念に関して丁寧な説明や議論を経てその理解と支持を得ることが不可欠であるため，このようなプロセスを支援のカウンターパートのみでなく，政策決定者に対しても継続的に実施していくことが望ましい。

また，司法に係る汚職問題については法制度整備支援の効果発現にあたっての最大の障壁となっている。このような現実に加えて，ODA 大綱を始めとする日本の援助政策（2-1-2 参照）が汚職や腐敗の根絶を目指しているという点も考慮すると，法制度整備支援という範疇においても，何らかの形で汚職や腐敗への対策に具体的に取り組むことは不可避な状況であると言える[80]。また，ODA 大綱や ODA 中期政策が目指しているガバナンスの改善や「人間の安全保障」及び「ジェンダー」の観点から，法制度整備支援による援助対象国の人々への裨益を確実にしていくことが求められている。このような状況に鑑みれば，従来の現場レベルの支援に加えて，政策決定権限を有するレベルに対する法制度整備支援の実施が必要であるものと考えられる。

例えば，司法における腐敗防止策の一つとして判例の公開が考えられる。判例が公開されることにより，裁判官を始めとする司法判断の透明性が強化され，法の支配がより強化される。このような方策を現場レベルで立案を支援し，実現していくことが求められるが，実現にあたっては，実際の腐敗に関与している勢力からの抵抗も十分に考えられ，現場レベルからのアプローチでは，支援が実らないことも懸念される。そこで，政治権力の中枢にアプローチし，トップダウンで司法の腐敗防止に係る政策の実施をサポートすることで，現場レベルからの抵抗も排除できるものと考えられる。このような事例に留まらず，政策決定権限を有するレベルへのアプローチは，現場レベルのアウトプットを着実にあげている日本の法制度整備支援によるインパクトの確実な発現に寄与するものと考えられる。

政治権力の中枢にアプローチすることにより，援助の中立性が損なわれるとの懸念もあろう。しかし，一定程度の政策決定権限を有するレベルへのアプローチを図ったとしても，これまでの

[80] 既に JICA 等により腐敗防止等の取組が様々になされているが，敢えて法制度整備支援の範疇で腐敗防止等に取り組むのは，法制度整備支援の効果自体の発現を促進するためである。

相手国側の日本への厚い信頼をてこに適切な助言をすることは，これまでの法制度整備支援で与えた影響に対する日本の責任としても重要である。また，援助の中立性に対する懸念が拭いきれないのであれば，マルチドナー等との連携を通じて日本の裁量を一定程度残した中でアプローチするという考え方もある。

本件評価の現地調査において，政策決定権限有する機関（ベトナム共産党中央委員会）からは，日本が政策レベルにおける支援を積極的に実施することに対する強い要望を受けており，実現に向けて積極的に検討をすべきものと考える。

（3）法律の運用状況をモニタリングするための支援の実施

同様に，日本の法制度整備支援が法制度の整備自体や人材育成等から法律の運用に重点を移していく中で，法律の運用状況をモニタリングすることが非常に重要となってきている。しかし，日本がこれまで法制度整備支援を実施してきた国においては，司法関係の情報整備が遅れていることから，法律の運用状況をモニタリングすることは容易ではないことが考えられる。一方，プロセスの適切性の中で，法制度整備による「人間の安全保障のためのガバナンス改善」や「貧困層の権利確保」へのアプローチを積極的に図る旨が指摘されたところ，貧困削減やジェンダーの視点から法制度整備支援による成果をモニタリングすることがより望ましい。

このような状況に鑑みれば，今後の法制度整備支援の実施にあたっては，法律の運用のモニタリングに資する情報整備等を支援項目として付加することも一考である[81]。その際，一般国民の視点も重視し，草の根レベルにおける法律の運用状況をモニタリングするために，通常の技術協力に加えて，日本の有する他の援助スキーム（例えば，可能であれば草の根レベルの無償資金協力や NGO 支援の応用）等を活用し，情報の多元性を確保するという観点から，外務省・JICA が独立した第三者である日弁連，国内外の NGO や大学等の人材を活用することで実際の裁判の実施状況や一般国民における司法へのアクセス状況のモニタリングをするという方法も考えられる。また，UNDP や世界銀行といった国際機関の司法アクセスプロジェクトなどとの連携による検証とフィードバックも促進されるべきである。さらに，育成された法曹人材の能力向上状況等のモニタリングをしていくことも有用であると考えられる。

（4）法・司法制度へのアクセスのための普及活動強化

結果の有効性やプロセスの適切性の中で指摘した通り，一般国民レベルの法・司法制度へのアクセスの改善は，法制度整備支援の効果を高める上での大きな課題である。この課題の大きな要因としては，そもそも，日本の支援等により整備された司法制度を一般国民が十分に認知していないということが考えられる。このような状況を改善するためには，各国のメディア等を通じた積極的な広報活動により，司法制度自体の周知が不可欠であるものと考えられる。

このような広報活動の強化については，在外公館が通常の広報活動の中で意識していく他，

[81] これは JICA のプロジェクトの成果をモニタリングするということではなく，途上国における住民レベルで広く法制度整備による効果（裁判の利用状況や弁護士への相談の状況等）を確認するためのモニタリングという趣旨である。

広報資料を作成し配布することや，JICA の技術協力の中で広報活動についても支援すること，NGO への支援を通じて法・司法制度へのアクセスを啓発していくということも考えられる[82]。

なお，上述した「(3)法律の運用状況をモニタリングするための支援の実施」とあわせて，法律の運用状況のモニタリングや啓発活動自体は，当該国の政府機関等が責任を持って実施すべきものである。一方，法律の運用状況のモニタリングや啓発活動が適切に実施されなければ，関係機関から日本の法制度整備支援によるアウトカム・インパクトに対する疑問の声に対応できないことも懸念される。ここで敢えてこれらを提言するのは，日本の法制度整備支援の効果を証明し，アピールするという観点から重要であるという認識に基づくものである。

（5） 他ドナー・国際機関との連携強化

日本の法制度整備支援は，長期専門家の派遣等をベースとした技術協力が中心となっており，その優位性は他国と比較しても非常に高いものと評価できる。このような日本の援助の比較優位性を活かして，ドナー全体による法制度整備支援を積極的にリードしていくことにより，日本の法制度整備支援に係るプレゼンスを一層向上させることができるものと考えられる。また，プロセスの適切性の中で指摘したドナー調整の不足による被援助国における弊害等に対する懸念を軽減すべく，日本がイニシアティブを取ることも期待される。

また，国際機関においては，日本が拠出した基金により法制度整備支援に近いセクターへの支援を行っていることもあることから，このようなマルチドナーの資金による支援との調整を図った上で二国間の法制度整備支援を実施することにより，日本の法制度整備支援の効果を一層高めることも期待できる[83]。

（6） 民間との連携による法制度の運用段階に対する支援の実施

これまでの日本の法制度整備支援は，ベトナムやカンボジアに代表されるように，基本法の起草支援や人材育成等が中心であった。このような立法段階の支援から法律の運用段階の支援に今後は重点が置かれていくものと考えられる。援助対象国の一般市民が起草支援により制定された法律を含めて実際に法律を利用し，時に公正な裁判等を受けられるようにするためには，一般市民による法律の利用をサポートする現地の弁護士の育成がより重要になっていく。そして，現地における弁護士機能の強化を図る上では，日本からも同じ立場にある弁護士を派遣し，技術協力を図ることが有用であるものと考えられる。ただし，現状としては，裁判官経験者や検察官と比較すると，弁護士を専門家として派遣する基盤は弱い。例えば，派遣のための人財マッチングや準備のために十分な期間が確保されていなかったり，専門家としての派遣後のキャリアに対するサポートが不十分であったり，派遣前と比較して十分な報酬を確保できなかったりする。派遣された後も，裁判官，検察官経験者がその出身元の担当部署（法務省法務

[82] 現在も既に広報活動は実施されているが，ここでは，より積極的に実施されたい，という主旨である。

[83] 必ずしも法制度整備支援に限定した基金のみではなく，ガバナンスや貧困削減等を対象とした UNDP や ADB に拠出している基金についても想定している。

総合研究所国際協力部など）からの積極的な長期専門家としての活動期間中の専門知識の上での支援を受けられるのに比較して，弁護士に対する支援は日弁連の一部の有志の協力に頼らざるを得ない。

今後は，法制度整備支援の実施を主に担う JICA を中心として，日弁連のような民間の法実務専門の中核機関との協力連携をより積極的に図りつつ，このような懸念を払拭し，積極的に弁護士等の法実務者を派遣でき，派遣中もバックアップを行う体制を構築することが重要であるものと考えられる。

（7） 法制度整備支援により得られた資料の積極的な公開

日本の法制度整備支援により作成された資料については，セミナー参加者や現地の法曹からの評価も非常に高い。一方，これらの資料については，必ずしも全てがウェブ等で公開されていないのが現状である。また，ウェブ等で公開されていたとしても，その所在が広く認知されていない可能性もある。例えば，ベトナムでは援助プロジェクトにより判決文の書き方や手引き等などが作成されており，裁判官の間では大変評判が良く，実務でも活用されている。しかし，その所在が広く知られていないのではないかとの，現地の法曹からの意見もあった。各国日本大使館のウェブサイト上にリンクを張る等の形で，よりアクセスしやすい形で資料を積極的に公開していくことが望まれる。

日本の法制度整備支援による有用な資料等が広く知られれば，途上国における法曹の質と量双方の課題解消に向けて有益であろう。例えば，セミナーに参加していない地方の弁護士等も，セミナーに参加するのに匹敵する学習効果を得られ，地方における弁護士の質の改善にもつながるであろう。結果的に，日本の法制度整備支援の効果を高めることができよう。

6-2-2　提言の分類と提言の検討・実施

上述した提言の内容とその対応機関，タイムフレーム，重要性を表 6-1 に整理した。

まず，提言の一点目である「トップレベルの政策立案の場の設置」については，政策・戦略の方向性レベルの提言であり，現在，法制度整備支援の政策立案の中心を担っている外務省が中心となって担うべきものである。重要な提言であるものと認識しているものの，関係主体も多く，調整に時間も要することから，中期的な対応が現実的であるものと考える。

二点目の提言である，「政策決定権限を有するレベルへの法制度整備支援の実施」についても，同様に政策・戦略の方向性レベルの提言である。これは，相手国政府機関との調整も必要なものであり，外務省に加えて，現地の日本大使館も協力して対応する必要がある。こちらも，重要な提言であるものと認識しているが，相手国機関との調整等も必要であり，中期的な対応になるものと考える。

三点目の提言である「法律の運用状況をモニタリングするための支援の実施」については，援助手法・援助手続レベルの提言であり，援助実施機関である JICA（本部・現地事務所）が中心となって対応するものと考えるが，通常の技術協力に加えて，日本の有する他の援助スキーム（例えば，可能であれば草の根レベルの無償資金協力や NGO 支援の応用）等の活用を図る

際には，外務省や現地の日本大使館の対応も必要となる。モニタリングについては，短期的に着手できるものであると考える。また，今後の法制度整備支援のアウトカム・インパクトを把握するためにも，極めて重要であると考える。

四点目の提言である「法・司法制度へのアクセスのための普及活動強化」についても，援助手法・援助手続レベルの提言であり，現地で広報活動を実施している日本大使館や JICA 現地事務所が中心となり，JICA（本部・現地事務所）の実施するプロジェクトと協力して対応するものと考える。早急に実施できる提言であるものと考える。

五点目の提言である「他ドナー・国際機関との連携強化」は，援助手法・援助手続レベルの提言であり，基本的には，現場レベルで図られるべきものである。実施自体は，現状の連携の強化であることに鑑み，早急にできるものである。法制度整備支援において，他ドナー・国際機関との連携は極めて重要であることから，重要性も相対的に高く設定した。

六点目の提言である「民間との連携による法制度の運用段階に対する支援の実施」は，政策・戦略の方向性レベルの提言であり，基本的には本部レベルで対応するものである。本部レベルでも，特に実際の援助事業の実施を担う JICA 本部が日弁連等との連携を強化することが重要である。これは，早急に着手できるものであると考えている。

七点目の提言である「法制度整備支援により得られた資料の積極的な公開」については，援助手法・援助手続レベルの提言であり，援助の実施機関である JICA（本部・現地事務所）により対応されるものであり，早急に着手できるものである。

表 6-1 提言内容・重要度・提言先の一覧

	提言	外務省・JICA における対応機関				タイムフレーム	重要度
		本部レベル		現場レベル			
		外務省	JICA 本部	日本大使館	JICA 事務所		
政策・戦略の方向性レベル	(1)トップレベルの政策立案の場の設置	○				中期	○
	(2)政策決定権限を有するレベルの法制度整備支援の実施	○		○		中期	○
	(6)民間との連携による法制度の運用段階に対する支援の実施	○	○			短期	○
援助手法・援助手続レベル	(3)法律の運用状況をモニタリングするための支援の実施	○	○	○	○	短期	○
	(4)法・司法制度へのアクセスのための普及活動強化	○	○	○	○	短期	○
	(5)他ドナー・国際機関との連携強化	○		○	○	短期	○
	(7)法制度整備支援により得られた資料の積極的な公開		○		○	短期	

6-3　日本の法制度整備支援の関係者全体に対する提言

本項では，前項の外務省・JICA に対する直接的な提言に加えて，日本の法制度整備支援関係者全体に対する提言を記す。なぜなら，日本の法制度整備支援の関係者は外務省・JICA に留まらず，法務省，経済産業省，財務省や文部科学省等の他省庁や産業界，大学，弁護士会，NGO 等広範に及ぶものだからである。特に，本件評価結果を踏まえて，今後より一層日本の法制度整備支援のインパクトを高めていくという中長期的観点から，以下の通り，法制度整備支援関係者に対して提言する。なお，これらの提言については，ODA のリードエージェンシーである外務省・JICA の権限と責任において関係者に周知し，適時関係者間の協議がなされた上で，この方向で具体化されるよう努力いただくことを期待するものである。

（1）日系企業への裨益を意識した体制の拡充

2015 年 2 月に閣議決定された開発協力大綱においては，国益重視の姿勢がより鮮明となった。このような状況に鑑み，従来からの法制度整備支援においてもこの分野での国益とは何かを短絡的な視点でなく慎重に見極めていくことが必要となる。特に，日系企業への裨益という観点については，経済産業省や財務省・金融庁等関係省庁，経済団体等とも協議の上，長期的投資環境に資する法制度整備支援を実施することが重要である。とりわけ，国連グローバル・コンパクトの 10 原則[84]に沿って，現地の労働，環境，人権，反汚職に貢献する持続可能な日系企業の活動を支援することで日系企業のイメージアップ，新たな世界的ブランディングなどを通じた日本への信頼感の醸成という中長期的な国益に資することが期待される。

法制度整備支援においては，日本から法曹が派遣され，技術協力を通じて現地の法律への理解が促進されている。このような，技術協力プロジェクト等を通じて日本の法曹が得た知見は，現地の日系企業においても非常に有益である。例えば，商法等の日系企業の現地の活動に係る法律の改定がなされた場合に，現地に派遣されている法曹が任務終了後現地セミナー等で講演を行い，改定のポイントを示すことは現地の日系企業においても有用であろう[85]。

また，特に弁護士の方で，このような現地に進出する日系企業に対する法律関連サービスの提供のニーズを把握できれば，日本の法律事務所も，法制度整備支援後のビジネスチャンスを見据えて，戦略的に法制度整備支援に対して人材を輩出できるようになる。結果として，法制度整備支援が，日本の弁護士の育成に裨益し，育成された弁護士が日系企業をサポートし，日系企業の自由で公正な経済活動の活発化を通じて，日本の国益となるという良いサイクルが創出されるものと考えられる。

---

[84] 各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって，社会の良き一員として行動し，持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取組である国連グローバル・コンパクトの行動原則であり，人権の保護，不当な労働の排除，環境への対応，そして腐敗の防止に関わる 10 の原則のこと。（グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク参照）

[85] 日本の法制度整備支援における中立的な姿勢については，被援助国からも良好な評価を得ており，これを維持しつつ，国益に資することが求められる。

他方，法制度整備支援の対象国によっては，既に日本の法律事務所が進出している国もある。その場合には，現地の法制度及び現地での日系企業のニーズを把握したそれらの弁護士との連携，協力体制を強化し，互いにノウハウを積極的に共有することが，日本の国益になりうる。

とりわけ，このような国の日本大使館が，上記のような好循環を生むように，日本の法律事務所の現地オフィスへ，当地における日本関係者のための法律アドバイス業務等を委託する，あるいは，外務省（当地における日本大使館）が，弁護士個人を任期付公務員等として相応のレベルで採用したりして，日本大使館に法制度整備支援担当窓口を置く等の方策により，日系企業や現地 NGO などから法制度の実効性にかかる情報収集をしながら個別案件についても相談に応じられる体制を導入することが望まれる。この際，日本企業の活動が活発である国（特に，日本と EPA のある国）においては，その投資環境整備の一環として，現地での日系企業が陥る民・商事紛争についても個別に対応できる二国間の ADR（日本と当該国の弁護士，第三国の専門家などによる仲裁，調停等）を設置する等して現地法によって迅速かつ公正に処理されるようにして，将来的には現地裁判所も日系企業の信頼も得られるよう，現地での法制度整備支援との連携を推進すべきである。

（2） 法制度整備支援にかかる人財の育成

日本の法制度整備支援に対して高い評価が得られているのは，5-3-4 で示した通り，国内に設置された国内委員会等の学識者等や，法務省，日弁連，JICA 等から派遣されている専門家の努力により，被援助国に対して極めて専門性の高い援助を実現できている。このような高度な専門家による援助は，被援助国からも高く評価されるばかりではなく，他ドナーからも高い評価を受けている。しかし，提言の冒頭に述べたとおり，法制度整備支援は，起草された法の適切な実施と，独立した公正な司法を通じた法の支配の実効化を目指す段階にきている。このため，人々の権利の実現の程度を把握して，支援の有効性を現場レベルで検証し，抽出された課題のフィードバックを受けることで，実証的帰納的手法で必要な支援をピンポイントで実施することも期待される。

このため，従来のような専門家個人の法実務の専門性や経験と献身やそのサポートという体制では，その支援のニーズの質的量的変化に十分に対応できないことが懸念される。このような法制度整備支援の発展に応じて，また，法制度整備支援自体が最終的には人々の法意識と遵法精神の向上を目指すという長期的な取組であることからも，持続的に法制度整備支援を担う多様な人財を育成していかなければならない。このためには，各界の関係団体それぞれが人財育成のために期待される役割を担わなければならない。例えば，このような実証的な調査研究のニーズに対応するためには，大学との連携として，とりわけ，アジア法学，法社会学，地域研究の専門家らとの連携が不可欠である。また，法科大学院での科目に法制度整備支援関係科目を入れ，学生が履修できるようにしたり，いわゆるリーガル・クリニックにおいて法制度整備支援対象途上国に学生インターンを派遣したりすることにより法の支配にかかる人財育成が期待できる。

加えて，最高裁判所所管の司法研修所における法曹育成や，法曹資格取得後の裁判官，検察官，弁護士の研修の中に，法制度整備支援に関する研修を取り入れていくということも有用であろう。さらに，外務省や JICA が軸となりつつ，裁判所，法務省，弁護士会ばかりでなく，文部科学省や経済産業省等関係省庁とも連携，協働して，途上国の法学生，修習生，法実務者を留学生として日本に招聘し，また，UNAFEI や JETRO 等の，研修，教育，調査，研究，広報機能を駆使して，日本の学生や法曹，企業家における途上国の法制度に対する理解を深めていくといったことも考えられる。また，JICA の実施する南南協力の場に日本の法実務者を派遣し，途上国の法実務に対する理解を促進させるという方法も考えられる。

大学レベルでは，各国の関連学会（アジア法学会，アジア国際法学会，法社会学会，比較法学会，国際開発学会等）や研究会（カンボジアにおける比較法研究会等現地のイニシアティブ等を奨励）と連携しつつ，それぞれの国の法律に対する理解の進化を図ることも有用であろう。

さらに重要な課題として，関係国際機関（世界銀行，UNDP 等）への法曹等の派遣を各省庁及び弁護士会等が積極的に図れるような調整も必要となってくる。なぜなら，これら国際機関の本部，現場レベルでの研修を兼ねてこれらとの人的ネットワークを形成することによる実際上の連携を促進することにもつながるからである。

このように，多角的に法制度整備支援を担う多様な人財を国内外でグローバルかつローカルに育成していくことは，日本と援助対象国の相互理解と法の支配の担い手の育成と交流を深めることにもなり，日本のソフトパワーの拡大深化にも貢献することにもなる。つまり，法制度整備支援のための総合的な人財育成は，日系企業にも裨益し，さらに，法の支配と人間の安全保障の実現のための公正で持続可能な市場の形成を促進し，官民産学による包括的で多角的な外交を実現する上でも極めて重要であるものと考えられる。

（1） 法制度整備に関する基本方針

法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）[1]

平成 25 年 5 月

Ⅰ．基本的考え方

世界各地の開発途上国に対し，立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は，良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに，開発途上国が持続的成長を実現するために不可欠な基盤づくりを支援するものである。また，法制度整備支援は「法の支配」を重視し，その強化を国際社会に訴えてきた我が国として，将来に渡り，国際社会における名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり，戦略的な支援を展開していく必要がある。そこで，我が国の対外援助の基本方針である政府開発援助（ODA）大綱，ODA 中期政策等に基づき，1）自由，民主主義，基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着，2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保，3）我が国の経験・制度の共有，我が国との経済連携強化，地域的連携・統合の基盤整備，4）日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援，5）ガバナンス強化を通じた我が国が実施する経済協力の実効性の向上と国際開発目標達成への寄与といった観点から，基本法及び経済法の関連分野において積極的な法制度整備及び運用の支援を行うこととする。我が国の法制度整備支援は，現地に専門家を派遣して，相手国のカウンターパート機関と対話・調整を進めながら，我が国の経験・知見を踏まえつつも，相手国の文化や歴史，発展段階，オーナーシップを尊重し，国の実情・ニーズに見合った法制度整備を支援していることに特長がある。さらに，法の起草・改正にとどまらず，法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備，法曹の人材育成や法学教育，運用に係る実務面での能力強化までを視野に入れ，相手国自身による法制度の運用までを見込んだ支援を行っているという特長もある。このような日本ならではの技術協力は，開発途上国側の能力向上に資するとともに開発途上国と我が国の間の関係強化にも資することが期待される。

今後も日本の法制度整備支援の特長を活かし，相手国のニーズ・案件に応じ，専門家の派遣，学者や法律実務家，制度運用機関を中心とする国内組織からのサポート，訪日研修，留学生受入，開発政策借款による相手国の制度・政策改善，国際機関を通じた支援等の多様な手法を組み合わせ，また有機的に連携させて，柔軟でバランスの良い，効果的な支援を実施する。

Ⅱ．法制度整備支援の実施体制

今後も日本の法制度整備支援の特長を活かし，相手国のニーズ・案件に応じ，専門家の派遣，学者や法律実務家，制度運用機関を中心とする国内組織からのサポート，訪日

研修，留学生受入，開発政策借款による相手国の制度・政策改善，国際機関を通じた支援等の多様な手法を組み合わせ，また有機的に連携させて，柔軟でバランスの良い，効果的な支援を実施する。

支援の充実を図るには，派遣される専門家はもちろんのこと，法制度整備支援に取り組むことに適当な人材をより多く確保することが不可欠であることから，人材の活用と育成のための基盤整備を図る。さらに，具体的な支援の実施等においては，外務省，法務省等の関係省庁の連携はもとより，政府と日本弁護士連合会，経済団体等関係者及び大学等関係者との間の官民連携が不可欠であることから，引き続き，法務省・JICA 主催の法整備支援連絡会などの既存の枠組みも活用しながら，具体的な官民連携による支援策についての検討を行い，オールジャパンによる支援体制を強化していく。なお，我が国の援助リソースを効果的かつ効率的に活用するためにも，他ドナーとの役割分担にも留意し，研究機関とも連携しつつ，選択と集中による支援を実施する。

また，現地の我が方大使館・JICA 事務所と現地に派遣された専門家が緊密に連絡することを通じて，法制度整備支援の過程で形成された人脈が断絶することなく，その後も現地の情報収集等に活かされるよう努める。

Ⅲ．その他（支援の効果的実施のために必要な事項）

(1)法制度整備支援に投入可能なリソースが限られる中，援助効果を高め，戦略的に支援を行うため，今後も新規案件形成に際しては，優先順位付けをより積極的に行う。なお，投資環境整備に必要な法制度整備を行うにあたっては，技術協力による相手国の制度の構築や能力強化等に加えて，開発政策借款も有効に活用する。具体的には，開発政策借款を既往の技術協力から得られる経験を踏まえた政策目標の策定や法整備支援関係の調査，専門家派遣，研修等と組み合わせた形で行うことにより，その効果の拡充を図る。

(2)法制度整備支援の性格上，定量的な指標で成果を計ることの困難さはある一方，事業成果についての説明責任が強く求められている。現地のニーズや事業に対する評価をきめ細かく聴取することで，より事前・事後の評価に意を用いる。

Ⅳ．国別実施方針

法制度整備支援の実施に当たっては，被援助国のニーズ，これまでの支援実績，我が国にとっての外交面及び経済面での重要性，等を総合的に勘案する。また，特に基本法分野への支援は，その国の発展に必要な基盤整備の根幹部分であり，相手国の歴史や文化，生活習慣に深く根ざしていることから，それらの諸点で我が国との共通性・親和性を有している国について，法体系の同質性なども考慮する。また，途上国のニーズに加え，我が国経済界のニーズも踏まえた支援国，対象分野等の選定に留意する。

以上を踏まえた上で，当面の方針としては，インドネシア，ベトナム，ミャンマー，モンゴル，カンボジア，ラオス，ウズベキスタン，バングラデシュの 8 ヶ国を中心に進めていくも

のとする。その際，これら 8 ヶ国については，下記のとおり国別の実施方針を定めることとする。なお，中国については，日本企業の円滑な活動及び法の支配に基づいた健全なガバナンスの確立のために協力を行っていく。

また，今後，民主化の促進，法の支配の定着，平和構築支援，投資環境整備，官民連携等の観点から，8 ヶ国以外のネパール，東ティモールなどのアジア諸国や，アフリカ諸国等に対しても，相手国のニーズや必要に応じて，支援の需要を更にくみ取っていくこととする。

1．インドネシア

(1)インドネシアにおいては，貿易手続，税務，労働法，民事訴訟の簡易手続等，民間の事業活動に関わる様々な法制度整備とその透明かつ適正な運用が課題であるとの認識の下，我が国は，知的財産権法及び競争法に関し，適正かつ円滑な執行のための実施ガイドラインの策定支援，人材育成等の組織強化支援を行っている。また，司法に対する国民及び国際社会の信頼を得るとともに，投資環境改善の上でもガバナンス改革は極めて重要であることから，国家警察を民主的な組織としていくための国家警察支援や最高裁判所に対する調停制度に関する制度整備等の支援も行ってきた。

(2)これまで実施してきた，経済法整備・運用関係では，知的財産権法や競争法に関し良好な成果を上げてきているほか，選挙支援や警察支援等のガバナンス支援でも，我が国の支援が十分効果を上げつつある。また，我が国は，開発政策借款も通じて，投資・事業環境整備に係る法制度の整備，運用の改善を促している。一方で，今後もインドネシアの経済発展の観点のみならず，我が国からの投資促進・日本企業保護の観点からも，関連法制度整備及び運用改善を行う必要性は依然として高い。ただし，インドネシアの法制度整備分野は他ドナーも多くの協力を実施しているため，我が国の援助リソースを効果的かつ効率的に活用するためにも，他ドナーとの役割分担にも留意しつつ，選択と集中の観点から真に必要な協力に注力して支援する必要がある。

(3)我が国は今後，円滑な経済活動の基軸となる基本実体法令，手続法令の改正や，必要な立法措置やガイドラインの整備・拡充が望まれている経済法整備関連の支援，これらの法令の円滑な運用に向けた支援を重点的に検討する。その際，情報通信等の制度整備のニーズがある場合，これに対応することも検討する。ガバナンス支援では，これまでの国家警察民主化支援を中心とする協力の成果を踏まえ，市民警察活動の全国展開に向けた取組を行うとともに，健全なガバナンスの基礎となる司法分野について，インドネシア側独自の取組と協力ニーズを踏まえ，人材育成を中心とする更なる支援の実施に向けて，検討を行っていく。

2．ベトナム

(1)我が国はベトナムが経済成長促進・国際競争力強化，社会・生活面の向上と格差是正及び環境保全のそれぞれの開発課題に対応していく上での基盤として，健全なガバナ

ンス体制の確立が必要であるとの認識の下，民法，民事訴訟法等，各種法律の制定への支援や，金融，中小企業，投資環境整備等に関する政策的な助言，競争法，消費者保護法，知的財産権，通関，基準認証等の法令の執行にあたる人材育成への支援等の経済法分野の支援を行っている。近年，基本法分野では，ベトナムの課題の変遷に合わせて，起草支援に加え，法の適正な運用の確保という観点から司法制度の整備及び地方も含めた法曹・法律職等の人材の育成への支援面を強化し，高い評価を得ている。

(2)ベトナムでは法令の制定及び執行・運用における改善という課題がある。この面での改善は，同国における法の支配に基づいた健全なガバナンスの確立のために必要であり，また，我が国企業の活動の円滑化のためにも資することになる。

(3)ベトナムへの法整備支援の特徴としては，技術協力を中心とした上記取組について，日越官民対話の枠組みである「日越共同イニシアティブ」を含む多様なスキームを活用し，法令の制定及び執行・運用面の改善を促進している点が挙げられる。

(4)今後，ベトナム自身が定めている法制度整備戦略及び司法改革戦略との整合性に留意しつつ，法律の運用面での能力向上を図るため，人材育成等を通じた立法能力の強化及び法律の実施体制強化支援(裁判所，検察院，行政府(地方を含む)の能力強化，弁護士会の組織強化等)を継続する。経済法関連分野では，税関，税務，税制，競争法，金融，知的財産法，基準認証分野で，関係部局の職員の能力向上に関する支援を継続する。また，投資環境の改善，公共事業等の円滑な実施を図るため，投資促進政策・施策を担当する部局，公共調達部局への助言を行うとともに，近年市場経済化の進展に伴ってニーズが高まっている，消費者保護分野，PPP(官民連携)，環境・省エネ関連の制度整備について支援の検討を進める。

3. ミャンマー

(1)ミャンマーでは，2011 年の新政権発足後，民主化推進，市場経済化の促進を表明し，政治，経済，社会開発のそれぞれの分野において加速度的に改革を推進している。こうした動きを更に進める前提として，ミャンマーにおいては，法の支配の確立やガバナンスの向上，また市場経済に合致した法令の整備，法令の抵触・オーバーラップの解消及び法令の公布・公表によって，投資やビジネスを展開する上での透明性や予測可能性を向上していくことが喫緊の課題となっている。

(2)我が国は，ミャンマーの民主化と社会・経済改革を後押しするため，その基盤づくりに資する法制度整備支援を一層強化していく。それに際しては，ミャンマーが直面する喫緊の課題であり，かつ我が国企業の経済活動基盤整備にも資する民商事法，金融，税関行政を含む経済法分野等を端緒としつつ，関係行政機関や司法機関における起草能力強化・人材育成をも視野に入れた支援を行うことを基本とする。更に，今後同国政府に優先度を確認していく必要があるが，基準認証，投資環境整備，知的財産権，公共事業等の円滑な実施に資する法整備などのニーズは高いものと考えられるため，これら

支援の可能性も検討する。また，ミャンマー側のニーズや支援の実績から得られた教訓を踏まえつつ，ガバナンス強化を始めとする法・司法分野における包括的な支援を実施し，ミャンマーにおける「法の支配」の確立を目指すと共に，自由や民主主義の定着のため早急に必要とされる協力についても検討する。

4．モンゴル

(1)我が国はモンゴル政府の市場経済に関する制度整備・人材育成に対する支援として，調停制度の整備，税制の整備や徴税能力の強化，行財政管理能力，政策立案能力の向上に関する支援を実施し，高い評価を得ている。

(2)同国では，市場経済化の進展や国際的な経済活動の活性化の一方で，外国企業に不利な法令解釈や判断が行われる等の問題も指摘されており，市民や企業の権利の保障や紛争解決手段の多様化に資する法・司法制度及び関連機関の機能強化や人材育成が課題となっている。

(3)これまでの我が国の支援により，調停法が成立したことを受け，今後，法曹人材の育成や法制度が機能的に運用されるための継続的な支援を行い，調停制度の全国導入への協力の実施などを進めていく。

5．カンボジア

(1)我が国は，カンボジア政府が進める諸改革の成功に向けた支援として，税関，税制，税務等に関する協力の実施に加え，民法・民事訴訟法の起草・成立支援や，裁判官・検察官養成校における組織的な学校運営・法教育のノウハウ移転といった人材育成支援を行ってきた。また，弁護士の人材育成についても様々な研修プログラムの活用を通して協力してきた。

(2)これまでの協力を通じて，民法，民事訴訟法及びその関連法令が成立するなど，重要な成果を上げているが，今後はその適切な運用の確保など，民事分野における支援のニーズは依然として存在することから，今後も継続的に支援を実施していく必要がある。また，各省庁が起草する法令間の整合性を保つための，政府内部での調整機能の強化が必要である。

(3)我が国は，引き続き民事分野に焦点を当て，日本が支援したカンボジアの新しい民法・民事訴訟法の運用を支える法曹，司法職員，大学講師等の中核となる人材の育成，実務教育の更なる一層の充実や，司法関係機関の組織強化等への更なる支援を行っていく。また，法令執行の観点から，税務行政，税関行政における近代化へ向けた支援，ステークホルダーとの対話を継続していく。

6．ラオス

(1)我が国はラオスの健全な経済発展，ASEAN が進める地域経済統合・連結性の強化，域内の格差是正を図っていく観点から，法制度整備のための基盤づくり・人材育成，司

法制度の強化等，法制度の信頼向上に向け，民法典起草や人材育成支援などを行ってきた。

(2)これまでの協力を通じて，民法典起草が進んでいるほか，ラオスの司法関係機関及び大学等の法教育・研究機関の人材が着実に育成されてきている。

(3)今後，我が国は，司法関係機関及び大学等の法教育・研究機関の人材育成の更なる強化及び実務の改善を目指すとともに，ラオスへ進出している日系企業からのニーズが高いラオスの投資環境整備に関する法制度整備への支援を，ラオス政府の援助受入態勢を勘案しつつ検討する。また，法令執行に関しては税関行政についての協力を継続していく。

7．ウズベキスタン

(1)我が国は，ウズベキスタンが着実に経済・社会改革を実施し，長期的には民主化を達成するよう，経済構造改革に伴う困難を緩和する援助，持続的経済成長の基盤作りへの支援に努めており，国別援助方針においても，「市場経済化の促進と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援」を援助重点分野の一つとしている。

(2)ウズベキスタンでは，各種法令間の不整合や法解釈の不統一等により法令の円滑な執行・運用が行われないという課題がある。民間セクターの発展や貿易，外国投資の円滑化などに必要なビジネス環境の整備を主な目的として，法制度，税務，人材育成等の支援を行っていく。

(3)今後は，行政手続法令の改正，法令データベースの整備，倒産法注釈書の作成等に関するこれまでの我が国の協力の成果と教訓を踏まえ，我が国の協力が具体的な成果につながる分野を慎重に見極めつつ協力の実施を検討するとともに，引き続き法令の適切な運用のための人材育成についても支援の可能性を検討する。

8．バングラデシュ

(1)我が国は，バングラデシュについて，持続可能かつ包摂的な経済成長の加速化と貧困からの脱却という開発課題に取り組んでいく上での基盤として，健全なガバナンス体制の確立が必要であるとの認識の下，政府機能の強化や行政サービスの向上等のための支援を行ってきているほか，その他の様々な分野においても行政能力の向上に留意して支援を実施している。

(2)バングラデシュは近年新たな生産拠点として，また巨大な市場として継続的な経済成長を遂げており，日本企業の進出も拡大しつつある。一方で，バングラデシュでは，投資にあたっての手続面，法制度面等が日系企業の投資拡大の阻害要因になっているという指摘もあり，この面での改善は，同国における法の支配に基づいた健全なガバナンスの確立のために必要であるとともに，我が国企業の活動の円滑化にも資することになる。

(3)これまでバングラデシュに対して，法制度整備支援という観点からは，行政能力強化を中心に支援を実施してきているが，今後は経済法等の分野における支援についても

検討を行っていく。

[1]本基本方針改訂版は，法制度整備支援関係省庁（外務省，法務省，内閣府，警察庁，金融庁，総務省，財務省，文部科学省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省を含む）において協議の上，策定したもの。

（了）

（2） 日本による法制度整備支援の案件（インプット）

国名	案件名	スキーム	予算（千円）	期間	
				開始	終了
ベトナム	法整備支援プロジェクト（フェーズ 1）	技術協力プロジェクト	494,221	1996.12.01	1999.11.30
	法整備支援プロジェクト（フェーズ 2）			1999.12.01	2003.03.31
	法整備支援プロジェクト（フェーズ 3）		343,035	2003.07.01	2007.03.31
	法・司法制度改革支援プロジェクト	技術協力プロジェクト	483,276	2007.04.01	2011.03.31
	法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ 2）	技術協力プロジェクト	502,633	2011.04.01	2015.03.31
	競争法施行，競争政策実施キャパシティ強化プロジェクト	技術協力プロジェクト	112,030	2008.09.24	2012.06.30
	競争法改正，施行能力強化支援プロジェクト	技術協力プロジェクト	144,157	2012.07.01	2016.06.30
	ベトナム国知的財産権情報活用プロジェクト	技術協力プロジェクト	530,000	2005.01.01	2009.03.31
	ベトナム国会事務局能力向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	184,281	2014.01.09	2017.01.08
	基準認証制度運用体制強化プロジェクト	有償技術支援-附帯プロ	342,684	2009.11.26	2013.04.30
	知的財産権執行官等研修	国別研修	17,526	2008.02.01	2010.02.28
	知的財産権情報活用プロジェクト	技術開発プロジェクト	422,361	2005.01.01	2009.03.31
	知的財産権の保護及び執行強化プロジェクト	有償技術支援-附帯プロ	141,049	2012.06.28	2015.06.27
	国際知的財産権（B）	国別研修	48,148	2012.09.03	2012.10.05
	投資環境整備アドバイザー（ベトナム）	個別案件（専門家）	53,978	2012.07.01	2014.07.31
カンボジア	法制度整備プロジェクト（フェーズ 1）	技術協力プロジェクト	301,249	1999.03.05	2003.03.04
	法制度整備プロジェクト（フェーズ 2）		216,380	2004.04.09	2008.04.08
	法制度整備プロジェクト（フェーズ 3）		334,835	2008.04.09	2012.03.31
	裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ 1）	技術協力プロジェクト	101,250	2005.11.10	2008.03.31
	裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ 2）		216,058	2008.04.01	2012.03.31
	弁護士会司法支援プロジェクト	技術協力プロジェクト	147,852	2007.06.11	2010.06.10
	民法・民事訴訟法普及プロジェクト	技術協力プロジェクト	662,166	2012 年度～2016 年度	
ラオス	法整備支援プロジェクト	技術協力プロジェクト	232,356	2003.05.26	2007.05.25
	法律人材育成強化プロジェクト	技術協力プロジェクト	367,606	2010.7.11	2014.7.10
	税関行政実務	個別案件（専門家）	981	2012.1.19	2013.3.31
	法律人材育成強化プロジェクトフェーズ 2	技術協力プロジェクト	452,628	2014.07.11	2018.07.10
ウズベキスタン	倒産法注釈書作成プロジェクト	技術協力プロジェクト	63,741	2005.08.30	2007.09.30
	企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト	技術協力プロジェクト	120,036	2005.11.30	2008.12.31
	民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト	技術協力プロジェクト	61,033	2010.04.01	2012.09.30
中国	経済法・企業法整備プロジェクト	技術協力プロジェクト	515,096	2004.11.18	2009.11.17
	民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト	技術協力プロジェクト	163,429	2007.11.01	2010.10.31
	市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェ クト	技術協力プロジェクト	223,935	2014.6.25	2017.6.24
	民事訴訟法及び民事関連法	国別研修・個別専門家	91,819	2010.06.10	2013.10.31
	司法研修制度	国別研修	494,221	2010.07.01	2012.03.31
	行政訴訟法及び行政関連法	国別研修	39,818	2012.07.01	2015.06.30

	独禁法立法及び執行プロジェクト	技術協力プロジェクト	27,430	2012.07.18	2015.03.31
	公安捜査幹部研修	個別案件（国別研修）	9,450	2010 年度～2012 年度	
	資本市場法整備プロジェクト	個別案件（国別研修）	27,753	2009.10.01	2012.03.31
	知的財産権保護プロジェクト	技術協力プロジェクト	191,128	2005.10.01	2010.09.30
	犯罪防止及び刑事司法研修	個別案件（国別研修）	30,749	2009.11.15	2012.03.31
	財政税制立法・執行	個別案件（国別研修）	27,976	2009 年度～2011 年度	
モンゴル	弁護士会強化計画プロジェクト	技術協力プロジェクト	82,357	2006.09.15	2008.11.28
	調停制度強化プロジェクト	技術協力プロジェクト	87,838	2010.05.10	2012.11.09
	調停制度強化プロジェクト（フェーズ 2）	技術協力プロジェクト	122,670	2013.04.01	2015.12.15
	都市開発実施能力向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	320,000	2010.06.01	2013.03.31
	法整備支援計画	個別専門家派遣	33,892	2004.03.01	2006.06.05
	法令立案基礎技能育成のための指導者育成	国別研修	4,559	2005.11	n.a.
	税務行政強化プロジェクト	技術開発プロジェクト	214,569	2005.08.10	2008.07.1
インドネシア	和解・調停制度強化支援プロジェクト	技術協力プロジェクト	78,384	2007.03.01	2009.03.31
	法廷と連携した和解・調停実施	国別研修	15,017	2009 年度	
	研修計画/プログラム調整	個別案件（専門家）	33,399	2008.08.01	2010.07.21
	工業所有権行政改善（フェーズ 2）	技術開発プロジェクト	78,382	2007.06.21	2010.06.21
	知的財産権保護強化プロジェクト	技術開発プロジェクト	177,090	2011.04.08	2015.04.07
	税務行政近代化プロジェクト	技術開発プロジェクト	84,273	2006.12.28	2009.12.27
	税務行政近代化プロジェクトフェーズ 2	有償技術支援-附帯プロ	80,798	2009.12.27	2014.06.27
	競争政策プロジェクトフェーズ 2	技術開発プロジェクト	176,604	2009.09.21	2013.09.21
	貿易手続き行政キャパシティ向上プロジェクト	技術開発プロジェクト	337,197	2010.03.12	2013.06.21
東ティモール	法案作成能力の向上	国別研修	10,573	2008 年度～2010 年度	
	法制度アドバイザー	個別専門家	8,132	2013.04.01	2014.03.31
	法案作成能力向上研修 フェーズ 2	個別案件（国別研修）	3,496	2010 年度	
	法案作成能力向上	国別研修	7,479	2008 年度～2009 年度	
ネパール	民法及び関連法セミナー	国別研修	41,025	2009 年度～2011 年度	
	法整備支援アドバイザー	個別専門家	64,348	2010.7.28	2013.9.29
	刑事司法制度及び刑事手続きに係る比較研究	国別研修	12,727	2010 年度	
	民法解説書準備	国別研修	14,916	2012 年度	
	ケースマネジメントセミナー	国別研修	7,340	2012 年度	
	民法関連法	国別研修	15,447	2013 年度	
	法整備アドバイザー	個別専門家	31,728	2013.09.21	2015.09.20
	迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト	技術協力プロジェクト	196,635	2013.09.01	2017.03.31
	制憲議会支援	国別研修	50,465	2009.08.01	2012.03.31
	コミュニティー内における調停能力強化	技術協力プロジェクト	454,211	2010.01.01	2014.09.30
ミャンマー	法整備支援プロジェクト	技術協力プロジェクト	229,966	2013.11.22	2016.11.21
	経済特区開発にかかる法整備体制支援	個別専門家	24,749	2013.05.13	2014.03.18
	知的財産庁設立支援調査	開発調査	n.a.	2013.10.15	2014.03.31
コンゴ民主共和国	コミュニティ司法プロジェクト	現地国内研修	229,446	2010 年度～2011 年度	
イラン	法制度支援研修	国別研修	43,925	2004 年度～2008 年度	
	法制度整備 2	国別検収	31,622	2009.11.01	2012.03.31
	法制度整備フェーズ 3	国別研修	25,989	2013 年度～2015 年度	
	税関能力向上	国別研修	481	2009.10.20	2010.11.26
コスタリカ	ラテンアメリカにおける刑事司法制度改善プロジェクト	技術協力プロジェクト	45,890	2005 年度～2007 年度	
	ラテンアメリカにおける刑事司法制度改	技術協力プロジェクト	32,899	2008/6/23	2011/3/31

	善プロジェクト フェーズ２				
アフガニスタン	憲法学アドバイザー	個別案件（専門家）	27	2004 年度	
	憲法制定支援要請背景調査	調査団派遣	42	2004 年度	
イラク	犯罪防止（矯正保護）	個別案件（国別研修）	1,184	2010 年度	
	国民融和セミナー	国別研修	26,391	2007 年度～2008 年度	
ケニア	特別な配慮を要する子供の犯罪防止，リハビリテーション及び保護プロジェクト	技術協力プロジェクト	73,227	2006.08.02	2009.03.31
	青少年犯罪防止及び処遇制度改善プロジェクト	技術協力プロジェクト	77,487	2003.404.01	2006.03.31
	少年保護関連職員能力向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	148,230	2009.10.05	2013.10.04
	アフリカ地域の技術移転・産業振興のための知的財産の保護と活用	国別研修	5,717	2009.11.01	2009.12.01
コートジボワール	司法アドバイザー	個別案件（専門家）	46,584	2014.06.01	2016.06.30
シンガポール	知的財産権(CLMV)	南南協力	5,670	2009 年度～2011 年度	
	知的財産権(ASEAN)	5,311	2,000	2013 年度～2014 年度	
フィリピン	薬物法執行能力向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	67,560	2005.01.21	2007.01.20
	包括的国家競争政策のための能力向上プロジェクト	有償技術支援-附帯プロ	31,774	2010.03.31	2013.03.31
	包括的国家競争政策プロジェクトフェーズ２	有償技術支援－附帯プロ	34,108	2013.08.01	2016.03.31
	税関機能能力強化	個別専門家	9,736	207.06.27	2008.06.26
	税関機能強化	個別専門家	14,428	2008.08.01	2010.07.31
	内国歳入局人材育成開発プロジェクト	技術協力プロジェクト	98,457	2008.07.01	2011.11.31
ブータン	ティンプー市における交番システムの導入プロジェクト	個別案件（国別研修）	30,225	2013.07.01	2015.03.31
マレーシア	知的財産権人材育成にかかる MyIPO 行政能力向上プロジェクト	技術協力プロジェクト	106,542	2007.05.21	2010.05.21
	EPP 研修 知的財産権の人材育成	国別研修	2,494	2011 年度～2012 年度	
	税務人材能力向上プロジェクトフェーズ２	技術協力プロジェクト	53,791	2007.07.01	2010.06.30
	税務行政改革及び人材育成プロジェクト	技術協力プロジェクト	189,477	2005.08.01	2008.07.31
南アフリカ共和国	知的財産の管理，運用，登録，及び強化	個別案件（国別研修）	6,137	2009.06.15	2012.03.31
	アフリカ地域の技術移転・産業振興のための知的財産の保護と活用	個別案件（国別研修）	1,053	2009.11.01	2009.12.01
エチオピア	アフリカ地域の技術移転・産業振興のための知的財産の保護と活用	技術協力プロジェクト	4,032	2009.11.09	2012.03.31
パレスチナ	固定資産税システム改善	個別案件（国別研修）	17,482	210.06.21	2012.03.31
	地方財政改善プロジェクト	技術協力プロジェクト	865,644	2012.10.30	2016.09.30
タンザニア	税務研修能力強化プロジェクト	有償技術支援-附帯プロ	120,560	2012.03.10	2015.03.09
チュニジア	ガバナンス及び汚職防止対策	個別案件（国別研修）	9,191	2013.01.01	2013.03.01
各国	民商事法研修	課題別研修	n.a.	1997～2007(年１回)	
	国際知的財産権	課題別研修	n.a.	～2012 年度	
	汚職防止刑事司法支援	課題別研修	n.a.	～年１回実施	
	犯罪防止（矯正保護）	課題別研修	n.a.	～年１回実施	
	犯罪防止（刑事司法）	課題別研修	n.a.	～年１回実施	
	犯罪防止（上級）セミナー	課題別研修	n.a.	～年１回実施	
	投資環境法整備	課題別研修	n.a.	～年１回実施	
	独占禁止法と競争政策	課題別研修	n.a.	1996～2003(年１回)	
	競争法・政策-市場経済の基盤づくり-	課題別研修	n.a.	2004～2009(年１回) 2006 年を除く	

	APEC 知的財産権	課題別研修	n.a.	2002～2009 年(年 1 回)
	経済取引関係法整備支援(ベトナム，ミャンマー，モンゴル)	課題別研修	n.a.	1996 年
	中央アジア司法制度セミナー	課題別研修	n.a.	2004～2006(年 1 回)
	中央アジア地域刑事司法研修	課題別研修	n.a.	2009 年
	アフリカ司法・法務制度セミナー	課題別研修	n.a.	2006 年
	アフリカ地域知的財産権	課題別研修	n.a.	2006～2008(年 1 回)
	中央アジア比較法制研究セミナー	課題別研修	n.a.	2008 年
	著作権制度整備	課題別研修	n.a.	2006 年度～2010 年度
	仏語圏アフリカ刑事司法	個別案件（国別研修）	60,448	2013 年度～2014 年度
	中央アジア地域刑事司法フォローアップセミナー	フォローアップ協力	8,321	2013 年度

出所：JICA 提供資料等を基に評価チーム作成。なお，実績については主な案件であり必ずしも法制度整備分野全ての案件を含むものではない。また，金額については資料提供時点（2014 年 10 月）実績に基づく。

(3) 現地調査日程

日時		時間帯	佐藤評価主任	ティリアドバイザー	大和田	冨田	桜木	和田(オブザーバー)
11月2日	(日)	終日	東京→ホーチミン		東京→ホーチミン			
11月3日	(月)	9:00-11:00	Dzungsrt and Associates LLC (ベトナム弁護士事務所)		Dzungsrt and Associates LLC (ベトナム弁護士事務所)			東京→ハノイ
		11:30-12:00	長島・大野・常松法律事務所ホーチミンオフィス		長島・大野・常松法律事務所ホーチミンオフィス			
		14:00-15:00	LNT & Partners		LNT & Partners			
		15:00-16:00	LNT & Partners(元裁判官		LNT & Partners			
		夜	ホーチミン→ハノイ		ホーチミン→ハノイ			
11月4日	(火)	9:00-11:00	ベトナム司法省		ベトナム司法省			
		14:00-15:00	最高人民検察院 (SPP)		最高人民検察院 (SPP)			
11月5日	(水)	11:00-12:00	JICA専門家(ベトナム司法省)		JICA専門家(ベトナム司法省)			
		13:30-14:30	JICA専門家(ベトナム商工省競争管理局)		JICA専門家(ベトナム商工省競争管理局)			
		14:30-16:00	ベトナム商工省		ベトナム商工省			
		16:30-17:30	UNDP		UNDP			
11月6日	(木)	9:00-10:00	ベトナム計画投資省		ベトナム計画投資省			
		10:30-11:30	Vietnam International Arbitration Center		Vietnam International Arbitration Center			
		14:30-15:30	最高人民裁判所 (SPC)		最高人民裁判所 (SPC)			
		16:00-17:00	ベトナム共産党経済委員会		ベトナム共産党経済委員会			
		18:00-18:30			JETROハノイ事務所		JETROハノイ事務所	
11月7日	(金)	8:30-9:30	ベトナム弁護士連合会		ベトナム弁護士連合会	元JICA専門家		
		10:00-11:00	在ベトナム日本国大使館		在ベトナム日本国大使館			
		14:00-15:00	JICAベトナム事務所		JICAベトナム事務所			
		15:30-16:15	VILAF(ベトナム弁護士事務所)		VILAF(ベトナム弁護士事務所)		VILAF(ベトナム弁護士事務所)	
		16:00-16:45				世界銀行ベトナム事務所		世界銀行ベトナム事務所
		17:00-18:00	ハノイ国家大学日越コース卒業生		ハノイ国家大学日越コース卒業生		ハノイ国家大学日越コース卒業生	
11月8日	(土)	終日	ハノイ→プノンペン		ハノイ→プノンペン			
11月9日	(日)	終日	資料整理	名古屋→プノンペン	資料整理			
11月10日	(月)	11:30-12:00	在カンボジア日本国大使館					
		16:00-17:00	在カンボジアフランス大使館					
11月11日	(火)	11:00-12:00	カンボジア司法省専門家(元GIZ専門家)					
		15:00-16:00	アジア開発銀行					
		16:30-18:00	元JICA専門家(現国土省リーガルアドバイザー)					
11月12日	(水)	9:00-10:00	カンボジア開発評議会(CDC)					プノンペン→東京
		12:00-12:40	カンボジア弁護士①					
		13:00-14:00	USAID					
		15:00-16:30	カンボジア王立法律経済大学					
		17:00-18:00	カンボジア弁護士②					
11月13日	(木)	8:00-9:00	王立司法学院					
		10:00-11:00	カンボジア弁護士会					
		15:30-17:00	司法省					
11月14日	(金)	8:00-8:45	JICAカンボジア事務所					
		9:00-10:00	JETROプノンペン事務所					
		10:00-11:00	ADHOC(現地NGO)					
		11:30-12:30	JICAプロジェクトオフィス					
		13:30-14:30	カンボジア弁護士③					
		14:30-15:30	元JICA専門家					
		17:00-18:00	Equitable Cambodia(現地NGO)			プノンペン→東京	Equitable Cambodia(現地NGO)	
11月15日	(土)	AM	プノンペン→東京	プノンペン→名古屋	プノンペン→東京		プノンペン→東京	
		PM						
11月16日	(日)	終日						

（4）主要面談者リスト

（ア）国内面談者

外務省国際協力局国別開発協力第一課	課長補佐
外務省国際協力局地球規模課題総括課	課長補佐
外務省国際協力局国開発協力第二課	課長補佐
	課長補佐
名古屋大学	理事・副総長
法務省法務総合研究所国際協力部	副部長・検事
	法務教官・検事
法務省法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門	主任国際協力専門官
	統括国際協力専門官
	統括国際協力専門官
JICA 産業開発公共政策部ガバナンスグループ 法・司法チーム	主任調査役
	国際協力専門員（法・司法）
	国際協力専門員（司法・法整備）
神戸大学大学院国際協力研究科	教授
神戸大学大学院国際協力研究科	教授
神戸大学大学院国際協力研究科博士課程後期課程／JICA ミャンマー法整備プロジェクト	長期専門家
日本弁護士連合会国際交流委員会	委員長

（イ）現地調査面談者

(a)日本側関係者

JICA 法・司法制度改革支援プロジェクト	Chief Manager
	Coordinator
JICA 競争法改正・施行能力強化支援プロジェクト	JICA 専門家
JETRO ハノイ事務所	Director
在ベトナム日本国大使館	公使
	二等書記官
JICA ベトナム事務所	次長
	Program Officer
在カンボジア日本国大使館	一等書記官
	二等書記官
JICA カンボジア事務所	次長
JICA カンボジア事務所	Project Formulation Advisor

JETRO プノンペン	所長
	主任投資アドバイザー
JICA Legal and Judicial Development Project	Chief Legal Advisor
	Coordinator

(b)ベトナム側関係者

ベトナム司法省	Vice Minister
	Director General
ベトナム最高人民検察院	Director
	Head of Division
ベトナム商工省競争庁	Deputy Head
	Official
ベトナム計画・投資省	Head of Japanese Division
ベトナム最高人民裁判所	Director
ベトナム共産党中央経済委員会総合経済局	局長
	次長
	専門家
	事務所専門員
ベトナム弁護士連合会（VBF）	Vice President

(c)カンボジア側関係者

カンボジア開発評議会（CDC）	Deputy Secretary General
	Director
	Aid Coordination Officer
カンボジア王立法律経済大学	Rector
	Vice Director
カンボジア王立司法官学院	Secretary of General
カンボジア王国弁護士会	President
	Secretary General
カンボジア司法省	Judge, Secretary of State

(d)他ドナー

UNDP Vietnam	Policy Advisor
IFC ハノイ事務所	Operation Officer
在カンボジアフランス大使館	First Chancellor
	Multilateral and NGO　Cooperation Officer

URDSE（フランス・コンサルタント）	International Technical Expert
GIZ	Integrated Expert（元専門家）
ADB カンボジア事務所	Senior Program Officer
USAID Cambodia Mission	Deputy Director
	Rule of Law Specialist

(e)その他（有識者，NGO 等）

Dzungsrt and Associates LLC（ベトナム法律事務所）	Managing Partner
	Legal Assistant
長島・大野・常松法律事務所ホーチミンオフィス	ホーチミンオフィス代表
LNT & Partners（ベトナム法律事務所）	Partner
	Partner
Vietnam International Arbitration Center Department for Promotion & Training	Deputy Director
TMI 総合法律事務所ハノイオフィス	弁護士
VILAF	Managing Partner
ハノイ国家大学日越コース卒業生	ー
MHMS & Associates（カンボジア法律事務所）	弁護士
	弁護士
Solomon Advocates & Solicitors（カンボジア法律事務所）	Executive Director
カンボジア王国国土管理都市計画建設省	リーガルアドバイザー
Cambodia Law Services（カンボジア法律事務所）	弁護士
ADHOC（カンボジア NGO）	President
Law and Consulting Group（カンボジア法律事務所）	弁護士
JC International Law Office（カンボジア法律事務所）	Senior Advisor
Equitable Cambodia（カンボジア NGO）	Executive Director

（5）参考文献一覧

- 鮎京 正訓編『アジア法ガイドブック』 名古屋大学出版会 （2009 年）
- 伊藤隆 「特集ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクト――Ⅰウズベキスタン倒産法注釈書作成プロジェクトの紹介」 法務省法務総合研究所『ICD NEWS』第 24 号（2005 年 11 月）
- 大平哲 『テーマ別評価　セクターローンの評価・監理に関する提言』独立行政法人　国際協力機構（2008 年 2 月）
- 岡林直子「ウズベキスタン倒産法注釈書作成支援プロジェクトに参加して」 法務省法務総合研究所『ICD NEWS』 第 32 号（2007 年 6 月）
- 外務省「政府開発援助大綱」（2003）
- 外務省「政府開発援助に関する中期政策」（2005）
- 外務省　各国向け国別援助計画
- 外務省　各国向け国別援助方針
- 外務省　各年国際協力重点方針
- 金子由芳 『アジアの法整備と法発展』 大学教育出版（2010 年）
- 公益社団法人　総合紛争解決センターウェブサイト
- 国際協力事業団　国際協力総合研修所「第 2 部　第 2 章　第 1 節　グッドガバナンスとは」『カンボディア国別援助研究会報告書――復興から開発へ』（2001 年 10 月）
- 坂野一生 「第3章　第6節　カンボジア民法典と土地法」 香川孝三・金子由芳編 『法整備支援論――制度構築の国際協力入門』 ミネルヴァ書房
- 佐藤安信 「事例研究 4 平和と人権のための国際協力――カンボディア・UNTAC の現場から」『国際協力研究』第 22 号（1995 年 10 月）
- 世界銀行ウェブサイト
- 新美育文「ODA=法整備支援の一斑②――ベトナムとカンボジアでの経験（2）」『時の法令』第 1731 号（2005 年 2 月 15 日）
- 新美育文 「ODA=法整備支援の一斑③――ベトナムとカンボジアでの経験（3）」『（時の法令』 第 1733 号（2005 年 3 月 15 日）
- 新美育文 「ODA=法整備支援の一斑⑤――ベトナムとカンボジアでの経験（5）」『時の法令』 第 1738 号（2005 年 5 月 30 日）
- 新美育文 「ODA=法整備支援の一斑⑥――ベトナムとカンボジアでの経験（6）」『時の法令』 第 1740 号（2005 年 6 月 29 日）
- 新美育文「ODA=法整備支援の一斑⑦――ベトナムとカンボジアでの経験（7）」『時の法令』第 1750 号（2005 年 11 月 30 日）
- 新美育文「ODA=法整備支援の一斑⑩――ベトナムとカンボジアでの経験（10）」『時の法令』 第 1762 号（2006 年 5 月 30 日）
- 新美育文 「ODA=法整備支援の一斑⑫――ベトナムとカンボジアでの経験（12）」『時の法令』 第 1768 号（2006 年 8 月 30 日）

- 新美育文「ODA=法整備支援の一斑⑱――ベトナムとカンボジアでの経験（18）」『時の法令』 第 1782 号（2007 年 3 月 30 日）
- 新美育文「ODA=法整備支援の一斑⑲――ベトナムとカンボジアでの経験（19）」『時の法令』 第 1784 号（2007 年 4 月 30 日）
- 法務省法務総合研究所 『ICD NEWS』 第 27 号（2006 年 6 月）
- 法務省法務総合研究所 『ICD NEWS』第 47 号（2011 年 6 月）
- 三ケ月章 『司法評論 II 法制度整備協力支援』 有斐閣,（2005 年）
- 矢吹公敏 「特集 日本弁護士連合会の法整備支援活動――日弁連によるカンボジア王国司法支援の概要」 法務省法務総合研究所 『ICD NEWS』 第 5 号（2002 年 9 月）
- 四本健二『カンボジア憲法論』 勁草書房 （1999 年）
- Eveline N. Fischer, 「Implementation of Land Legislation Technical Assistance Completion Report」, ADB（2005 年 4 月）
- IFC ウェブサイト
- JICA 各種プロジェクト評価報告書
- JICA 法整備支援ポータルサイト
- OECD Stat.
- Roberta Thami,「Implementation of Land Legislation--Phase 2 Technical Assistance Completion Report」, ADB（2006 年 11 月）
- Samiuela Tukuafu ,「Improving Legal Infrastructure in the Financial Sector Technical Assistance Completion Report」, ADB（2007 年 6 月）
- WJP ウェブサイト